

令和 8 年

第 5 回飯舘村議会定例会会議録

自	令和 8 年	6	月	12	日
至	令和 8 年	6	月	19	日

飯 舘 村 議 会

令和 8 年第 5 回飯館村議会定例会会期日程

(会期 8 日間)

日 次	月 日	曜	区 分	開議時刻	日 程
第 1 日	6 . 12	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第 2 日	6 . 13	土	休 日		
第 3 日	6 . 14	日	休 日		
第 4 日	6 . 15	月	休 会		議案調査
第 5 日	6 . 16	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順 1 ～ 4 番）
第 6 日	6 . 17	水	休 会		議案調査
第 7 日	6 . 18	木	休 会		議案調査
第 8 日	6 . 19	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

令和 8 年 6 月 1 2 日

令和 8 年第 5 回飯舘村議会定例会会議録（第 1 号）

令和8年第5回飯舘村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	令和8年6月12日（金曜日）					
招 集 場 所	飯舘村役場 議会議場					
開閉会の日	開会	令和8年6月12日 午前10時00分				
時及び宣告	閉議	令和8年6月12日 午前11時05分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	佐 藤 勝 見	○	2	横 山 秀 人	○
	3	花 井 茂	○	4	飯 畑 秀 夫	○
	5	高 橋 孝 雄	○	6	渡 邊 計	○
	7	菅 野 新 一	○	8	佐 藤 八 郎	○
	9	佐 藤 健 太	○	10	佐 藤 眞 弘	○
署名議員	5番 高 橋 孝 雄		6番 渡 邊 計			
職務出席者	事務局長 志賀春美		書 記 糯田文也		書 記 卷野 凌	
地方自治法の 第121条のた めの出席した 者の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	杉 岡 誠	○	副 村 長	中 川 喜 昭	○
	総 務 課 長	村 山 宏 行	○	村 推 進 課 長	佐 藤 正 幸	○
	住 民 課 長 兼 会 計 管 理 者	山 田 敬 行	○	健 康 福 祉 課 長	今 野 智 和	○
	産 業 振 興 課 長	松 下 貴 雄	○	建 設 課 長	高 橋 栄 二	○
	教 育 長	高 橋 澄 子	○	教 育 課 長	三 瓶 真	○
	生 涯 学 習 課 長	荒 真 一 郎	○	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	松 下 貴 雄	○
	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	村 山 宏 行	○	農 業 委 員 会 長 農 会	原 田 直 志	○
	代 表 監 査 委 員	松 田 敏 行	○	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 会 長	伊 東 利	○
議 事 日 程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和8年6月12日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（佐藤眞弘君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第5回飯館村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（佐藤眞弘君） これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（佐藤眞弘君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告いたします。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件3件、条例案件4件、報告1件、計8件であります。

次に、本日までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により、請願並びに陳情については、総務文教常任委員会へ付託されました。

次に、議会運営委員会が、6月8日に本定例会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況ですが、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は4名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から令和8年4月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤眞弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって5番 高橋孝雄君、6番 渡邊 計君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（佐藤眞弘君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月19日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月19日までの8日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（佐藤眞弘君） 日程第3、村長提出の議案第39号から報告第1号を一括して、村長の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日ここに令和8年第5回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ち、3月議会定例会以降の村政の主な動きについてご報告いたします。

初めに、第7次総合振興計画についてです。

令和8年度から令和17年度を計画期間とする飯舘村第7次総合振興計画がスタートしました。第7次総合振興計画に掲げる「美わしく 清らかな村 いいたて」の将来像に向け、「人口増加策」、「ゼロカーボン」、「DX（デジタル変革）」の3つの共通重点事項に基づき、①なりわい分野では「豊かな産業と新たな交流が生まれる村」、②健康分野では「一人ひとりが輝き支え合う村」、③教育分野では「学びと文化で未来を拓く村」、④生活分野では「ともにつくる安心で安らぎが続く村」の4つの基本施策を掲げ、各種事業を進めてまいります。

また、第7次総合振興計画の着実な推進のため、村行政区長会をはじめとする村内関係機関と住民等が協調した効率的、効果的な村づくりを推進することを目的に、4月23日に飯舘村総合振興計画推進協議会を設立し、5月末までに2回開催しております。

また、村総合振興計画の推進の観点から、これまでの企業や大学、関係機関との地域連携について共有する中、新たな地域連携についても協議した結果、去る5月23日には、村と東急不動産、飯舘村総合振興計画推進協議会の3者による地域連携協定を締結しております。

次回以降においては、復興関係事業の進捗状況確認及び今後の取組についてご協議いただくこととしております。

次に、70周年事業についてです。

令和8年9月30日をもって、飯舘村は村制施行70年を迎えます。多くの先人たちが村政伸展を願い、日々村づくりに邁進する取組が今日の飯舘村を形づくってきたものであり、これまでの歩みを振り返るとともに、この70周年という節目を迎えたことを記念し、各課において記念事業が組まれております。

今秋、この秋には村敬老会をこの70周年記念事業と位置づけ、楽しい催しとなるようイベント等の検討を進めております。また、例年秋に行っております村表彰式は、表彰規程に基づく表彰に加え、震災による避難や復興に際しお世話になった方々をお招きして感謝状を送るなど、節目となるような式典を想定して検討を始めております。

このほか、各課において70周年記念を冠したイベントや行事を予定しており、この記念すべき年を「感謝と喜びをともにする一年」と位置づけて、村を挙げて祝いたいと考えております。

次に各課の報告を申し上げます。

まず、総務課関係です。

初めに、村消防団関係についてです。

3月6日に飯舘村消防団が優良消防団として竿頭綬を受章しました。竿頭綬は日本消防協会が優れた活動を行う消防団に対し授与する賞で、団旗の先につける綬、飾り紐として贈られるものです。消防団の今後の活動に一層の充実を期待するものです。

次に、4月19日に春季検閲式を行いました。式には団員68名と役場消防隊5名の計73名が参加し、川村団長の下、規律訓練とともに検閲を実施し、村民が安心して暮らせるよう、防火・防災体制の堅持をお願いしたところです。

次に、4月16日に第1回行政区長・副区長会議を開催しました。令和8年3月末の各行政区総会等での改選手続により退任された区長の皆様に感謝状を贈呈するとともに、新たに選出された区長9名、副区長11名の方々に委嘱状を交付させていただきました。また、会議に先立ち、互選により行政区長会長に佐須行政区長の菅野宗男さんが、副会長に草野行政区長の渡部 功さんが選出されました。会議では、各課からは本年度における主要事業等の説明を行い、各行政区からは要望や質問を受けたところです。

次に、表彰関係です。

今年度の春の叙勲で赤石澤 傳さん（飯樋町）に瑞宝単光章が贈られました。昭和57年から43年間にわたる消防団活動にご尽力されたその功績に対し行われたものです。心からお喜び申し上げますとともに、赤石澤さんの今後ますますのご活躍をご期待するものです。

次に、選挙管理委員会関係です。

飯舘村選挙管理委員会が福島県選挙管理委員会委員長表彰を受けました。これは、令和7年7月に行われた第27回参議院議員通常選挙における適正な管理執行と選挙啓発推進が評価されたものです。民主主義の根幹を支える大切な選挙について、今後も適正な執行管理に期待するものです。

次に、村づくり推進課関係です。

初めに、令和8年度住民懇談会及び第7次総合振興計画説明会についてです。

4月11日及び12日の2日間にわたり、交流センターふれ愛館、原町生涯学習センター及び福島県青少年会館の3会場にて住民懇談会等を開催し、延べ22名の方にご参加いただきました。

参加者からは、人口増加対策、働く場の確保、支障木対策、伐採木の処理、獣害対策、防災体制、子育て・教育環境、医療福祉の充実などの要望や、支援事業等の周知方法についてのご意見のほか、県の道路改良計画についてのご質問など、多岐にわたりご意見、ご要望等をお伺いしたところです。

これらのご意見等につきましては、今後村で行う事項、国や県に要望する事項などを整理しながら、それぞれ対応してまいります。

次に、産業団地整備についてです。

初めに、深谷地区産業団地についてですが、旧飯舘校等解体工事の2期工事に着手しており、現在は校舎の基礎等及び体育館解体に向けての現場状況の確認作業を進めているところです。

次に、小宮地区産業団地については、造成工事が3月末に完了し、現在、国有林の用地

取得の手続を進めているところです。

次に、移住・定住関係についてです。

村民の帰還と移住・定住の促進を目指し整備をしてきた福島再生賃貸住宅、大谷地住宅について、3月までに工事が完了し、4月3日に竣工式を行いました。

また、令和8年度飯舘村交流・移住・定住等促進支援事業について、プロポーザルによる審査を経て、4月1日に新たに株式会社MYSHと業務委託契約を締結いたしました。

次に、帰還困難区域についてです。

長泥地区の帰還困難区域において、現時点で未解除区域となっている区域の避難指示解除に向けた取組として、4月26日に帰還意向調査説明会を行いました。当日出席された方には会場で調査票を配付させていただき、欠席された方には後日郵送させていただいており、7月末までにはご回答をいただくこととしております。

次に、住民課関係です。

初めに、税関係です。

今年度の当初課税として、4月に固定資産税2,131件、5月に軽自動車税3,574件と個人住民税の特別徴収611件について、各課税対象者へ納税通知書を送付いたしました。

次に、ごみ関係についてです。

去る5月17日にクリアセンターにおいて、今年度1回目の粗大ごみ受入れを行い、当日は軽トラック29台、乗用車15台の計44台に積まれた粗大ごみを受け入れました。次回の搬入は11月を予定しております。

次に、村民の帰還状況等です。

6月1日現在の村への帰還者は630世帯1,166人で、帰還率は約31.6%となっております。これに転入者287人といいたてホームの入所者等を合わせ、村内の居住者は819世帯1,510人となっております。

また、避難を継続している方の状況ですが、県外避難者が137人、県内避難者は福島市に1,739人、南相馬市に247人、伊達市に218人、川俣町に192人、相馬市に105人など、合わせて2,631人です。

次に、健康福祉課関係です。

初めに、総合健診事業についてです。

令和7年度の実績ですが、集団健診、医療機関健診、県外健診を実施し、暫定値ではありますが、受診者数は612人、受診率は53.6%となっております。

健康づくりの第一歩として多くの方に受診していただくために、令和8年度も引き続き受診の勧奨、受診後の保健指導に力を入れてまいります。

次に、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊婦や子育て世帯に給付している支援金についてです。

国の制度である妊婦のための支援給付金として、妊婦認定時に5万円、併せて妊娠している子供の数1人に対して5万円を給付しております。令和7年度は延べ24名に合計120万円を給付しております。

あわせて、村独自の制度である出産時に支給する赤ちゃん誕生祝金20万円は、令和7年

度 8 名に合計160万円を給付しております。また、小学校、中学校の入学時及び希望の里学園 7 年生進級時に10万円、高校入学時に20万円を支給する子育て応援支援金は、合計69人に930万円を給付しております。

次に、福島県立医科大学生の実習についてです。

県立医大との包括連携協定により、理学療法士や作業療法士、臨床検査技師、診療放射線技師を目指す学生たちのいいたてホームでの今年度の実習が 4 月15日にスタートいたしました。未来の医療を担う人材育成のための一助になればと期待しているところです。

次に、相馬看護専門学校 2 年生の看護学生12名の地域看護実習受入れを、去る 5 月 8 日、12日及び14日の 3 日間行いました。保健・福祉・包括支援センターの事業説明や村民への訪問を行い、村の現状や地域の方々の健康の保持増進、疾病予防について熱心に耳を傾けておりました。

次に、帰村された村民の健康維持や増進のために開設しておりますサポートセンター「つながっぺ」ではありますが、利用登録者は105人となっており、令和 7 年度のサロン利用は延べ3,179名の利用でありました。村民の皆さんには、介護予防体操や交流などにご利用いただいております。

あわせて、高齢者の通いの場の一つとして、村内 9 地区、村外 1 か所にて地域サロンが運営されております。サロンの会員数は村内257人、村外30人の計287人で、地区集会所等で介護予防体操や各種教室などを行いながら交流を図っていただいております。

次に、飯舘村子育て支援センターについてですが、子育て相談会や子育て相談会に合わせた一般開放日を設け、子供たちと保護者の方々が、木製の滑り台やおもちゃなど、木のぬくもりを感じながら、様々な遊びを楽しんでいただいております。

今後も子供たちの遊びの機会の提供や子育て世代への相談支援、交流づくりの場として活用してまいります。

次に、産業振興課関係です。

初めに、農政関係です。

まず、水稻につきましては昨年度実績では約300ヘクタールの作付でありましたが、今年度は 5 月末時点の取りまとめによると、19地区45経営体で約357ヘクタールとなり、作付面積は約1.2倍に拡大しております。

なお、品種につきましては例年のように里山のつぶ、天のつぶのほか、主食用米のコシヒカリ、ひとめぼれ、ヒメノモチ、こがねもち、飼料用米のふくひびきと多品種にわたっております。

また、福島県オリジナル水稻モチ米品種あぶくまもちにつきましては、今年度も種もみと食用モチ米の生産拡大を図ってまいります。このため 5 月には飯舘村あぶくまもち生産組合等により、種もみ用と食用合わせて約44ヘクタールの圃場に田植が行われたところです。

今後、秋の収穫まで生産組合が主体となり栽培管理を行っていただきますが、村も県と協力の下、支援を行いながら品質、収量を確保してまいりたいと考えております。

また、毎年11月23日に宮中で執り行われる新嘗祭について、福島県を代表する献穀者に

本年度は前田地区の青田豊実さんが決定いたしました。献穀のお米は福島県のオリジナル品種、里山のつぶです。避難指示解除直後から着々と栽培面積を拡大してきた本村の水稻生産がさらに進展し、復興・創生を担う全ての方々への励みにつながることを期待するものです。

次に、営農再開支援についてです。

福島県営農再開支援事業による良質堆肥の導入やイノシシ・猿被害防止用の電気牧柵等の導入については、今年度も制度が継続しておりますので、村内で農に携わる方を増やすため、引き続き逐次申込みを受け付け、農業の振興を図ってまいります。

また、農地の維持管理についても、多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業等を活用し、各行政区の支部等の活動を推進しながら、営農再開に向けた農地及び附帯施設の管理と機能向上を進めてまいります。

次に、有害鳥獣被害対策です。

去る4月3日の鳥獣被害対策実施隊編成会議において、村内のハンター22名に委嘱状を交付し、有害鳥獣対策活動を開始しております。

また、令和3年度から発足しましたサル駆除プロジェクトチームについても、同じ会議において今年度も引き続き編成いたしましたので、昨年度同様、管理実施計画に基づき、猿駆除にも力を入れてまいります。

なお、令和7年度の捕獲頭数はイノシシ177頭、猿222頭に上っており、引き続き有害鳥獣対策に努めてまいります。

次に、環境省の長泥地区環境再生事業についてです。

当該事業地の2工区、3工区、4工区の農地において、村と県が実施主体となり、地元の住民の皆さんにご協力を得て、出荷制限解除のための実証栽培等を実施する予定です。

品目については水稻と指定野菜5品目を予定しており、各農産物から検出された放射性セシウム濃度が基準値未満または不検出であることを確認した上での国、県との協議により、令和9年度からは市場出荷が可能となるよう手続を進めてまいります。

次に、商工観光関係です。

まず、物価高騰に対する家計への支援及び地域経済の活性化を目的としたプレミアム付「いいたてほのぼの商品券」は、本年5月25日現在1万4,800冊、予定販売数の45.4%をご購入いただいているところです。利用期間を本年9月までとしており、引き続き事業を進めてまいります。

次に、宿泊体験館「きこり」及び農業研修館「きらり」であります。が、「きこり」入浴施設の利用者数は平成28年3月の再オープンから本年4月末までで4万6,196人、宿泊者数については宿泊を再開した平成29年5月から本年4月末までで1万1,882人、令和6年5月1日から軽食を提供している「やまぼうし」の利用者数は本年4月末までで5,660人となっており、村民の憩いの場、交流の場として多くの方にご利用いただいております。

このほか、令和7年11月から再開した宿泊者や団体客への飲食提供サービスのうち、団体でのご利用件数は本年4月末までで82件、約1,300人となっており、村内村外を問わず幅広いお客様にご利用いただいております。

さらに、令和6年7月にオープンした「きらり」の宿泊者数は、本年4月末までで1,686人、このうち農業研修によるものは626人でありました。

今後も、「きこり」や「きらり」の利用拡大につながるよう広く周知していくほか、村のイベントとも連携した情報発信を行ってまいります。

次に、村民の森あいの沢です。

令和4年4月より営業を再開したキャンプ場及びフリーサイトは、本年4月末までで1万499人が来場されております。県内外から家族連れのキャンプ、ソロキャンプなど様々な形でのご利用があり、今後もより一層の集客増につながる取組を進めてまいります。

次に、昨年度に引き続き福島県の事業再開・帰還促進事業を活用して、7月25日に大倉地区ではやま湖まつりを開催いたします。はやま湖まつり実行委員会を立ち上げ、村民の皆様や村の事業者の皆様が主役となって、花火はもちろん、出店や伝統芸能の披露など、一層地域が盛り上がるイベントにしていきたいと考えております。このほか、いいたて秋まつりやいいたて冬まつりなども実施予定であります。

次に、いいたて村の道の駅までい館の状況ですが、本年2月から4月末までのレジ客数は、までい館が3万4,894人、セブンイレブンが4万6,700人となっております。また、ドッグランのびのびについても、2月から4月末までに340件341頭のご利用をいただいております。

次に、ふかや風の子広場の利用状況についてですが、本年2月から4月末までに1,826人のご来場をいただいております。今後も道の駅とともに村の復興拠点として地域活性化を図るとともに、村内外に広くPRし、情報発信に努めてまいります。

次に、建設課関係です。

まず、村営住宅関係です。

昨年度建設しました福島再生賃貸住宅、大谷地住宅については10戸が完成し、4月3日に竣工式を執り行いました。現在、帰還者及び移住者の方が4軒入居しております。また、村内の住宅全体の入居可能戸数は121戸になり、現在104戸、約86%の入居率で160人が入居しております。

次に、土木係関係です。

長泥地区における帰還再生生活道路整備事業、いわゆる昇口舗装ですが、今年度は2か所を予定しており、測量設計及び舗装工事を進めてまいります。

また、小宮地区産業団地道路改良工事ですが、産業団地へアクセスする大型車両の円滑な通行を確保するため、道路拡幅工事を進めてまいります。

次に、村道・河川関係の維持管理です。

引き続き村道の草刈りや点検、村道の維持管理及び橋梁の維持管理、河川の維持管理に努めてまいります。

次に、農業基盤再生係関係です。

農業基盤整備促進事業による用排水路整備については、既設の用排水路の機能診断を昨年度に引き続き進めてまいります。

また、水田の水管理のための暗渠排水設備の機能診断については、昨年度に各地区の代

表地点において実施し、全ての地区で完了しております。

なお、それぞれの機能診断の結果を基に、用排水路及び暗渠排水ともに、営農を再開しているところまたは営農再開が確実なところで営農が進んでいる地区から順次工事を進めてまいります。

次に、ため池放射性物質対策工事及びため池補修工事についてです。

ため池放射性物質対策工事については、今年度は2か所を発注しており、ため池補修工事については、1か所を発注しております。これらの工事につきましては、年度内の完成を目指してまいります。

次に、教育委員会関係です。

去る4月6日にいいたて希望の里学園で入学式が行われ、10名の新入生が本村の学園に入学いたしました。また、4月7日にはまでの里のこども園で入園式が行われ、1歳児1名、3歳児2名の合わせて3名が新たに入園いたしました。当日は、村議会議長をはじめ、多くのご来賓の皆様や保護者、教職員に温かく見守られる中、それぞれ校長、園長から入学、入園の許可を受け、新しい学園生活・こども園生活をスタートさせました。

次に、去る5月12日にはいいたて希望の里学園前期課程児童の田植事業が、飯樋字大橋の圃場で実施されました。こども園の年長児も参加し、地域の方々12名のご支援をいただく中で、地域と園児・児童が一体となつての学びと交流が図られたところです。

続いて、までの里のこども園、いいたて希望の里学園合同でのいいたてっ子運動会が、5月16日に晴天の下、いいたて希望の里学園の校庭で開催されました。今年の運動会も子供たちはそれぞれの年齢、学年に応じ、趣向を凝らした種目で大きな声援をかけ合いながら、競技を行っている姿を見せてくれました。

次に、こども園及び希望の里学園の活動状況の全体的な概要についてです。

4月の新学期スタート以降、健康診断、保育・授業参観、修学旅行や校外学習を実施し、中学校体育大会相双地区大会、南相馬市小学校陸上競技大会に参加しました。

このほか、絵本作家であるいせひでこ先生によるワークショップが今年も実施されており、順調に活動ができています。

次に、生涯学習課関係です。

初めに、相馬野馬追関係です。

5月23日から25日にかけて開催された相馬野馬追祭りに、今年も村から4騎が出場しました。

また、昨年この相馬野馬追の式典で踊りを披露したことを契機として結成された飯舘村相馬流山踊り保存会の取組が、今年度の公益財団法人東日本鉄道文化財団地方文化事業支援として採択され、去る5月15日に交流センターにて支援承認書の贈呈式が行われました。今回の支援事業により、活動助成金として46万8,000円の交付を受けることとなり、保存会では、陣笠の購入と稽古の講師謝礼などに活用することとしております。

次に、今年度1回目の自主文化事業、守時タツミ「景色の見える音楽会」を5月31日に交流センターにて開催いたしました。当日は村内外から約50人が来場され、本村の四季をイメージして作られた曲をはじめ、守時さんが奏でる美しいピアノ演奏に皆さん聞き入っ

ておりました。

以上が、各課からのご報告になります。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

議案第39号は、令和8年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）です。

既定予算総額に3億9,601万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を166億236万8,000円としました。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に1,513万4,000円、民生費の児童福祉費に1,632万2,000円、農林水産業費の農業費に1億9,743万9,000円、商工費の商工費に1億3,365万5,000円、土木費の道路橋梁費に1,291万3,000円などを計上しました。

歳入には、地方交付税、国・県支出金、繰入金等を充てております。

議案第40号は、令和8年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）です。

既定予算総額に2億5,417万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を10億4,556万4,000円としました。国保税の減免に伴う国県支出金の調整を行うものです。

議案第41号は、令和8年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）です。

既定予算総額に21万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を10億9,703万3,000円としました。

議案第42号は、飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

これは、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律並びに地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことから、飯舘村国民健康保険税条例に子ども・子育て支援納付金に関する条項を追加するとともに、税率及び課税限度額等について必要な改正を行うものです。

議案第43号は、飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例です。

これは、令和7年度の税制改正により介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、被保険者の意図しない保険料段階の上昇や不利益を生じないように必要な減免措置を講ずるため、令和8年度に限り当該税制改正の影響による差額分を免除する特例の規定を条例附則に追加するものです。

議案第44号は、東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例です。

これは、東日本大震災及び原子力災害による被災者に対する令和8年度の国民健康保険税について、平成29年に避難指示が解除された区域については2分の1を、避難指示が解除されていない区域及び令和5年に解除された区域については全額を減免することを定めるものです。

議案第45号は、東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例です。

これは、東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対し、介護保険料を減免するに当たり、前年度に引き続き令和8年度の保険料も対象とすることを定めるとともに、平成29年に避難指示が解除された区域については2分の1を免除とする改正と併せ、避難指示が解除された旧避難指示区域等の令和7年度の合計所得金額が633万円以上

の被保険者について減免の適用除外とすることを定めるものです。

報告第1号は、令和7年度飯舘村一般会計繰越明許費繰越計算書です。

これは、地方自治法に基づき、令和7年度に完了せず翌年度に繰越しする事業の明細を報告するものです。

以上が提出いたしました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤真弘君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時33分）

◎再開の宣告

議長（佐藤真弘君） 再開します。

（午前11時05分）

◎散会の宣告

議長（佐藤真弘君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前11時05分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年6月12日

飯 舘 村 議 会 議 長 佐藤 眞弘

同 会議録署名議員 高橋 孝雄

同 会議録署名議員 渡邊 計

令和 8 年 6 月 1 6 日

令和 8 年第 5 回飯舘村議会定例会会議録（第 2 号）

令和8年第5回飯舘村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和8年6月16日（火曜日）					
招 集 場 所	飯舘村役場 議会議場					
開閉会の日	開議	令和8年6月16日 午前10時00分				
時及び宣告	閉議	令和8年6月16日 午後 4時51分				
心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	佐 藤 勝 見	○	2	横 山 秀 人	○
	3	花 井 茂	○	4	飯 畑 秀 夫	○
	5	高 橋 孝 雄	○	6	渡 邊 計	○
	7	菅 野 新 一	○	8	佐 藤 八 郎	○
	9	佐 藤 健 太	○	10	佐 藤 眞 弘	○
署名議員	7 番 菅 野 新 一		8 番 佐 藤 八 郎			
職務出席者	事務局長 志賀春美		書 記 糯田文也		書 記 万福大輔	
地方自治法の 第121条のた めの出席した 者の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	杉 岡 誠	○	副 村 長	中 川 喜 昭	○
	総 務 課 長	村 山 宏 行	○	村 推 進 課 長	佐 藤 正 幸	○
	住 民 課 長 兼 会 計 管 理 者	山 田 敬 行	○	健 康 福 祉 課 長	今 野 智 和	○
	産 業 振 興 課 長	松 下 貴 雄	○	建 設 課 長	高 橋 栄 二	○
	教 育 長	高 橋 澄 子	○	教 育 課 長	三 瓶 真	○
	生 涯 学 習 課 長	荒 真 一 郎	○	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	松 下 貴 雄	○
	選 挙 管 理 委 員 会 長 書 記 長	村 山 宏 行	○	農 業 委 員 会 長 農 会 長	原 田 直 志	△
	代 表 監 査 委 員	松 田 敏 行	○	選 挙 管 理 委 員 会 長 選 委 員 長	伊 東 利	○
議 事 日 程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和8年6月16日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問（通告順1～4番）
- 日程第 3 令和8年請願第1号 村内放射線環境の情報公開を求める請願
- 日程第 4 令和8年陳情第4号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤眞弘君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤眞弘君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告いたします。

会期中の常任委員会の活動状況であります。6月12日に総務文教常任委員会が請願第1号及び陳情第4号の審査取りまとめ及び閉会中の所管事務調査等協議のため、同じく産業厚生常任委員会が所管事務調査報告取りまとめ等のため、それぞれ開かれております。

次に、特別委員会の活動状況であります。6月12日に東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会並びに高速自動車道整備促進特別委員会が開かれております。

次に、本日、総務文教常任委員長から請願第1号村内放射線環境の情報公開を求める請願及び陳情第4号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の審査結果について、お手元に配付のとおり、議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤眞弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 菅野新一君、8番 佐藤八郎君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（佐藤眞弘君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。8番 佐藤八郎君。

8番（佐藤八郎君） 私は6月定例会において、7項目12点について質問・提案をいたします。

一般質問は定例会ごとに村政の主人公である村民の生活の声、要望を3か月ごとに議会で発言し、提案をし、そのことの内容と村のやっていること、やろうとすることを明らかにし、村民皆さんに届け報告するためのものです。村民の代弁者として村行政の執行のチェックする意味での場でもあります。この間、私に寄せられた質問・提案をいたします。

質問に入る前に、非常に混迷している国政や世界を若干述べさせていただきます。

マスメディアを毎日見ていると、世界で戦争は当たり前のような情勢にあります。皆さ

んにとってはどのように映っているのでしょうか。アメリカのトランプの国際的ルール違反しての武力による戦争を起こして、世界中を巻き込んで混迷した社会としております。私たちの先人たちは第1次世界大戦の反省から不戦条約や国際連盟を設立し、しかし、その後、第2次世界大戦で中国、韓国、東南アジアなどを侵略をし、数千万人の命と自国兵士、国民も含め300万人以上の命が奪われました。総選挙で勝利したからとアメリカの言いなりに軍備の増強、集団的自衛権行使、情報機関の強化などを進め、まるで人の殺し合いと物体自然界を破壊する兵器の生産と輸出まで可能としております。

飯館村民は15年前の原発事故によりふるさとを追われ、財産も地域コミュニティーも奪われました。放射性物質という自然界にない31の核種を空から拡散させ、避難をさせ、15年目にしてやっと23%、1,500人の帰村状況であります。まさに、村民にとっても村にとっても道半ばであります。加害者である国、東電はこれからもこの飯館のふるさとを元どおりにするまでの責任と役割があるのです。最近、原発の再稼働や新設という報道もあります。まさに、金もうけをしたいがための行動であります。一方では生活の物価高、生業への影響、食料品の消費税減税もいまだ実施しないで、戦争への道へ進むことは原発事故の被災地、被害者を無視する何物でもありません。なぜなら、飯館村除染面積は約16%だけして残り84%には現在も放射性物質を置いたままであり、廃炉の見通しもなく、村全体のインフラ整備も自然界でも山菜やキノコ、原木も出荷禁止なのであります。飯館村の復興再生のために質問に入ります。

1項目めは、農林業の復興と再生についてであります。

基幹産業である農業支援事業の実施、内容や戸数、面積となりわいとしての見通しを伺うものであります。

次に、森林面積75%の当村は林業の復興再生は重要であります。専業として職場、雇用や経営づくりとそのための林道や作業技術アップと、それを補う経営体づくりへの施策と支援内容を伺うものであります。

2項目めは、美しく安全な環境について。

先人たちが築き上げた緑豊かな美しい村を原発事故により破壊されて15年となる。その村の中に高圧線や風力発電、太陽光、バイオマスなどこれまでになかった不安な環境となっているが、村の言う村民が暮らし安心できる安全安心な環境とは何を指しているのか伺うものであります。

次に、再生可能エネルギー、自然エネルギーを活用しての施策を具体的に示していただきたい。蓄電池や地域共生型の再エネ、営農型太陽光など国の事業はあるが、村としての支援策と対応策について伺います。

次に、国として原発事故前は年間被ばく線量は1ミリシーベルト以内との安全基準がありました。原発事故が起きて20ミリという基準に20倍もの基準が大丈夫だとされて、はや15年が過ぎ去ろうとしております。原発事故後の村の危険性は現在、どの位置にあるのか。除染するためには5ミリシーベルト以内を目指すしかないというこれまでの村の除染政策、そのことが終わりになる今も20ミリシーベルト緊急事態宣言基準は続いておりますけれども、村の考える村民が、子供が、若者が安全安心で暮らせるものは何なの

かを伺うものであります。

3項目めは、商工業の振興について。

第7次総合振興計画によれば、基本政策が16事業あり、関係者の周知、協議、推進、支援は具体的にはどのように進め、成果を目指そうとしているのか伺うものであります。

4項目めは、村民の健康づくりについて。

健診や運動教室、メンタルヘルス対策など第7次総合振興計画で11事業を挙げている。村は多くの事業を業務委託しているが、関係委託先との具体的な協力、協働、連携をどうされているのか伺うものであります。どうも、原発事故が起きた以後は行政職員が村民と関わる機会が、委託することやコンサルタント頼みなどといって職員自身が村のために研修の場や、さらには国政の動き、県政の動き、世界的な流れを学ぶ意欲が欠けているのかという心配をしているところであります。そういう意味でもこの命と健康を守るのには非常に大切な項目であります。

5項目めは、医療と福祉向上についてであります。

診療と投薬が村民が身近に利用可能な執行とするべきであります。国がインフラ整備が整ったので避難解除するんだと言いながら15年たっても今の飯舘村の現状であります。ほかの被災していない市町村、全国自治体の中でこれほど診療や投薬が身近なものでない地域はありましょいか。最近、町に病院がなくなったとか小児科が減っているとかいろいろ情報はありますけれども、村として現状の課題と見通しをぜひ示していただきたい。

2つ目は、原発事故前は福祉の拠点で高齢者へのサービス向上が実行されていたが、現状はまだまだ施設の不利用も多く事業をしようにも無理があるという現状にあります。重要な行政執行の課題をどのようにいつまでに原発事故前のような本来の福祉向上にしていくのか伺うものであります。

6項目めは、子育て支援について。

まだまだ放射線への不安がある環境が現実であり、第7次総合振興計画の中で子育て事業として10事業を挙げてありますが、課題把握と具体的な支援策を伺うものであります。

次に、子供たちの個性を伸ばす教育として第7次総合振興計画で13事業を掲げてありますが、ほぼ継続事業であり、現状の子供や教育行政のつかみ方をどのように把握されて、この10事業と併せながらどのような施策をして、健康で豊かな未来ある子供たちの教育を推進させるのか、現状の課題把握と具体策と支援策を伺うものであります。

7項目めは、避難解除されてからも避難場所からの通勤といいますか、通いながら共同作業や保全管理に努めている村民の努力に敬意を表するとともに、だんだんと難しくなっているというのは高齢化して若者が別な仕事に就いて休みが取れないとか、日曜とかには立て込んで事業があるとかいろいろな理由ございますけれども、牧野、部分林、用排水路、ため池、神社、墓など多くの管理をしなければならない実態にあるが、村としては何でもなく問題ないと原発事故の前のようにされていくんだと思っているのか。何か行政としてまとまった業者を組織し、その業者に全体に管理を委託しながら管理するか、何か具体策を考えているのか。どのようにこの実態を把握して支援しようとしている

るのか。国は15年放置された事実を知らながら予算の減額や中止を求めてきております。そのことに関しても村民の代表としてきちんと把握をして予算計上を要求すべきであるが、村民の代表である村長の考えを伺うものであります。

私どもは緑豊かな飯舘村に先人たちの知恵を生かしながら黙々と未来ある飯舘村づくりに励んでいただけてあります。原発事故で恩恵を受けていた村でもありません。恩恵を受けたと言え、悪い恩恵の放射性物質が拡散されたことだけであります。そのことからしてこの15年が原発事故の前のような行政と村民の連携、協働づくりができなかったことのデメリットをきちんと総括されて言うべきことは国にちゃんと言うというのが代表たる村長の責任であります。強くそのことを求め、質問いたします。

村長（杉岡 誠君） 8 番 佐藤八郎議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ご質問 1－1、基幹産業である農業支援事業の実態と生業、なりわいの見通しについてお答えいたします。

現在の村の主な品目ごとの作付状況は、水稻農家が34戸で主食用米、飼料用米等含め約360ヘクタール、花卉農家が19戸でトルコキキョウ、スターチス、リンドウ等で約4.7ヘクタール、畜産農家が12戸で繁殖牛、肥育牛合わせて約750頭の飼養、さらに主としてアスパラガスやサヤインゲンなど J A や道の駅直売所に出荷している農家が18戸で約5ヘクタールとなっております。

村では未来へつなぐ農業支援事業を実施しており、令和7年度の実績としては主に消耗品関係の支援として58件、修繕関係の支援として47件、新たな品目に挑戦するための資材等の経費一部補助2件、さらに牛舎の修繕等に係る経費支援として畜産農家4件に補助金を交付しております。

今後についても、飯舘村第7次総合振興計画に定めた農業分野の10年後の姿として持続可能で稼げる農畜産業の実現を目指すこととしておりますので、さきの村補助金をはじめ国県補助金なども最大限に活用しながら農業を振興してまいります。

次に、ご質問 1－2、森林面積75%の当村は林業の復興再生は重要である。なりわいとして職場づくりとそのための林道、作業技術アップと経営体づくりへの施策と支援内容についてお答えいたします。

なりわいとしての職場づくりとして、村では東日本大震災以降、本村の森林再生を大きな目標とする一方で、林業を村の新たな一大産業とすべく様々な取組を実施してまいりました。

具体的に申し上げますと、19行政区の避難指示解除後における環境省が伐採したイグネの運搬事業をはじめ、その後も間断なくふくしま森林再生事業等を進め、さらには木質バイオマス発電事業など森林の再生及び林業の発展に資する施策を展開してまいりました。さらに、令和8年度には林業専用道路の計画に着手することとしております。

なお、今後は異業種による参入、連携も必要と考えておりますが、現在のところ、異業種業者からは参入等の声が上がっていない状況であります。このため、今後関係団体等と森林施業の参入について検討してまいります。

次に、林道、作業技術アップと経営体づくりであります、林業研究センターによる林

業アカデミーふくしまでは、測量、森林調査の基礎講座や安全な伐木等作業技術講座などの短期研修から、林業分野に新たに就業を希望する方を対象とした知識、技術、資格を習得または取得するための長期研修まで、幅広く用意されております。希望する異業種業者等がありましたら、研修制度の周知を図ってまいります。

次に、ご質問２－１、村の言う安全安心な環境についてお答えします。

議員おただしの先人たちが築き上げた緑豊かな美しい村は、単に自然が豊かであることのみならず、地域に誇りを持つ村民自らが相互扶助の結の精神、習慣を大切にする中で懸命に村をおこし、村を富まさんと努めてきたその不屈の努力の上に根差しているものと考えております。また、村には里山に依存する純農山村として先人方々があらゆるものを資源として活用することで、村民生活を少しずつながらも向上させてきた歴史があります。こういった経緯を踏まえた上で、その一例として村面積の７割を占める森林については、震災前はシイタケ原木やキノコの生産、パルプ材の切出しのほか炭焼きや建築資材としての搬出など、多様な活用が図られてきました。これに対して、震災後は震災前の森林資源を活用したなりわいの全ては再生できてはいないものの、避難指示解除後から現在に至るまでふくしま森林再生事業などの森林整備事業等を継続して村が公共発注しているほか、木質バイオマス発電事業を民間事業者が実施する体系を整備することで多量の間伐材等の受入れ先を新たに確保するなど、将来にわたって森林整備、林業が発展していくための施策を現在進行形で強力に推進しているところです。

また、農村の景観を形成することに大きく寄与する農政関連施策についても、積極果敢に各種の事業に取り組んでおり、これらの取組は森林や農地の荒廃抑制はもとより、新たな担い手の確保や復興・創生に着実につながっているものと考えております。

また、いいたて美しい村づくり推進条例等に基づく無尽蔵な開発を抑制する制度も適正に運用してきているところです。今後の村づくりにおいては、緑豊かな美しい村という基盤の上に、景観と自然環境保全、村民の健康と安全、地域経済への貢献、そして未来への持続可能性を多角的に考慮し、住民参加と合意形成を前提とした地域に調和する住民福祉の向上に資する再生可能エネルギーにも取り組むことも必要であり、令和４年３月のゼロカーボンビレッジいいたて宣言によりその旨を公表しております。

なお、あらゆる事業について、飯館村らしさとは何か、何を大切にすべきかを考えながら、村民の今を支え、村の将来への布石となるべく村の将来を形づくる重要な要素として捉えるべきであり、住民福祉に寄与するとともに村民が安心して暮らせるということも十分に考慮した環境の構築が必要と考えております。

次に、ご質問２－２、再生可能エネルギーを活用しての具体的な施策についてお答えします。

村では、令和４年３月のゼロカーボンビレッジいいたて宣言により2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、脱炭素、災害に強い村づくりを行っていくこととしております。令和６年３月にはゼロカーボンビレッジいいたて実行計画を策定する中で、温室効果ガスの削減の取組として村内の工場、事業所、商工事業者に対し自社で利用する太陽光発電、風力発電等の設置や高効率エネルギー設備機器への転換、建築廃棄物や産

業副産物の資源化を呼びかけております。また、村民の目標、取組としては、太陽光発電の設置、既存住宅の省エネ化、電気自動車の大容量バッテリーを活用したビークル・ツー・ホーム等の導入をするなど、自家電力の一部を再生可能エネルギーにより賄うことなども促しております。

現在進めている支援策としましては、昨年6月に飯舘村企業立地等支援基金を設立し、飯舘村企業立地等支援補助金事業を進めており、その中の1つとして売電事業を主たる事業としない村内に立地、またはこれから立地する予定の企業が行う太陽光発電設備などの脱炭素化設備導入に対する工事費の補助があります。なお、令和7年度には製造事業を行う1事業者において、本補助事業制度により太陽光発電システムを導入した実績があります。

次に、ご質問2-3、国として年間被ばく線量1ミリシーベルト以内との安全基準があるが、原発事故後の村の危険性はどの位置にあるのかについてお答えいたします。

まず、年間追加被ばく線量についてであります。環境省によりますと健康に関する安全と危険の境界を示すものではありませんが、線源を導入・運用するものに対して厳格な管理を求める目的で追加被ばく線量を可能な範囲で最大限低くするために採用されているものとされております。

なお、追加被ばく線量1ミリシーベルトの考え方としましては、航空機モニタリング等による空間線量率の測定では自然界からの放射線のうち、大地からの放射線分毎時0.04マイクロシーベルトと、1日のうち屋外に8時間、屋内に16時間滞在するという生活パターンを仮定した毎時0.19マイクロシーベルトを足し合わせた毎時0.23マイクロシーベルトが追加被ばく線量年間1ミリシーベルトに当たるとのことです。

村では、平成23年4月から各行政区の宅地、農地40地点について継続して空間線量率の定点計測をし、毎月広報お知らせ版で周知しているほか、モニタリングポストで線量を計測、表示したり、個人線量計の貸出し、また、放射線に関する相談員を配置するなどの対策を取っております。今後も引き続き、村民の皆さんへの正しい情報発信に努めてまいります。

次に、ご質問3-1、第7次総合振興計画によれば基本施策が16事業あるが、関係者との周知、協議、推進、支援は具体的にどのように進め、成果を目指すのかについてお答えします。

第7次総合振興計画の事業計画の中で、商工業の振興の取組として豊かな産業と新たな交流が生まれる村を基本施策に掲げ、現在整備中の産業団地への企業誘致や既存の村内事業者への助成、支援を並行して推進しております。具体的な支援の取組としては、村独自の企業立地等支援補助金や制度内容を拡大したがんばる事業者支援補助金、支援保証料の補助や利子補給金制度などを整備しております。

なお、これらの事業制度については、これまでも広報等を通した案内を行ってきておりますが、今年度からは各制度のパンフレットを作成して、国県の補助制度と併せ各種セミナーや広報、ホームページ、村商工会との意見交換会などを通して支援制度の周知の強化を図っているところです。今後も国県の補助制度も活用した商工業事業者の支援策

を推進することにより、村民の所得向上や企業利益の向上をはじめ、なりわい人口と村内総生産の増加に向けて村内の商工業の一層の活性化を図ってまいります。

次に、ご質問４－１、村は多くの事業を業務委託しているが、関係委託先との具体的な協力、協働、連携をどうされているのかについてお答えいたします。

村の保健事業は、村の現状や村民の健康状態等の把握に努めながら、国の法律に基づき、まずは村職員が企画立案し実務に当たっております。その中で、より専門的な知見等が必要となった場合には、内容に応じて他機関への業務委託をしながら一体となって取り組むこととしております。一例を取り上げますと、現在、村で肥満解消のために実施している運動教室の場合、村の保健師が村民の健康状態の分析を行い、それに基づきＹＡＧＯメディカルフィットネスクラブの健康運動指導士に講師を依頼し、情報共有、検討を重ね、教室当日には村職員と役割分担をしながら教室を行っております。肥満解消には運動だけでなく食生活等生活習慣が大変重要でありますので、全12回の教室全てに保健師や管理栄養士である職員が参加し、運動だけではなく健診結果に基づく栄養指導や個別の保健指導等広く相談支援を行っております。他の事業においても、受託業者のみで事業実施がされているわけではなく、受託業者と調整をしながら進めているところで

す。

今後も村民の健康維持増進のため、様々な機関と情報共有、協力連携しながら事業を展開してまいります。

次に、ご質問５－１、診療と投薬が村民が身近に利用可能な執行とすべきである、現在の課題と見通しについてお答えいたします。

現在まで指定管理者である秀公会との協議連携をしながら、診療については週２回の診療と、必要な方への訪問診療の実施をしているところです。また、薬の処方については３月定例会でもお伝えしておりますが、いいたてクリニックでは国の医薬分業の方針の下、院外処方を行っております。なお、緊急を要する解熱剤等は引き続きいいたてクリニック内での処方を行っているところです。また、３月議会以降の動きとしては、現在、ハシドラッグ飯館店では処方箋を受けたその日の受取りも可能となっております。さらに、近隣市町村に開設されている薬局でも、在宅での医療や介護等を受けている方などで店舗での受取りが困難な方に対し、以前から居宅療養管理指導により村内のご自宅へ薬の配達も実施しております。

各事業所のご努力により改善に取り組んでいただいているところであり、村としても村民の皆様が安心して診療と薬剤の処方が受けられるよう、各関係機関と引き続き連携を図ってまいります。

次に、ご質問５－２、福祉の拠点で高齢者へのサービス向上が実行されていたが、現状はまだまだ施設の不利用も多く、事業をしようにも無理がある。重要な行政執行の課題をどのようにいつまでに本来の福祉向上に努めるのかについてお答えいたします。

現在、介護事業職員の人材不足等により、震災以前は村内で実施していたヘルパー事業及びデイサービス事業を再開するには至っておりません。そのため、村外のサービス事業所等に通所するための村外介護等送迎事業や、村外のサービス事業所が村内でサービ

スを提供いただくための飯舘村在宅サービス提供加算助成事業により、ケアマネジャーによる調整によってサービスの支援を行っております。また、サポートセンターつながっぺの運営により、住民が集い運動や昼食を含めた交流も実施しており、家に閉じ籠もることがないよう支援を実施しております。

引き続き、人材確保のため、法人としても様々なルートを通じて職員募集を行っていただいておりますが、村としても介護職員初任者研修等助成事業などの実施や、求職者への声かけ等により人材確保に努めてまいります。

次に、ご質問６－１、第７次総合振興計画の中で子育て事業として12事業あるが、課題把握と具体的な支援策についてお答えいたします。

現在、若い世代のみで初めて育児をする方々を含め、子供の成長過程においても様々な不安や悩みを抱える子育て世帯があります。その不安等を軽減するため、例えば乳幼児健診では法定の１歳６か月、３歳６か月の健診時期に加えて、いちばん館を会場に集団健診として村独自で４か月、10か月、２歳６か月、５歳児と健診期を設けて実施しており、子育ての悩み等を丁寧に相談できる環境を整えております。あわせて、専門的な知見が必要な場合は医師や心理士、言語聴覚士等による相談会も実施しているところです。

また、祝い金関係であります。国の妊婦のための支援給付金として妊婦認定時に５万円、妊娠している子供の人数に応じて５万円の給付金を支給しております。また、村独自の事業では赤ちゃん誕生祝金で出産時に20万円を支給するほか、子育て応援支援金では小学校・中学校入学時に10万円の祝い金、高校入学時には20万円の祝い金を支給し支援しているところです。子供は村、そして国の宝でありますので、引き続きしっかりと支援してまいります。

次に、ご質問６－２については、後ほど教育長よりご答弁申し上げます。

次に、ご質問７－１、牧野、部分林、用排水路、ため池、神社、墓など多くの管理しなければならない実態にあるが、村としてはどう把握され支援しようとしているのか。村民の代表としてきちんと把握して、予算計上、要求すべきであるがについてお答えいたします。

村内の共同利用施設については、震災以前から行政区や各地権者から構成される団体が主体となって各施設の維持管理に努めていただいているところです。なお、村としては、例えば用排水路やため池などの農業用施設に関しては、多面的機能支払交付金などにより支援しているところであり、各行政区各支部では村との集落協定に基づき地区の誰が何を実施するかなどの活動計画を明確にした上で、各種の活動を進めていただいております。また、村では多面的機能支払交付金事業の広域協議会を編成し、各支部の負担を減らしながら、より多くの村民が積極的に事業に取り組める仕組みづくりの支援を実施しております。また、これらに関しては本年度予算に必要経費は予算計上の上、議決をいただいております。

なお、おただしの管理対象物はそれぞれ所有者、管理責任者等が異なるため一概にお答えすることはできませんが、農政関連の施策に限定すれば、各種の事業により対処できない事案が生じた際は、その都度、村にご相談いただくことでその解決策を共に検討し、

必要な対策を実施してきており、今後も同様の対応を行ってまいります。

以上となります。

教育長（高橋澄子君） それでは、私から8番 佐藤八郎議員のご質問の6-2、子供たちの個性を伸ばす教育に向け第7次総合振興計画実施計画に掲げる13事業における現状の課題把握と具体的な支援策についてお答えいたします。

第7次総合振興計画実施計画の教育分野では、基本施策の3学びと文化で未来を拓く村を目指し、学校教育の中で一人一人の可能性と個性を伸ばす未来を拓く教育の実現を目標に掲げ、各事業を実施することとしております。ここでは国の学習指導要領に沿った学校教育を基本としつつ、実施計画にある主要な13事業について取り組み、総合振興計画における課題解決及び目標実現を図ってまいりたいと考えております。

現状の大きな課題としては、特に近年の少子化の影響もありまていの里のこども園及びいいたて希望の里学園の園児、児童生徒の数が減少傾向にあり、今年度はゼロ歳児から15歳までの就学人数が100名を切り97名となっているところです。また、指導面の充実、学力面の向上を目指す上で教職員の確保や放課後における学習機会の提供、家庭における学習習慣づけも課題となっております。

これらの課題に対する支援策として、まず、就学人数の確保についてですが、教育委員会としては学園等における様々な魅力ある取組をホームページ等で広く発信するなどし、村のこども園、学園に興味を持ち、保護者の皆様に選んでもらえるようPRに努めます。ほかにも教育留学や教育移住など、新しい手だての検討も行っていかなければならないと考えております。

次に、教職員の確保については、福島県教育委員会に適正な教職員配置を都度求めていくと同時に、村としてもICT支援員や学習支援員等、村独自の人員配置も引き続き行っていく必要があると考えております。また、放課後等の学習機会の創出については、いいたて希望の里学園と交流のある大学との連携などを視野に入れ、検討を進めてまいります。さらに、園児・児童生徒・保護者への具体的な支援策については、国県の事業も活用しながら今後も村負担による教育費等無償化の継続や、スクールバス運行による通学手段の確保などを行ってまいります。

このほか、村では奨学金や通学支援金、入学一時金や子育て応援支援金など、幅広く事業に取り組んでおりますので、全世代に対しての周知を図りながら、引き続き細部にわたった支援を行ってまいります。

以上となります。

8番（佐藤八郎君） 答弁いただきましたので、再質問をさせていただきます。

まず、基幹産業の農業について答えありましたので、村全体の耕地生産地面積からして何%なのか。そして、残りの土地、耕地利用をどのように進めようとしているのか。今のところ、集落化して米に主力を置いているようでありますけれども、農業のいろいろな分野が先ほど答弁ありましたけれども、なかなか大型機械化なり機械力で済まない土地に対してどのように進めるのかというのが大切になるのではないかと思いますので、生産地面積何%で残りの農地、土地活用をどうするのか伺っておきます。

産業振興課長（松下貴雄君） 佐藤議員の再質問でございます。

村内における営農再開の約の面積でございますが、詳しい数字は把握しておりませんが、約70%近くの営農再開の面積となっていると記憶しているところでございます。

2つ目の質問でございますが、今後の分野の部分で大型機械が入れない狭小の農地の部分での営農再開に向けてという話でございますが、村としましては、昨年度から綿花を実証栽培として実施してきているところでございます。今年度につきましては綿花に続き、オタフクナンテンを今村内で実証栽培を計画しておりまして、今後、栽培の結果に基づいて、今後の農業の新たな品目として検討していきたいと思っているところでございます。

以上です。

村長（杉岡 誠君） 課長の答弁に補足をさせていただきますが、1点目の全体に対して何%で7割近いというお話ありましたが、これは地域計画ということで、営農再開の予定があるという、あるいは自分でやる人に貸すということが計画になっておりますので、そういった計画に基づく部分についてはという条件があるかと思えます。

村内の水田、基盤整備水田が約900ヘクタール余り、全体にすると1,200ヘクタールぐらい水田がありますし、畑地は採草地を含めて、牧野組合の採草地等も含めて1,000ヘクタール以上ありますので、全体で2,500ヘクタール近くあるかなと思いますが、そのうちが分母になって、今最初にご答弁申し上げた水田が360ヘクタール、畑地等で10ヘクタールプラス採草地が今の営農再開のために使っている経営用の農業用地だとご理解いただければありがたいと思います。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 新たなもので何年か前にジェットエンジンの燃料云々とかいろいろな作物、試植されて、何年かやったように聞いているんですけども、綿花とナンテンというお話なんです、これはどのぐらいの規模にしてどのような販売航路でなりわいとしてどうなっていく見通しでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 今後の見通しということでございますが、取りあえず実証栽培ということで昨年度から綿花を実施してきてございます。まず村で成果ができるのかどうかという部分も含めて、それなりに収穫量も今後調査をし、最終的には村のなりわいとして品目としてやっていけるのかという部分も含めて、今実証をしているところでございます。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 続きまして、村75%の森林についてであります。答弁ずっと聞きましたけれども、村としての雇用の場、仕事づくりの場という位置づけはされないのか。震災前だと3団体4団体、それで百何十人以上の雇用者があって、なりわいとして十分成り立ってますます林業に力を入れている時代でありました。それが全く原発事故によってなくなったわけです。15年たってもその息吹さえも見えない。村もしようともしていないのかどうか。雇用や仕事づくりの場としてどれだけの重要視されているのか、もう一度伺う。

村長（杉岡 誠君） ご答弁の中でしっかり主張させていただいたと思いますが、林業に関しては議員常日頃からお話しになられているように、山林については未除染地が多いとそういうお話がある中で、線量調査をし、計画を立て、その中で国から予算を100%確保しながらいろいろな森林施業事業を実施してきましたし、いきなり施業に入る前にふくしま森林再生事業の前に里山再生モデル事業というものを飯舘村が手を挙げて、県内で初めて飯舘村内で3か年程度に関わる中で、国に実証をしていただいて、それが今やふくしま里山再生事業という事業化をされている。あるいはそのときのノウハウが基になってふくしま森林再生事業やその後の広葉樹林再生事業が出来上がっていると私としては認識をしているところです。

ですので、村は森林に関しては相当な思いを持ちながら、まさしくなりわいの再生という言葉ではありませんが、むしろ発展という立場に行くようにということで実施してきた経過があります。それに対して、議員おただしの関係者が少ないのではないかなというお話なのかなと思いますが、震災前の林業については非常に、多分収益的に十分得られていた方は少なかったのかなという私の臆測というか認識がございしますが、今は逆に林業関係のみで年間の収益を上げられたりという状況をつくったり、あるいは年間100ヘクタール規模の予算は確保しておりますが、全体ができない程度、大きさの発注もさせていただいておりますので、震災前の施業という民間のパルプ材出しとかそういう原木シイタケですか、そういった形の出し方とはまた違う形で今は進めさせていただいているというのが現状であります。村としては雇用の場として非常に大事だと考えておりますので、引き続き施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 答弁の半分が林業研究センターによるとなっておりますけれども、村独自にも今までの、今村長が答弁したようなこともやられているので、併せてきちんと雇用、仕事づくりの場にきちんと位置づけて技術者の、それはアカデミーに希望して行ってもらってもいいんですけれども、きちんと異業種の方にも入ってもらうことも含めて人、雇用の場をつくるということは人が集まるということですから、もちろん放射性物質がありますからそれはそれで村長言われることに気をつけながらも、ぜひ積極的に林業研究センターではない村独自の林業政策もきちんと、全体的には全国的には若者がかなり労働者として入っているのが林業なんです。ほとんど機械化になっていますので、楽しい。女の方でもかなり林業労働者になっている方もおりますので、いろいろ危険なものではありますが、進めていただきたい。

続きまして、2-1に入りますけれども、危険な環境ではないのではないかなという全体に読んでそういう話に聞こえるんですけれども、20ミリシーベルトが当たり前かという流れだとそういう思いになるかもしれませんし、復興や再生させなければならないということになればあまり気にしなくてやるというのが中心になるのかなという意味では、ただ問題は現実にはかなり危険な地域であることは間違いないので、何かこの答弁を見ているとなかなか容易でないなと思いました。そういう意味では、何をなぜ森林75%の飯舘村がいい村だとして住み続け、先祖も我々もそして今戻っている方々も戻れないで

いる村民も思っているかという部分を大切にしながら、安全安心なんだというものをきちっと交渉いただけないでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 安全安心ということについては、今のおただしでいきますと森林内の放射線量のお話なのかなと思いますが、放射線量に関しては先ほどのご答弁で申し上げたとおり、山林については未除染地でありますから、自然減衰、あるいはウェザリングということで降雨等による流出をする等によらなければ、あるいは森林内で沈降していくということでリター層に入らない限りは表面上の放射線量は変わらないとなるかと思いますが、その中で森林の施業ということを線量調査をしながら、計画をしっかりと実施しながら、あるいは施業の最中にしっかりとした線量管理をしていただきながら実施をしているというのが片やであります。ですので、そういった意味での施業をまずしていく中で、人が手を入れる中でもう一度村の森林を取り戻していくという、ほっておくだけではなくてできることをやっていくという方針でやらせていただいているところはご理解いただいているかなと思っております。

それに対して、ご質問の中では高圧線とか再生可能エネルギーとかそういったものが、震災前にはないものができてきている。それが不安ではないかというご質問でありましたので、さきのご答弁の中でそういったものについては単にそれがいい・悪いという考え方だけではなく、いろいろな様々な多角的な観点に考慮し住民参加と合意形成を前提とした、地域に調和する住民福祉の向上に資するものかどうかという視点を持って、一つ一つに対して対応していくという方針を述べさせていただきましたので、その中で安全というものが当然視点としてあります。その上で、安全が確実に図られる、あるいは一定程度図られる中でそれを安心として見ていただけるかどうかというのが、まさしく住民の方々の観点だと思いますので、その辺の調和ということも大事な観点だと考えているところであります。

以上であります。

8 番（佐藤八郎君） 簡単に言いますけれども、原発事故前にはないものが飯舘にどんどんできてきて、そこから電磁波なりいろいろ問題あるものが発せられているわけですから、その発せられている目に見えない、臭いしない、黙って体に受けているかどうか分からないものがどれだけ健康や自然環境に与える影響は何なのかをきちんと明らかにして、安全なら、村長が言う安全なら安全でいいですけれども、全国なり世界の学者に言わせればいろいろな見解があるわけですから、村長が完全に今村の中にあるいろいろな施設から出る自然界にはないものが全く健康や自然界に影響がないというなら、ないと答弁したほうがいいのではないですか。

村長（杉岡 誠君） 原発事故によって降下した放射線源、それに基づく被ばくというものについて私は一度たりとして容認したことはございませんので、それが安心だとか安全だとか言ったことは過去ありません。そういったものを受ける必要はなかった状況があるからこそ、今復興・創生という言葉がありますけれども、議員おただしの部分を含めて国にはかなり強い主張をさせていただいて、風評風化という言葉、県知事自身も言っておりますが、風化に決してならないようにということを鋭意取り組ませていただい

るところであります。どれぐらいの規模がどうなのかというのは、議員おただしのとおり、世界的にいろいろな学者の方々の説がありますが、ICRP等々によって示されている部分、年間100ミリシーベルト未満については統計的には死亡につながるようなものは相関がないというそういう発表が世界的に採用されていますので、そういう視点が国側の視点だと思いますが、私たちはそれを唯々諾々として受け取るというよりも、そういうものは知識としてはあるけれども、私たちは私たちの線量管理をしていかなければならないということで、線量計の貸出しというものを国のお金100%でしながら、そういうご不安に対しては実際に自分がどれぐらい被ばくをしているのかというのを見ながら、かつそれに対してどう対処したらいいのかという相談も受けていただきながらというのをずっと15年間、十数年間続けておりますので、これについては今後も線量計も含めてしっかりと対応を継続していきたいというのが私の考えであります。

以上であります。

8 番（佐藤八郎君） 次に移りますけれども、令和7年度に製造事業で1事業者が太陽光システム導入したという実績があるんだということでありますから、村民の方々なり関係する希望のある方に今後普及を進めるための周知、紹介はどうしていくのか伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今再質問でいただきました個人宅に対するそういった支援事業のことかなと思っております。これまで、先ほど答弁申し上げましたように企業、事業者におきましては村の企業立地等支援補助金事業ということで、これまでも補助を進めてきたところでありますが、各個人の宅についてはそういった支援等についてはまだ行っていないところであります。今後、そういったもの、物価高騰、そういった部分も見据えながら何らかの対策を検討する必要はあるのかなとは思いますが、まだ村の中にそういった補助制度ができていますのでありませんので、今後の検討課題とさせていただきます。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 先ほど答弁で年間1ミリシーベルトは0.23で大丈夫であるという、未満であるということになるのかどうか。0.23を年間ですと1ミリ超えるのではないかなと思うんですが、5ミリシーベルト未満で除染作業をやってきて、今も緊急事態宣言で20ミリシーベルト未満は住んだり生活していいという緊急事態をまだ解けない日本にあるわけですが、この辺は0.23以上のモニタリングポストを村中歩いてみても、かなり3分の1ぐらいは超えているのかな。そういうことは先ほど村長言ったように、一方森林では無除染に入ればもっと上がるというのは実態なんですけれども、この辺の誰が村に来てみても何しても分かるようなものをきちんと村はごまかしたり隠す必要のないことなので、実測値あるものはあるという表示をきちんとすべきではないかと何十回も何年も言い続けているんですけれども、なぜそういう方向にはならないんでしょうか。国から何かそういうことをやると叱られるとか、交付税で少なくされとか、何かあるんでしょうか。

副村長（中川喜昭君） 除染等の数字が出ておりますので、この辺について若干の整理という

部分でお話をさせていただきたいと思いますが、まずもって最後の質問の中で国から云々という話がありましたが、村としましては村民の健康と命を守るという立場からは、除染はきちんとすべきということでやってまいりました。八郎議員がおっしゃっている意味は、同じ考えをしておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それで、まず、20ミリシーベルト、あと年間5ミリシーベルト、あとは年間1ミリシーベルトと3つの数字が出ておりますが、まずは20ミリシーベルトについては、これは国の基準でありまして、多分震災なった当時、20ミリ、50ミリ、100ミリという大きな区分けがありまして、その数字によって区域の区割りをしたという数字であります。それで、今議員おただしのとおり、20ミリは国としては安全な域だという発言もしているところ私も覚えているところがありますが、村としては20ミリを容認するというところは一切しておりません。それで、平成23年、24年頃に除染計画を作る中で、村は除染部会という中で除染を進めるために、ただ国に除染をしてもらうのではなく、ある程度村から目標数値を述べながらそこを目指して国の除染をしてもらうということで、その数字が年間5ミリシーベルト、時間当たり1マイクロシーベルトという数字を除染目標として村では掲げております。それで、除染を進める中でその1マイクロシーベルトになるように当時国のほうに話をしながら、実際に測定などもしながらやっております。住宅周りについてはガンカメラなども使いまして、時間当たり1マイクロシーベルトになっているかどうかを確認するという方策をしながら、除染作業をしておりました。それで、ただ、その時間当たり1マイクロシーベルトが安全かといえ、村としましては国が言う年間1ミリシーベルトを目指すという文言が国の目標の中にあつたことがありましたので、村としては国が目標としている年間被ばく線量1ミリシーベルト以内にすることを強く言いながら進めてまいりました。それが時間当たり0.23マイクロシーベルトという数字であります。

ですので、0.23になったから安全かという部分は個人個人の捉え方があるわけであり、0.23より超えていても俺は飯舘村に行って住むんだという人もいれば、そのような数字であつては飯舘には戻れないという一人一人の考え方があつたというのも事実でございます。村としては0.23というのが1つの目安ではありますが、ただ、生活をする中でモニタリングポストで0.23の数値があるところもあれば、違う場所に行けばまだ低いところもある。先ほど言った、山に行けば高いところもあるということでは個人線量計、積算線量計を持って歩いていただいて、1日、あとは1か月、どのぐらいの被ばくをして受けているのかという部分を自分で管理をしてもらうということでも個人線量計という貸出しも行ってきたところであります。そういうことで、放射線量についてはそれぞれの考え方があつた中でありますけれども、村としては無用な被ばくを受けないようにということで対策をしてきたところでございます。今現在でも線量の高いところ、生活空間の周りの線量の高いところについては、フォローアップ除染という形で環境省にも問ひいただきますこともできますので、今後も村民の安全安心を確保してまいりたいという考えをしております。

以上であります。

8 番（佐藤八郎君）　続きまして、商工業の振興について。商工会加入者の実態把握はかなり商工会との話合いの中で会員加入者の名簿はもらったことあるので分かりますけれども、運営的にとか後継者問題なり経営の収支、なりわいとしてどうなのかという部分では現状としてはどう村は捉えているんでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君）　今議員の再質問の部分でございますが、今後村としましては各商工会に加入されています各部会との意見交換会を予定しておりまして、その中でいろいろな実態を調査し把握をしていきたいなと思っているところでございます。

以上です。

8 番（佐藤八郎君）　次に移りますけれども、村民の健康づくりでありますけれども、私、協力、協働、連携して関係委託先との実施しての現状の課題というのは、委託だけしているのでは丸投げしているのではないと一緒に進めているのだとすれば、現状の課題というのはきちんとあると思うんですけれども、何なのでしょう。

健康福祉課長（今野智和君）　再質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、事業が11事業ということで広いおただしの質問の中ということもございましたが、今質問の中で健診というところにも触れていただいておりますが、直近、明日から土曜日を除いて6日間、村の集団健診が実施されます。また、集団健診で実施できない、都合が悪いという方については医療機関への受診でこの健診を受けることができると考えています。まずはそれぞれの住民の皆さんが現在のご自分の体がどういう状況にあるのかということを知るためにも、この健診をまずは受けていただきたいと考えております。その健診を受けていただいて、健康であれば安心して生活ができますし、また何か項目として心配な点があればぜひ医療機関を早期受診いただいて、治療につなげていただきたい。まずは、村としてはこの入り口の健診の部分に力を入れてきたというところがございます。その上で、実施事業にもありますように各種事業もしくは健診を基にした特定保健指導を通じて村民の生命の維持、健康で過ごしていただくような支援を継続してまいりたいと考えております。

以上です。

8 番（佐藤八郎君）　11事業の中の何点かの健診なので、あとは別な機会にやらせていただきます。

5 項目めの診療と投薬の問題で、答弁を聞きますと課題はなくてこのままでやっていくんだという答弁のように聞こえたんですけれども、見通しはこのままであと何年先までいくつもりですか。

健康福祉課長（今野智和君）　お答えしたいと思います。

課題については議員、この間おただしのとおり診療日をお答えしましたが、今現在は週2回ということになっております。こういったところの日数を増やしていただけないかというのは、この間住民の方からも声としては寄せられておりますし、議員の皆様からも質問の中でこの間も寄せていただいたところになっています。こういったところは大きな課題となっておりますし、院外処方切り替わったことに対しての薬の受取りの部分についても、後ほど別の質問も受けているところではあります。そういったところ

は大きな課題と認識しているところであります。そういった中で、現在村のいいたてクリニックの指定管理者である秀公会と協議をしているところでありますし、継続してそういった村民の要望に少しでも前進できるような協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 秀公会との協議、ずっと委託契約結んでから何年になるのかやっていると思うんですけども、この間、何か進んだものというのは見えないんですけども、見通しとしてどうなんですか。このまましかないので。協議の内容については何を協議されているんでしょうか。やる方向なんですか。このまま委託の金額か何か問題で協議しているんでしょうか。

健康福祉課長（今野智和君） お答えしたいと思います。

この間、見えていないというお話いただいております、なかなか見えていないということの声があるとすれば、申し訳ないなとは思っているところでありますが、震災以降、帰村に合わせていいたてクリニックの再開という協議、これは以前の議会の中でおただしありましてお答えしているところでありますが、平成28年9月、クリニックを帰村に合わせて再開いただけないかという協議の中、まずは村の中で秀公会クリニックの再開をしていただいた。また、重ねて令和4年4月からは村で医師の確保等もございましたが、今まではなかった往診、訪問診療等を本田医師によって今現在行っている。こういった動き等はございました。令和4年4月からは週2回、午前中ということではありましたが、火曜日においては午前・午後の診療が拡大されたということもございます。

今後の見通しについて協議の中で見えていないということはございます。確かに今現在、方向性として確固たるいつまでという期限が見えているものではありませんが、継続して秀公会に村民の要望、そして後の質問でもございますが秀公会の現在の置かれている体制、そういったものも併せながら協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 次に移りますけれども、村民有志の嘆願書が村長にも届いているということで議会としても受けて、去る5月29日に意見交換をしておりますけれども、村長に嘆願書を頂いての村長の意向とこれに沿っての村民有志の方々の内容について実施する考えは何なのか伺うものです。

健康福祉課長（今野智和君） 村長の考えということではございましたが、嘆願書、当然私も目にしながら内部で見ておるところではあります。大きな趣旨として、現状、全国的な介護の人材不足等はある。それは認識しているのは分かる。ただ、これをいつまで動きとして現状のままでいくのか。前進させるべきではないかという強い要望というのがその中であつたのかなと考えているところです。いつになるのかという部分について、これについても今現状、どの段階になれば震災以前に行っていた村内での事業所の再開、ヘルパー事業所、デイサービスの事業所の再開というもの、これは見えていないところが正直なところではあります。その間において、1回目の答弁で申し上げたとおり、村

外への介護サービス事業所への送迎サービス、また村内へ村外事業所が来ていただけるような提供加算のサービス、こういったものを安定的に事業推進していくことがこの間、住民の福祉の維持、サービスを提供する体制につながっていくのかなというところで、この財源確保も含めて継続した事業実施を努めていきたいと健康福祉課としては考えております。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 健康福祉は憲法で保障された居住権の問題からして健康で文化的な25条からしても大変重要なことなんです。全国的な自治体の流れとしては独りぼっちや高齢者労働世帯を孤立させないとか、いろいろな自治体での運動やられて訪問なりそういう施設を造ったり、飯舘村もそれなりの施設や機能はあったわけです。原発事故前は子どもが村としてなくしたわけでも何でもないんです。加害者にきちんと言うべきではないですか。人材でも何でも派遣すると、それに関わる予算もよこせと、私たちがこういう村にしたいと欲しているわけではないということを行政執行がきちんと自分のこととして言わないから、15年たっても社会全体にそういう関係の仕事する方は少ないんですと、北海道・沖縄の話をしているのではないんです。原発事故でふるさとを追われたり、でも村に戻りたいと戻った高齢者がこのままでいいのかと言っているんです。村民に代わって自分たちがきちんと言うべきことは言う必要があるんですよと格好つけてなり自分たちの都合、自分よがりやで物を言っていては困るんです。実態をきちんとつかんで昔のような職場職員もコミュニティ担当がいるのだったら部落訪問したり、農協の営農活動までしろとは言いませんけれども、その上きちんと村民に接した形でやっていけば実態がきちんと自分のものになっていくんです。机の上だけとか県とか国のお伺いだけ立てたのでは進まないんです。15年たって一歩も、議会もずっと要望し活動しています。村もちろんやっていないと言いませんけれども、なぜ15年たってもこの状況なのか。何でこんな福祉行政になっているのか。こういう住民の生活が強いられているのかをきちんと実態に即してはっきり物を言わなくてはいけないと常々思っていますので、村民を代表する村長、嘆願書を村長にも届いているという話ですので、十分そのことを考慮して今後の活動に生かしていただきたい。

次に移りますけれども、子育て支援はかなり県内でも進んでいる村と評価されていますので、まだ足りない部分もありますけれども、今のところさらなる要望が出たときにまたやらせていただきます。

教育行政も大変国県のご指導なり予算の計上もあってそれなりに進んでいるかと思うしますので、心配なのは学校のある地域は放射性物質が風でたまるところなんです。ですから、放射線量がどれだけ今あって外でばんばんほこりを吸っていいかどうか随時確認はしているんでしょうけれども、いろいろと被ばくをさせない体制というのは必要かなと父兄の方が心配している方もおりますので、ぜひお願いしたい。

最後の項目ですけれども、帰村している方々は自分の家から作業に出る。いろいろな管理体制に入ることでもありますけれども、まだ帰村できないでいる諸事情があってという方々はほとんど通われてやっている方が多いのだし、家族の中の話合いも何件か

一緒に話合いに交ぜてもらっていますけれども、財産放棄したほうがいいのか、村を将来的には出たほうがいいのか、早く売って村にあるものをなくしたいとか、墓参りにも困難だから俺らのときは行くけれども孫の時代は誰も墓参りには行かないのではないかなどという話が頻繁に出ています。これは高齢化も併せてそういうことになっています。違う方ももちろんいますので、村全体をどうするのかと村として何もしないということではなく、そういう墓を掃除するようなボランティアグループなり、さらには草刈りも部落によっては共同作業ではなく請負団体みたいになっていて草刈りしているところもあるし、なかなかいろいろな点で限度あると思うんです。私などは特に誰もいないから結局は不参加で命あるうち人足に出られるかという問題もあるし、全体としてなぜこのような状況になったかというのは先ほども言いましたけれども、好きこのんで飯舘村がこんな姿になったわけではないんです。村長は19年役場に勤める前は村にいなかったから分からないかどうか分かりませんが、今村長はおじさんなり関係者からいろいろな話聞いて私らよりも村に愛情を持って頑張っている姿見るので心配はあまりしていませんけれども、非常に大変なことなんです。人生奪われて、財産奪われ、ふるさと追われ、今も全国的に愛知や津島やいろいろなところで裁判もやられていますけれども、そんな淡々とした状況ではないんです。皆さんは勤務が福島でも二本松から来ても通勤手当出るでしょうけれども、協同作業や人足で出る場合は通勤手当、交通費も出なければ費用弁償も出ないです。作業賃金は出ます。この物価高騰の折、非常に大変な問題になっているし、いろいろ考えるところを考えると助けられるというか支援できることはできる体制づくりなり、そういうものを考えるべきではないでしょうか。全国的にはいろいろな何十年も前から村で農道舗装の作業班、村で労働者雇って会社を作って機械も購入して一般的な事業者に頼めないような住民は村に希望を出して補助を受けながら都合の自分が希望したいところを舗装にしてもらったり、作業をしてもらったりしている自治体幾らでもあるんです。皆さんも勉強されてこの村に合った過疎がこれ以上、飯舘よりも進んでいるところでの行政の在り方も含め、ぜひ飯舘村に生かしていただきたい。生かすための予算は加害者である国、東電が負担してくれるでしょうから当然のこととして、緊急事態宣言がしかれている今なんですから、ぜひそのことを強く訴えて私の質問を終わります。

村長（杉岡 誠君） 全体のご質問を通して議員としての課題意識、あるいはじくじたる思いをご質問いただいたのかなと受け取らせていただいております。私も共感するところがあったり、一部ちょっと表現としていかがといった部分もあります。先ほど、財産放棄をしたほうがいいのかという話をいただきましたが、そういうお声は私も聞いたことがございます。最近、別の方の話の中で少し非常に考えるところがあったというのは、今震災でこういう望まないところに人生なってしまったけれども、例えば賠償一つにしても、あるいは今避難先で狭いところで住まなければいけなかったのがある程度自分で選ぶような時期まで来た。そんなことは自分一人、自分たちだけの努力ではなく自分につながるご先祖、先祖の方々が一生懸命やってくれたおかげで今ここあるんだよなど、そんな言葉を村民の方からいただきました。70周年ということもあるから、そ

ういうことをもう一回村民みんなで見直すべきではないのかという、そういうご助言もいただいたんですが、まさしくそういう時期が来ているなと思います。決してその悔しさとか悲しさとかつらさというものはなくなるわけではないんですが、私たちに連なる様々な先人方々のご努力というものを感じ取りながら、その中での自分という命や人生の財産というものもありますし、財物としての物もあるかと思いますが、そういったものをどうしていくべきかというのを自分の世代だけではなくもっと子や孫も含めていろいろと皆さんと考えていかなければいけない、そういう時期に確かに来たんだなと思うところです。

村全体を見たときに、お墓の話もありましたが、お墓などは過去いらっしゃった方がもうお参りする方がいないというお墓を全然違う方が、ご近所だった方がずっと面倒を見てくださいっているというところ、皆様が管理のお墓の中にもあるのではないかなと思います。そういうことも含めて、自分の血縁でない方のところも含めて面倒を見たり、あるいはもともと埋葬してきた村ですからそこにご遺骨があつたりということで大事にしてきたという歴史を、これも伝えながらそれを手伝ってくれる方ができれば親族の方の中にいたり、こんな思いでこんな大変なことをしていたんだな、私たちも自分たちの世代もこういうことをさせてもらえたらなという気持ちにつながるようなことが、実は行政だけではなく皆様自身が感じてきた中の言葉を言葉としてお伝えしていただくことも非常に大事だな、そういう機会も必要だなと思うところです。

それから、私自身のことに過分のお褒めいただきましたが、私のみならず村の職員皆、愛情を持って働かせていただいています。新採用の職員も皆、なぜ飯舘なんですかと私聞きます、わざと。ほかにあるのではないですかと聞くと、飯舘の職員の方に会って話を聞いてすごくいい村だと思った、村民の方とたまたま会ったりしてちょっと見ているとすごく気持ちがいい、そういう村で働きたいんですという方が役場職員になってきますし、私たちが職員試験を受けるときもそんな話をさせていただいて採用いただいたなと、今でも思い出します。ですので、ご質問の中で職員がちょっと研修足りないのではないかとかどうなんだという話、厳しいお言葉ありました。そういう部分もあるかと思いますが、村民と職員は決して分かれた別々の相対するものではなく、共に歩いていくものでありまして、その中で大きな責任を負わせていただきながら村民の方々も大変努力をなさっているところを受け取りながら、できることをやらせていただくというのが行政でありますので、ぜひ、決して敵対するものではなく共に歩んだということを議員のお口からもいろいろな方にお伝えいただけたら大変ありがたいなと思うところです。

希望が持てる村にしていく、あるいは希望をもっと膨らませることができるよう村にしていくというのが非常に大事な部分でありますので、70周年、感謝と喜びを共にしながらこの先にしっかり歩いていきたいということも私としてご答弁申し上げさせていただきたいと思います。

以上であります。

議長（佐藤眞弘君） これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。

続いて、3番 花井 茂君の発言を許します。

3番（花井 茂君） 議員番号3番 花井 茂です。

令和8年第5回飯舘村議会定例会において一般質問をいたします。

現在、世界では各地で紛争や対立が続き、エネルギー問題は異常気象など先行きの見えない混沌とした状況が続いています。国内においても人口減少や少子高齢化、物価高騰等による地域の経済の停滞など、地方はかつてないほど疲弊しています。そんな中で公共交通機関が充実しているところからガソリン補助金は需要を拡大し環境問題にも逆行するのでやめるべきとよく分からないロジックを展開しているオールドメディアと呼ばれる媒体の人を見ましたが、地方を取り巻く環境はますます厳しさを増している状況にあります。

こうした時代だからこそ、私たち地方自治体には住民の暮らしに最も近い立場として地域と暮らしを守り、将来への希望をつなぐ役割が求められていると考えます。特に、震災と原発事故を経験した本村においては、復興のみならず次の世代にどのような地域を残していくのかが問われていると思います。

それでは、そのような観点から通告いたしました2項目9点について質問をいたします。

1項目めは、農業集落排水事業の現状と今後の方針についてであります。

1点目は、本村における農業集落排水事業の整備状況と実態について。現在の整備地区並びに処理施設数または震災前と現在における接続戸数の推移について伺います。

2点目は、処理施設等の維持管理について保守点検等も含む維持管理費の現状について伺います。

3点目は、処理施設等または管路の耐用年数と老朽化の現状認識について伺います。

4点目は、現在の帰村状況をも踏まえた本村における今後の人口動態を見据え、将来の事業規模の方向性と適正化についての考えを伺います。

2項目めは、旧臼石小学校の民間提案に関わる利活用事業者募集についてであります。

1点目は、村では旧臼石小学校施設の利活用に向けて民間事業者の募集を行っていることと承知していますが、遊休施設の有効活用は地域の活力創出に向けた重要な取組であると考えます。そこで、募集に当たっての基本方針と目指す将来像について伺います。

2点目は、今回、再募集ということで令和8年5月21日を公告日とし、6月15日を締切日と承知していますが、問合せ状況等をも含めた応募状況についての現状を伺います。

3点目は、提案事業者選定においては地域雇用の創出や交流人口の拡大または地域住民との協働などが重要になると考えますが、村としてどのような観点を重要視して審査を行うのか伺います。

4点目は、業者の選定に当たり地域住民との連携や協働を含め地域活性化への貢献等についてはどのような考え方で事業提案を求めているのかを伺います。

5点目は、今後の提案内容の審査体制及び選定後のスケジュール等について伺います。

以上、村長等の所見を伺います。

村長（杉岡 誠君） 3番 花井 茂議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1－1から1－4については、関連がありますので一括してお答えいたします。

まず、ご質問 1－1、農業集落排水事業の整備状況と実態について、現在の整備地区、処理施設数と震災前と現在における接続戸数の推移についてお答えいたします。

農業集落排水事業は草野地区と飯樋地区の 2 か所に整備しております。草野処理場は平成10年、飯樋処理場は平成15年に供用開始いたしました。東日本大震災前の利用者数は草野地区で222戸、飯樋地区で103戸、合わせて325戸が利用しておりましたが、令和 8 年 3 月時点では草野地区で159戸、飯樋地区で63戸の合計222戸の利用になっております。利用者数の増減としましては、震災前と比べて草野地区で63戸の減、飯樋地区で40戸の減、合計で103戸の減となっており、利用率としては約31.7%の減という状況です。

次に、ご質問 1－2、処理施設の維持管理について年間の維持管理費の現状についてお答えします。

令和 8 年度予算額で維持管理費は総額約2,688万円となっております。主な内訳としましては、農業集落排水施設の維持管理業務委託費として約1,322万円、公営企業会計士等に係る経費として約599万円、その他電気料や修繕費等に約767万円を計上しております。

次に、ご質問 1－3、処理施設または管路の耐用年数と老朽化の現状認識についてお答えします。

地方公営企業法施行規則に定める基準によりますと、有形固定資産の耐用年数は処理施設及び管路については50年、建物附属設備の機械・電気設備はおおむね15年とされております。東日本大震災により被害を受けた管路や全村避難中に不具合を起こした機械・電気設備に係る復旧工事については福島再生加速化交付金を活用し、令和 7 年度までに全て完了いたしました。今後につきましては、施設の状況を定期的に確認し、必要に応じて処理施設の更新を計画的に行ってまいります。

次に、ご質問 1－4、今後の人口動向を見据え帰還状況を踏まえ、事業規模の方向性と適正化についての考えについてお答えします。

令和 8 年 3 月に開催されました飯舘村農業集落排水事業運営審議会におきまして、本事業の今後の経営について活発な議論が交わされました。集落排水が整備されてから既に28年を経過しており、電気・機械設備の老朽化が進みおおむね25年以内に大規模な改修が避けられない状況にあります。このことから、審議会では将来的な人口の動向を的確に捉え、事業規模の方向性と適正化についてより踏み込んだ議論が必要であるとのご意見を頂戴しております。村としましては、この審議会のご意見を真摯に受け止め、今後の人口動態や帰還状況を慎重に見極めながら、持続可能かつ適正な事業運営に向けて中長期的な視点に立った事業経営を検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問 2 の旧臼石小学校の民間提案に係る利活用事業者募集について、2－1 から 2－5 までについては、関連がありますので一括してお答えいたします。

村では旧臼石小学校の有効な利活用を図り効率的な運用を実施するためとして、民間提案の募集を行ってまいりました。その中で、ご質問 1 点目の基本方針であります、施設の維持管理に関する費用を削減しながらも、将来にわたり村づくり、地域づくりに貢献できるような使い方を求めて事業提案の募集をしてきたところです。

次に、2点目の現在までの問合せ件数についてですが、第1回目の募集期間である令和8年1月5日から2月28日までにおいては、3社からの問合せがあり、そのうち1社にプレゼンテーションを行っていただいたところですが、提案内容の採択までには至りませんでした。また、2回目の募集期間である令和8年5月7日から6月15日までの期間では、2社より問合せがあり、現在そのうちの1社がプレゼンテーション審査会に参加する見込みとなっているところです。

次に、3点目の提案事業者の選定においての評価基準についてであります。提案の条件として1、村内総生産の増加、2、なりわい人口または住基人口の増加、3、住民福祉の向上、4、飯舘村第7次総合振興計画に定める施策目標の達成のいずれかに貢献することとしており、さらに次の5項目の明示を求めています。

1つ目が、地域住民に受け入れられ理解が得られる事業であること。2つ目が、事業実現のために必要と想定される協定等の内容の提示。3つ目が、事業実現のために必要な村の財政支出の要否と想定額の提示。4つ目が、事業実現後の村の財政支出の要否と想定額。5つ目が、事業実現のための想定資金、補助事業等及び融資、投資、交付等の主体であります。

次に、4点目の地域住民の意見や要望の反映についてですが、プレゼンテーション審査会においては旧白石小学校の学区である関根・松塚行政区、白石行政区、前田行政区、二枚橋・須萱行政区の各区長さんに審査員として関わっていただき、ご意見やご要望を伺い、施設活用の内容に反映させることとしております。

次に、5点目の今後のスケジュールについてですが、来る6月22日にプレゼンテーション審査会を開催することとしており、提案内容が採択に至った際は提案事業者と必要な協議等を進め、施設の貸借などの手続を進めてまいります。

以上となります。

◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 昼食のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時47分）

◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後 1時10分）

議長（佐藤眞弘君） 3番 花井 茂君の発言を許します。

3番（花井 茂君） それでは午前中に続きまして、再質問を何点かさせていただきます。

農業集落排水事業の今後についてなんですけれども、震災前と比較して103戸の減となっているという答弁でありましたけれども、これについて、この内容については未接続になってしまったものはもう現在は建物はなくなっているのか。建物も存在しながら接続をやめてしまっているのか。どういう状況なのかお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） 再質問にお答えいたします。

103戸の減になった方では、確認しましたところ、ほとんどの箇所建物がないという状況でございます。

3 番（花井 茂君） 例えば、今後建物があつたとしても使用する頻度が少ないという場合に、契約を中止と解約という選択肢はできるのかお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） 中止、解約等は、使わないということであれば解約は可能と思っております。

3 番（花井 茂君） 続いて、維持管理費なんですけれども、この農業集落排水事業については草野地区と飯樋地区で始まるときには、次は最後は臼石地区だったんですけれども、なかなか草野地区、飯樋地区と設置して、今度はいよいよ臼石地区かなというときに、村も学習したのかあまり臼石地区にはお勧めしなかったという状況があつたんですけれども、そんな経緯もあるんですけれども、維持管理については処理施設の日々の管理費については、例えば国や県の補助というのはあるんでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 維持管理につきましての国や県の補助はございません。

3 番（花井 茂君） それでは、例えばこれから老朽化が進んで改修や何やらということになったときに、前回震災後に大幅な改修したときには福島県の補助金を使ったんですけれども、今後大きな大改修があるとすれば、そのときは国県の補助というのはいり得るのかお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） 今、計画をまずは、維持管理の計画をまず策定を、作成をしなければなりません。それを基に国へ申請をして、大規模改修が必要な場合は行っていく必要があると思います。それには計画する期間とかそういった時間は必要になってくるというところでございます。

3 番（花井 茂君） 50年の耐用年数があるということなんですけれども、今後老朽化は必然なのかなと思いますので、そういったときに村の財政負担、そういったマネジメントもしっかりやっていかなければいけないのかなと思いますので、これについては審議会がありますので、そういったところで活発な議論がなされるんだろうと思います。

一つ提案としては、こういった人口密度の低い本村のようなところには国とか県もそうなのかもしれませんけれども、合併浄化槽というのを勧めているということを聞いていますけれども、現在の農業集落排水に接続されている戸数に対して、その戸数を合併浄化槽への転換の可能性というのはどう考えているのかお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） 現在の制度でございますと、集落排水の区域というのでしょうか、エリアの中で集落排水施設がありながら合併浄化槽を設置するということとはできない状況になってございます。

3 番（花井 茂君） ということは、抜本的に農業集落排水事業も廃止を含まないとそういう移行はできないということよろしいですか。

建設課長（高橋栄二君） 議員おただしのとおりでございます。

3 番（花井 茂君） 現実的にこれから審議会ですいろいろな議論がなされるんだろうと思いますが、農業集落排水の廃止を含めたということは現実的に可能なんでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 審議会での議論の中で導き出されていくものかなと考えております。

申し訳ございません。ハード的には当然国県道に埋まっている管路の撤去等も考えられますし、相当な延長にもなっておりますので、あとは汚水処理をするための対策等も

ございますので、これは莫大な費用がかかってくると思われます。

3 番（花井 茂君） 一番は管路撤去は莫大な費用がかかるんだろうと思うんですけども、原発事故等による被災地においてそういったものが免除されてそのままという特例みたいなものはないのでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 勉強不足でその辺の状況はつかめていないところでございますが、今のような案件で震災避難によるという免除がされるかということ、疑問なところもあるかなと思っております。

村長（杉岡 誠君） 補足申し上げますが、今国会で議論されているのかなと思いますが、下水道法の改正等々ありまして、関東圏内とかあるいは以前九州のほうでも管路が老朽化したことによって大規模な崩落をして、人がお亡くなりになられたということもありますので、今道路下に配置されているいろいろなものについては明確化をしなければならないという法律改正になっているようです。これが決まれば施行日によってということになりますが、そうなりますと、管路をそのままほっておくということはできませんし、基本的には取り出さなければならないということは必須になってくるんだろうなという予測は立ちますので、むしろ国で地下に埋設されているものを管理者が厳格に分かる状態にしていけないと駄目だという法律の立てつけを今国会でご審議いただいているという話を聞いておりますから、より厳しくなるかなと思っております。

以上であります。

3 番（花井 茂君） 管の撤去をしないと廃止と合併浄化槽への移行というのができないとなると、なかなか厳しいのかなと思うんですけども、であれば、接続数を増やしていくかという状況は考えられると思うんですけども、村の住宅、今回また大谷地住宅という新しい住宅ができましたけれども、住宅、あと飯樋地区にもかなりの村営住宅があるんですけども、そこは今どういう状況なのでしょう。この農業集落排水なのか、それとも大きな合併浄化槽を使っているのかお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） 草野に整備した住宅、大谷地団地16戸と10戸、合わせて26戸は集落排水に接続されております。飯樋町の桶地内団地の10戸についても集落排水に接続されております。

3 番（花井 茂君） なかなか農業集落排水は管もこれから老朽化していくし、人口減少時代の財政のマネジメントとしては結構大変なものになっていくのかなと思っているんですけども、審議会の中で今後最適化整備交渉のような議論というのはなされていく考えがあるのかお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） 公営企業会計に移行して資産なども事細かに分かるようになりまして、いろいろな数字が見えてきていますので、そういった意味では数値化が可能になってきているのかなとも思いますので、そんな数字も見ながら将来に向けて、当然支出もしっかりと見極めながら長期的な目線に立って議論を進めていければと考えております。

3 番（花井 茂君） 農業集落排水事業については、この事業はこの施設等を残すかなくすかだけの議論ではなく、将来世代に過度な負担を残さず、持続可能な行政の運営を実現していくためのそういった視点も入れながら今後審議会ですっきりと議論していただき

たいなと思います。

次に、旧臼石小学校の民間提案に関わる利活用事業者募集について、何点か再質問させていただきます。

今回の民間提案に係る利活用事業者募集については、今いろいろなところでやっているサウンディング型市場調査というものの理解でよろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ただいまご質問がありました今回の旧臼石小学校の使い方の提案についてはサウンディング型市場調査、サウンディング方式のプレゼンテーションということでもいいのかということですが、基本的に村が所有する公共施設の活用について、民間の事業者さんから評価、アイデアを聞いてこういった活用はどうかという提案のようなものをいただいて、それに村が再度質問、対話型で質問を返し、いろいろその使い方を探りながら進めていきたいということで、今回のサウンディング方式と捉えていいのかなと思っていますところであります。

3 番（花井 茂君） 遊休施設の利活用の事業者募集なんですけれども、これは村の公共施設と総合管理計画の整合性はしっかりと担保されているような状況であるのか伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 公共施設の総合管理計画については、ある時点において所有している公共施設について、その耐用年数が法的に決まっておりますので、この間にかかる経費であったり見込まれるものであったり、あるいはそれが全改修、全部をもう一度建て替えたりした場合にどれだけかかるかというものが検討の中に入っておりますので、その過程においてその活用が民間で活用いただけるのか、あるいはその経費の部分が相当軽減されるとか、あるいは大規模改修をしないでより長寿命化することができるとなれば、それを今度は総合計画に改めて改正をして反映していくという手順になるかと思います。過去においては、公共施設は民間利用ということは基本的には考えずに公共側で使用するということを前提にしておりましたので、そういう計画が今示されておりますが、今はそれに1歩2歩踏み込んで民間が活用する、あるいは7次総に定めました村民総所得につながるような村内総生産と呼ばれる経済活動につながるようなものになれば、あるいは村づくりにつながるものであれば民間が活用するのも非常にいいのではないかと思います、新しい検討の段階に入ってきているとお考えいただければありがたいと思います。

以上であります。

3 番（花井 茂君） 前にも一般質問でお聞きしたんですけれども、取りあえず旧臼石小学校等については普通財産ということで、教育関係の施設ではあったんですけれども現在は何ら大きな障害というか制約というものはないという理解でよろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今回の旧臼石小学校につきましては、学校が統合されて新しい学校になったという時点で普通財産という取扱いにしてきた部分でありますので、何ら使い方について制限はないということであります。

3 番（花井 茂君） 今回、再募集ということをかけているんですけれども、第1回目が終了した時点で1件のプレゼンの審査が行われたという答弁なんですけれども、この審査というのはどのような審査を行っているのか。例えばその審査方法、これはプロポーザル

という理解でよろしいのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど質問がありましたサウンディング方式という形ということであります。業者のほうからこういった使い方がいいのではないかと、また、我々であればこういった使い方ができるという提案をいただいたという中で、村としましては特に地域との連携とか協働、それから地域活性化の貢献について重要視すべきだなということで、行政区長さんに入っていたいただきながら行政区長さんの意見、それから質問、そういったものを出していただきながら審査をしたということで、業者のプレゼンテーションという形で行ったわけでありましたが、その中でなかなかそういった村、そして行政区の要望にマッチするような内容ではなかったと、思っていただけではないかと思っています。

以上であります。

3 番（花井 茂君） この利活用事業者募集に当たってはいろいろな事業者の方が提案をしてくるのかなと思いますけれども、その業種についてはどのような問合せ等、そんな多くの問合せはないのかなと答弁書で見ているんですけども、現在までにその問合せ等、あと審査を受けた企業等についての業種について、もし差し支えなければお聞きしたいのと、取りあえずその業種についても差し支えなければ。難しいですよね、大丈夫ですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） これまでといっても1回しかまだプレゼンテーションという審査会は行ってこなかったわけでありましたが、その業者につきましては特に業種としてこういった業種でなければならないという制限はかけておりませんでした。1回目です。いただいたときには、まずは校舎活用方法、それから校庭の活用方法、それから体育館の活用それぞれ、あとプールも残っておりますが、そういった活用でどのような活用ができるのかということで、その業者につきましては事務所に使ったり、あとは生産工場、あとは生物の飼育、そういったものに活用ということで考えられておったところでもありますけれども、地域との協働というか地域の皆さんとのコミュニケーション、コミュニティづくりの場としてそういった地域と一緒に進んでいく事業内容については少し物足りなかったのかなということで、使い方についてはそういった生産工場なり事務所なりというのはいろいろな使い方ということを考えるわけでありまして、そういった中で判断をしましてまいったということでございます。

3 番（花井 茂君） 小学校の校舎を利活用していくというのにはなかなか大変、建物自体も大きいので大変なのかなと思いますけれども、結局のところ、意外とそういう応募してくる事業者、業者、提案しているとベンチャー的なそういった事業種が多いのでしょうか。今までの問合せ状況の中で。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今議員からあったように、かなり大きな施設ということもあるので1企業がそのままそっくり自分たちだけで活用というのにも考えにくい部分もあるのかなと思いますが、そういったベンチャー関係、そういったものも提案の中ではそういった企業さんも手を挙げていただいて、そういった部分問合せがあったりということはあるところでもあります。その中で、自分たちだけで使うのではなく、そうい

った地域との関わりを持てるような場所を設けたり、あとはほかの企業さんに1部署として入ってもらうという活用方法等も考えられると思いますけれども、多岐にわたっていろいろな活用の仕方があるという総合的な提案を受ける中で、村も深谷の区長さんに入ってもらってプレゼンテーション審査会を行います、それぞれの行政区の意見を十分に生かせるようなそういった内容、それを理解を示すような企業さん、そういった提案であればいいなという思いで今のところいるところでございます。

3 番（花井 茂君） 大きな施設を利活用していくには1社だけではなかなか大変なのかなと思うんですけれども、例えば1社がメインで入ってその、あとは雑居で管理、指定管理企業みたいなのがあって、そこに委託してそこがまた募集をして校舎の中の教室を開放してどんどん埋めていくというそういった、猪苗代にちょっとあると聞いているんですけれども、そういう可能性というのは考えられるんですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まずは今回提案いただいています企業さんが中心になってほぼほぼ使っていくという計画を立てていただくということになるかと思いますが、今ほどありましたように、なかなか全部を使うのではなく部屋によってはほかの企業も入れて、その中で事務所等について活用というのも考えられるところでもあります。ただ、それが学校、もともと学校の施設でありますので、宿泊を伴うとかそういったものについては旅館業とかそういった部分の関係もありますので、一番最初の提案でどこまでのことが可能なのか。それを見極めながら、そのほかに事業提案の中で企業の、1企業だけではなく村内の企業さんとの連携、そういったものを大切にしてその企業を中心になっていろいろな企業を呼び込むようなそういった拠点になればいいなという思いもありますので、そういった連携をしていけるようなそういう活用方法を提案いただければ、なおありがたいと思っていますところでもあります。

3 番（花井 茂君） 利活用していただくに当たっては、これはいろいろところで問題になっているのかなとお聞きするんですけれども、事業の継続性や財務基盤というのも非常に重要になってくるのかなと思いますけれども、そういったところで村が、村からの補助金というか助成金というかそういったものの手当てというのも募集に当たっては提示しているのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 施設活用についての補助事業とか、それから貸借料とかそういった部分についてはまだこちらから示しているものはありません。提案を聞いて、その提案の中でお互いにその業者、事業者さんが入るという、入りたいという希望になった場合には、その時点でそれぞれの思いを協議しながらそういった料金設定なり、あるいは支援対策なりそういった部分については少し深めながら実際の貸し借り、そういった部分については慎重に進めるべきかなと思っていますところでもあります。

3 番（花井 茂君） 臼石小学校も1年以上空いている状況なのかなと思っていて、解体か継続かという議論のときに私としては継続という立場を取っていたので、今の状況は非常に肩身の狭い思いをしているので、できるだけ早く旧臼石小学校の施設を本当に利活用していただきたいなと思うんですけれども、例えば今回採択になった事業者があった場合に、その事業開始後も地域との協働やいろいろな協議のできる仕組みとしてそうい

ったものの覚書書やら協定、そういったものを結ぶという考えはあるのかお伺いします。

村長（杉岡 誠君） 1回目のご答弁の中に4点のいずれかを示す、貢献策を満たすこととそれ以外に5つの要件がありますと申し上げましたが、その中に2つ目のところに事業実現のために必要と想定される協定等の内容の提示をしてくださいというのがありますので、これがもし提示されてこない場合については、この中に行政区さんなりと一緒に入れることはできるんでしょうか、入れませんかということを当然私たちのほうからお話をするというのがあるかと思しますので、ご質問についてはそういう形になるかなと思います。

それから1つ前のご質問でありましたが、資金的な補助金等々云々という部分がありましたが、村としての支援策をもちろん持ってはおりますが、その5つの中の最後の5点目、事業実現のための想定資金、これは民間の提案会社さんの資金、あとは補助事業等国や県や村の補助事業、どんなものを使いたいと思っているんですか、あるいは会社として融資とか投資、交付等の主体、誰からそういう融資を受けようとしているんですかということも確認事項の中には入っておりますので、そういった全体的なものを見ながら、ただ行政的にだけ見るのではなく、区長様方に入っていていただいて地域としてこういうことを求めるんだよね、こういうことを一緒にできないのかというお声かけの中で協議をしていくということでもあります。サウンディングというのは一方的に業者さんからプレゼンテーションをもらうだけではなく対話形式でやらせていただくということで、採択するかしないかという試験ではなく、持ってきていただいた提案に対してこちら側から追加的にこういうこともできませんか、こういう視点ありませんか、それを業者さんがまた持ち帰ったり検討いただいたりという、そういう対話を続けていく入り口がこのサウンディングだと思っていただければありがたいと思います。

以上であります。

3番（花井 茂君） できれば早く、建物は中に入っていないと傷むと言われているので、早く利活用ができればいいなと思うんですけれども、ちょっと聞いていいのかよく分からないんですけれども、今回選定に至らなかった場合、6月に今月また審査会があるという答弁なんですけれども、万が一、仮定の質問はあまりよくないのかなと思うんですけれども、万が一不採用になった場合に次の方策は何か考えがあるんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今回、お知らせ版等で周知をして、ホームページ等で周知をしておりますが、今回審査会で提案が採択にならなかった場合にも再度また募集をして、それよりもまたいい提案をいただけないかということで募集については繰返し行っていきたいと考えているところです。

以上です。

3番（花井 茂君） 旧臼石小学校は単なる空き施設ではなく我々その学区の地域にとっては歴史と記憶を受け継ぐ大事な財産だと思っていますので、その思いを大切にいただきながら将来の雇用創出や交流人口の拡大につながる持続可能な利活用になるよう期待して、私の一般質問を終わります。

議長（佐藤眞弘君） これで花井 茂君の一般質問を終わります。

続いて、4番 飯畑秀夫君の発言を許します。

4番（飯畑秀夫君） こんにちは。議員番号4番 飯畑秀夫です。

今年も早いもので半年が過ぎようとしております。世界情勢はまだまだ不安定で、ガソリンをはじめあらゆる資材不足が懸念されております。一刻も早い平和を願う今日この頃であります。

建設業界でも材料が入ってこないことにより休業を強いられている現場もあると聞いております。今月から1,000品目のものがまた値上がりし、我々の暮らしはますます厳しさを増すと推測されます。過去の厳しい情勢の中でも先輩方が築き上げてきた飯舘村を守り、飯舘村の将来を見据え、子供や孫の代になっても安全安心して暮らせる村づくりをしていかなければならないと強く感じており、今日の一般質問をいたします。

大きい項目1は、医療体制についてご質問いたします。

いいたてクリニック院内処方箋廃止後、緊急時を除き薬が処方、届くまで数日時間を要する場合もあるとお聞きしました。また、いいたてクリニックの開院日についても週2日のみで、木曜日は午前中だけの診療であります。当村の医療体制は脆弱性を危惧する声もあるのも事実であります。

小さな項目1、いいたてクリニックにて処方終了後薬を受け取るまでの時間がかかるという意見があります。改善すべきと思いますが、行政の考えをお伺いいたします。

小さい項目2は、いいたてクリニックの診療時間を週5日にしてほしいという要望がありますが、行政には届いているのか。行政の考えをお伺いいたします。

大きい項目2は、当村における高齢者等見守り体制についてご質問いたします。

老老介護が問題視されて久しいですが、先月福島市内にて老老介護における事件がありました。高齢夫婦における支援及び見守り体制については不明ですが、未然に防げなかったことが残念でなりません。

小さい項目1は、独り暮らしや高齢者見守り体制について現状をお伺いいたします。

大きい項目3は、風力発電についてお伺いいたします。

発電が許可されれば二十数年稼働し、撤去までの時間も長く、予想が難しいと考えますのでご質問させていただきます。

小さい項目1は、風力発電予定事業者と行政が地域連携協定を締結したことに対し、住民に説明したのかお伺いいたします。

大きい項目4は、農業施策についてご質問いたします。

我が国における農業従事者の平均年齢は68歳と言われており、そして食料自給率はカロリーベースで38%とも言われております。農業従事者も高齢化の問題により毎年廃業を余儀なくされております。このことから、ますます廃業する農家が多いと推測されます。一方で、食の安全と食料自給率を意識して農業に従事する若者も最近増えているとお聞きします。

小さい項目1は、当村の耕作放棄地における現状と課題及び今後の展望をお伺いいたします。

最後に、大きい項目5は、物価高騰対策についてお伺いいたします。

今月に入り、生活用品を中心に値上げが行われております。給料や年金はほとんど変わらず、物価だけが上がり、ますます生活が苦しくなる一方、現に当村内でもそのような話をお聞きしました。

小さい項目1は、村独自の物価高騰対策は検討しているのかお伺いいたします。

以上、5項目について質問いたします。

村長（杉岡 誠君） 4番 飯畑秀夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問1-1、いいたてクリニックにて院内処方終了後、配達まで時間を要するという意見がある。改善すべきと思うが、行政の考えを伺うについてお答えいたします。

佐藤八郎議員へのご答弁と重複となりますが、いいたてクリニックでは国の医薬分業の方針の下、院外処方を行っておりますが、緊急を要する解熱剤等は引き続きいいたてクリニック内での処方を行っているところです。3月議会以降の動きとしては、現在ハシドラッグ飯館店では処方箋を受けたその日の受取りも可能となっております。また、近隣市町村に開設されている薬局でも在宅での医療や介護等を受けている方等で店舗での受取りが困難な方に対して以前から居宅療養管理指導により村内のご自宅への薬の配達も実施しております。各事業所のご努力により、改善に取り組んでいただいているところであり、村としても村民の皆様が安心して診療と薬剤の処方が受けられるよう、各関係機関と引き続き連携を図ってまいります。

次に、ご質問1-2、いいたてクリニックの診療時間を週5日にしてほしいという要望があるが、行政の考えを伺うについてお答えいたします。

現在、医療機関を取り巻く状況は厳しい状況があり、県内の他市町村では人口減少による利用者数の減少、物価の高騰や人件費の高騰、人材不足等を背景として委託されていた医療法人が指定管理を終了した事例がございます。その中にもあっても、村ではいいたてクリニックの指定管理者である秀公会と連携を取りながら診療体制の長期的な運営確保を確認しているところであります。ご質問の診療日の増については、現在の状況を確認しながら診療体制の充実に向けて秀公会と引き続き連携し、協議してまいります。

次に、ご質問2-1、独り暮らしや高齢者世帯等の見守り体制についての現状についてお答えいたします。

独り暮らしや高齢者世帯等に対しては、安否確認、見守りのため、村内外の居住地に関わらず緊急通報装置を貸与する緊急通報体制等整備事業を実施しております。この事業では本人が希望する緊急連絡先を3件まで登録し、緊急時にはワンプッシュでつながることができます。併せて24時間対応のコールセンターから月2回のお元気コールにて利用者の近況や安否の確認を実施しております。また、村社会福祉協議会の生活支援相談員の訪問による見守りも実施しているところです。訪問時の状況については、村健康福祉課と適宜共有連携し、必要に応じて役場でも個別対応しております。さらに、村内で食料品等の移動販売を行う事業者や郵便局と村が協定等を締結し、地域見守り活動を実施していただいております。今後も関係機関と連携して高齢者の見守りを実施してまいります。

次に、ご質問3、風力発電についてお答えします。

村では、これまでも自治体や大学、企業等との協定につきましては村の広報いいたてやホームページでお知らせをしてきたところであり、住民説明会などは行ってきておらず、今回の地域連携協定につきましても住民説明会は行っておりません。

次に、ご質問４－１、当村の耕作放棄地における現状と課題及び今後の展望についてお答えいたします。

農林水産省によると、耕作放棄地とは以前耕作していた土地で過去１年以上作物を作付せず、この数年の間に再び作付する意思のない土地とされております。震災前の村内の農地については、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金、当時の呼称は農地・水保全管理支払交付金であります、を活用した維持管理を進めていたものの、平成22年度末時点で約42.8ヘクタールの耕作放棄地がありました。その後、震災と原発事故による全村避難と除染の期間を挟んで、現在まで全村域で営農再開定着のための取組を進めてきたことから、令和８年度時点で多くの農地が中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金の協定農用地になっており、保全管理等を実施しているところで

す。

当面の課題としましては、令和７年度までの農地利用集積870ヘクタールに含まれていない農地の荒廃抑制と、引き続いての担い手確保が必要であること、また、特に宅地周辺の畑地については大型トラクターでの作業が難しいことから、作付推奨品目の提示や担い手の確保に相当の困難があることと考えております。この課題に当たり、村としましては宅地周辺の作付品目として令和７年度に引き続き綿花の作付実証、さらには新規実証品目としてオタフクナンテン等を計画し、実施しているところです。引き続き農地の多面的機能を最大限発揮させるため、各種国県の制度の活用や各種実証に取り組んでまいります。

次に、ご質問５－１、当村独自の物価高騰対策は検討しているのかについてお答えします。

これまで、村では全国的なエネルギー高騰や食料品価格等値上がりの影響などを鑑みて、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した生活応援商品券事業のほか、商工業者、農業者等への支援策を実施してきております。なお、本年１月末からは飯舘村商工会に委託してプレミアム付商品券販売を実施しているところであり、利用期限である９月末までは引き続き当該事業を進めてまいります。今後も社会情勢や国県の動向を注視してまいります。

以上となります。

４番（飯畑秀夫君） 何点か、再質問いたします。

医療体制についてお聞きします。いいたてクリニックで薬を処方して服用するまで時間がかかるとお聞きしたんですけれども、この答弁だと処方箋を受けたその日にも受取り可能ということで来ていますが、いつから受取り可能になったのかお伺いいたします。

健康福祉課長（今野智和君） お答えいたしたいと思います。

３月議会までの時点においては、昼まで処方箋を流していただいた場合は午後、夕方、最短で行けますという答弁をしたかと記憶していますが、いつからという部分に

ついては何月何日からということではありませんが、今現在はこのような状況で当日に薬が今ないという相談の中で、ハシドラッグ川俣店に処方箋を流していただいたものを臨時で職員さんが届けて、その日のうちに受け取る体制が整っているということで確認を取っているところです。

以上です。

4 番（飯畑秀夫君） そうすれば、本当に緊急時というか本当に薬が足りないという人だけで、一般的にクリニックで診察した方は難しいのかなという感じで今受け止めたんですけれども、実際私、川俣町に病院に通院していたので診療所にも 1 回かかってみたんですけれども、最近すると処方箋だかで、そのとき本田医師で丁寧に対応してもらって処方箋をもらうときに、ハシドラさん飯館だと二、三日かかる場合がありますけれども、どうしますかと、川俣とか近くの避難先というか、僕は飯館にいたと言いましたけれども、でもそちらに送ればその日とかすぐもらえるということで、今の課長の答弁だと、もし午前中に早めに処方箋をやれば夕方ですか、薬がもらえるというのか、あと取りに行かなければならないのか。どういう仕組みになっているのかお伺いします。

健康福祉課長（今野智和君） ハシドラッグ飯館店に確認しておりまして、その相談の中で今薬ないと、議員がおっしゃる相談の中で、臨時で職員でその処方箋を受けた薬を飯館店に配達しているというお話を伺っています。なお、それ以外の方々の部分はどうなんだというところありますけれども、当然足のない方等もいらっしゃる。これは過去の議会の中でもお話ししていますが、それについては生活支援バスが同じ建物内、社会福祉協議会にございます。クリニックの受付の窓口でその足の部分の確保の調整まで行って、夕方改めてそのバスを手配しますからそれで取りに行く、そういったところも調整の中で行っているというところがございます。緊急時と、3 月議会のときにはお話しさせていただいたところではありますけれども、相談の中で川俣、飯館店から職員に薬を届けていただいているというところはございます。なお、今現在利用者はいないということではありましたが、配達の手数料、これは 1 回 500 円かかるところではありますけれども、自宅への配達というのも案内しているところですのでということでお話は伺っているところです。

以上です。

4 番（飯畑秀夫君） 私、ある村民の集まりの場で、議員と相談したいと、相談というか集まりの場でお話を聞いたんですけれども、なかなか薬困っている人もいます。自分で車運転できる人は行く。自分もクリニックで本田先生に診てもらって、その日に欲しいのでまた川俣のハシドラッグまで行きましたけれども、そうすると川俣町に最初からの病院に行ったほうが何かよくなってしまうのかなと思う人もいると思うんです。なかなか薬に対して難しいんですが、今の話はよい話なので多少クリニックの今来ている方にも周知してもらえればなと思うんですけれども、あと、居宅療養管理指導によりご自宅に配達するとありますけれども、これは料金かかるのか。何名ぐらい利用しているのか。どういう仕組みなのかお伺いします。

健康福祉課長（今野智和君） 再質問ありました居宅療養管理指導については、これは介護等

を受けられている方で病院の通院がなかなか難しいという方については、介護保険のサービス、診療報酬と同じように介護にも介護報酬というのがありますけれども、この介護報酬を受けながら薬局店のほうで配達業務を行っているということになっていますので、基本的には今現在、個人負担は1割本来はかかるところが、多くの方が震災でその1割分というのはかかっていないところではありますが、介護保険全体の中の1割負担分はあるかもしれませんが、基本的には介護報酬の中でその部分を担っていただいているということでございます。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） その集まりというかその村民から言われたのは、健康福祉課でやっているお助け合い事業とかでも利用できるのかなという声もあったんですけども、薬も関係するしそれどうなのか分かりませんが、お助け合い事業で利用している方もおりますか。

健康福祉課長（今野智和君） おただしの内容が、村外の例えば薬局ということであれば、村外の対応は基本的にはそれは旅客業法であったり道路運送法、その他民間の業の関係がありますので、これは法的になかなか難しいところがありますので、村外の薬局への送迎というのはお助け合い事業でもこれは行うことができませんが、村内に限って言えば一部ある可能性、ただ、基本的には生活支援ワゴンを村としてはお話しさせていただいているということでございます。

今のご質問は、代わりに誰かが取りに行くという意味合いでの質問でしょうか。続けてお答えさせていただきますと、代理の方が薬を受け取るということは法的になかなか難しいということでもありますので、それはなかなか難しい。これは処方する際にあくまで本人、場合によっては一部家族があるかもしれませんが、薬の内容、処方の仕方、注意点、こういったものをしっかり指導説明して処方するということが薬事法で定められていますので、なかなかそれは難しいのかなと思っていますところ。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 分かりました。今までのことをある程度周知してもらって、私がクリニック行ったときも、夫婦で来て旦那さんが送迎したり、逆の場合もありますけれども、子供さんがそうだと今から川俣町に薬もらいに行くんだという人が何人かいました。ただ、利用は多分把握していると思いますけれども、もし万が一あれば薬があれば便利だしと思って質問しましたけれども、関連がありますので、次2番目に入ります。

震災前は、飯樋町と草野町に診療所があったことを覚えております。この答弁だと、何か最初にこれ見ますと八郎議員に答弁したとおりとうたってますが、指定管理がなかなか厳しいという中で、最初に指定管理を終了した事例がありますなどという答弁があったんですが、こういう事例もあるというのは分かりますけれども、檜葉町も県から病院を引き継いで指定管理をしている、募集しているなどという報道を聞きましたけれども、病院が以前は2つあって、診療所、そのとき村の予算は多分40億円50億円で診療所を運営していたと思うんです。違うんですか。全体の予算の中で。村民から言われたのは、今100億円150億円、いろいろな予算がある中で、これをいつ、安全安心な場所なので

きないのかと私は言われたんですが、この指定管理の秀公会と議員になってから私も四、五年ずっと聞いていますけれども、調整している、お願いしているという話で、多分進んでいないのかななどと思ったりもしますけれども、今は秀公会に2,000万円ですか2,500万円ぐらいでお願いして、週2日やっています。仮に倍にして5,000万円をお願いすれば週4日というか増やすことも一応可能なのかお伺いします。そういう検討もしたのかお伺いします。

健康福祉課長（今野智和君） 答弁いたします前に、先ほど来こういうのを現在行っているという説明、答弁の中で私お答えしているところですが、やっている事業一つ一つで何か満足しているという考えはございませんので、まずは皆さんからおたなしのとおり、できなくなったものについてできるように近づける、そういうふうに戻すんだという気持ち、そういった部分を持ちながら日々事務に当たっているところでありますので、その点をご理解いただければと思います。

その上で、ご質問にあるように指定管理料を倍額にすればどうなんだという話、ございます。この部分については、具体的な話、協議は当然しているわけです。内容の詳細は控えますが、まずは医師の確保、併せて事務員もしくは看護師、そういった部分の確保の部分というのが、今現在取り巻く環境の中で厳しい状況というのは理解していただきたいというのは共有の中で話としてある、これは事実であります。ですので、単純にお金を村で出せばできるんだろうということにはつながっておりません。ただ、目に見えた形で診療日の増につながっていないというのは事実でありますから、その部分については申し訳ないなと思いつつ、引き続きどういった部分をクリアしながら診療日を増やせるのかというのを協議してまいりたいと思います。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。課長が言うとおおり、どうやったらできるか。皆さんで知恵を出し合っているいろいろな予算やりくりの中で、もし先生がいなければ、ある程度もう少し報償費を上げて私はいいのかなと思っております。原発事故で近くの市町村を見ると、川内村では独自に、早く解除したのもあると思うんですけれども、川内村は飯館村より何かいろいろな面で先に進んでいるなと思って自分見ているんですが、川内村の国民健康保険診療所というところも運営しておりますけれども、毎日診療しております。眼科、整形外科、心療内科、精神科を月1回、歯科医院のほうは確認しませんでしたけれどもやっております。多分川内村さんとは同規模の村の規模で予算も同じかなと思うんですけれども、そういう周りの自治体の運営状況というか昔やっていた国民健康診療所、そういうのも検討の中に入って中でやっているのかお伺いします。

村長（杉岡 誠君） 詳細については課長からご答弁申し上げますが、今川内村さんが同規模というお話がありましたが、震災後は決して同規模にはなってございません。川内村さんの帰村率、帰還率は7割から8割以上ございますので、かつ年代構成上も真ん中のいわゆる働き盛りの方々が十分企業誘致もしながらいらっしゃるということをお聞きしていますので、そういう中で飯館村においては村内の居住率が3割程度であって高齢の方が多い、あるいは所得として年金収入がメインになっていてサラリーマン的ではな

いという状況がありますので、国保診療所については村も昔運営しておりましたが、国保会計の中で運営しなければなりませんので、応分の負担というものが当然住民の方々に出てきます。これを私たちは今まで免除という形がありましたが、今議会にも上げているとおり、2分の1課税が再開される19地区がございますので、国保の税率を上げるようなことというのはなかなかできないと思っております。ただ、可能性として全くないとは全て排除しているわけではありませんので、あくまで秀公会さんに10年間の協定を結んでいただいて、実は相当の配慮をいただきながら何とか1日半、あと本田先生がそれ以外の日に往診をしていただけるような体制を取らせていただいておりますので、この体制を大事にしながら、おっしゃるとおり、週5日なりそれ以上なりということを担当課としてもこういうやり方だったらできるんですか、こうだったらどうですかということを実は常々協議をさせていただいているというのが現状でありますので、何か話が途中で止まったということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

それから、秀公会でもありますが、ほかの相馬地方4市町村の中の2市と1町でもお話を聞きますし、ふくしま田園中枢都市圏ということで9市町村が入っている圏域、プラス山形県の市、宮城県の市の市長さんともお話をさせていただきましたが、公立の病院は市部においても赤字経営ということで、非常に大変だという話をおっしゃっておられますので、診療報酬を勝手に上げられるような制度にはなっていないという法律上の定めもありますし、人材確保に相当苦勞しているということもありますので、その中で民間事業者の方に指定管理を担っていただいているということは非常に村としては希有なといいますかありがたい状況にあるということは、改めて申し上げておきたいと思えます。

以上であります。

4番（飯畑秀夫君） 福島県相双地区のお話がありましたけれども、どこの公立病院でもどこでも病院、医師、看護師、薬剤師等、介護士の方も不足しているということでもあります。暮らす上で医療は大切でありますし、学校も隣にあるわけで、もし何かあった場合診療所があれば、移住定住した人にもあればそれは売りになるし、もし第7次総合計画で人口動態出していますけれども、人口動態に合わせて必要となれば、そこへ費用対効果は求めなくても私はいいと思うんです。消防と一緒に安心を買う、どのぐらい人口増やさないでなりわいだけでやっていくんだったら別ですけども、病院と買い物関係でハシドラさん整えてもらって便利だし、医療関係ももう少し、月1回に別な眼科が来るとか何かちょっとしたことが何かできればなということをお願いして、次の質問に入ります。

続いて、高齢者世帯の見守り体制について質問いたします。

前にもしたのはしたんですけども、この緊急通報装置、これ押せば家族とかどこかいろいろなところに3か所つながる。便利だと思うんです。前は有料と聞いたのかな。無料で、もし独り暮らしとかどうしても必要なところには無償で提供しているのかお伺いします。

健康福祉課長（今野智和君） 現在、1回目の説明でお話しした緊急通報装置でありますけれども、基本的にこれは利用者負担はございません。無償、無料の中で利用いただい

るということでございます。

以上です。

4 番（飯畑秀夫君） 今事故やいろいろなものが不安となる世の中でもありますので、ぜひとも訪問活動、社会福祉協議会、郵便等、いろいろな見守り体制をしているということで、民生委員とかあとは各団体でサロンをやったり、パークゴルフでもいいですけども、いろいろな集まった場でも皆さんと話す場もあって皆さんと仲よくなればお互いに連絡取ったりすると思うので、そのいろいろな事業等をやっているところは何かの形で村でも支援してもらいたいなと思うんですけども、この件に関してお聞きます。支援とか何かできるのか、大きな幅で見守り体制としてもうちちょっと幅広く何か村としてこれを考えているのか。

健康福祉課長（今野智和君） 1 回目の答弁の中で説明した以外の部分については、引き続き住民福祉の向上のためにできる事業を増やしていきたいなと、これは同じ考えでございます。補足ありますと、緊急通報装置の中には電話機能、月 2 回のお元気コール、それ以外にも人感センサーの機能もつけることができます。これは利用する方にお話ししているところでありまして。1 日、必ずその方が移動、動くところ、例えば居間であつたりとか玄関という方もいるかもしれません。これは緊急通報装置の中で機能としてつけることができますので、希望に沿って人感センサーを入れて設定、24 時間とか 12 時間、設定は自由にできますので、その期間、そこに反応がない場合はコールセンターに発報されるというものもございます。その中で何か体に異変がないかどうかの確認を、その段階で支援していく。こういったものもございますので、今補足として説明しました。

以上です。

4 番（飯畑秀夫君） 大変よいことだと思うので、通信料がかかるとおっしゃいましたけれども、ちなみに通信料は高額だと大変だなと思うんですけども、通信料とはちなみに幾らぐらいかかるんでしょうか。

健康福祉課長（今野智和君） 通信料の件についてですが、これは個人の負担はございません。携帯の契約部分は基本的には村でお支払いします。個人でかかる部分については、同じ携帯電話の機能も使えますから、個人が誰か家族なり知人に電話をかける、利用者から、そうしたときは通話料がかかります。これは貸し出したときの契約の中で説明します。それ以外にこちらサイドの機能としてやっていることについては、利用者の負担はございません。

以上です。

4 番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。これも引き続き先ほどの処方箋と一緒に、これも見回りとか社会福祉協議会でとか健康福祉課で幅広く周知してもらえれば、村で全体で周知してもらえればありがたいです。

次に、3 番目の風力発電業者間において協定を結んだわけではありますが、地域協定はどのようなものなのか。地域協定を今回結んだということでもありますけれども、結んでどのようにこれから活動というかこれから今年度やっていくのか一緒にお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今回、東急不動産株式会社、それから飯舘村総合振興計画

推進協議会と共に3者で結びました地域連携協定、こういったものかということでございます。

この目的としましては、相互の連携及び協力を通じて地域振興、地域づくりの推進及び持続可能な地域社会の発展を図るとともに地域課題の解決に資することを目的とするということで、大きな目的を持っているところであります。

具体的にどんなことをしていくのかということですが、相互連携としまして、1つにはゼロカーボンいいたて宣言に基づいた住民福祉の向上に資する再生可能エネルギー事業に関する事項、2つ目として地域産業の振興及び地場産品の知名度向上に関する事項、3つ目として地域資源の活用に関する事項、4つ目として地域コミュニティの活性化に関する事項、5つ目としては次世代人材育成等、村内外の教育機関及び企業との協働・連携に関する事項、6つ目で観光振興及び交流人口拡大に関する事項、7つ目がその他必要と認めるものということで、そういった項目についてお互いに、3者協定でございますので、それぞれが何らかそういった内容についてお互いに連携を取りながら、そういった解決方法なり村の振興の方法なり、そういったものについてお互いに連携して取り組んでいきましょうねという内容でございます。

また、相互の協力ということですが、先ほどもありました住民福祉の向上という部分が一番大きな部分であります。甲乙丙、それぞれ3者が乙である東急不動産が計画する事業が住民福祉の向上に資する事業となるように相互に協力するということが、あくまでも村としましては住民福祉サービス、そういった部分の向上に資するものということでゼロカーボンビレッジ宣言等も言ってきておりますが、毎回そういった話が出るわけですが、そこを大重点項目として捉えておりますので、そういった部分について相互の連携、それから協力関係を結んでいくという内容でございます。

以上です。

4番（飯畑秀夫君） 地域協定に関しては議会には諮らなくても大丈夫だということでこの間お聞きしましたので、今回は村民にはやらなければいけないのかなと思ってお聞きしましたが、いろいろな協定を結ぶわけですが、この協定は地域貢献、いろいろ幅広く子供から大人までやるということで理解はしております。風力発電を一応予定している事業者でありますので、あと、この協議会と行政だけで話し合ってるのか。私は協定を結ぶ前に、ただ言いたいことは議長、また私たち議会議員おりますので、議長副議長には前もって報告が何かあってもよかったのではないかなとは思っております。今後、新たに風力発電がこれから多分次の準備書、次の設計段階に来てこれこそ大事な話、協定より覚書とかいろいろなことをしていかなければならないと思うんです。そのときその協議会、地域連携協定の行政側とそこだけでやるのか。私たちにもただ話もそういう場、何か意見を述べる場とか、お互い村を思う気持ちは一緒だと思うんです。何かあくまでもこれは行政が決めることなんですけれども、今後大切なことで私毎回言っていますけれども、どのように進めていくのかお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今回結びました協定については、あくまでも地域連携協定ということで飯舘村、それから地域産業を盛り上げていくという部分でのお互いの連携

協定ということであります。議員から今おたしありました立地関係につきましては、それは今環境アセス等やっておりますけれども、それがしっかり固まってそういった計画が煮詰まった段階で、実際にそちらのほうに移行するという段階になりましたら、それはそれで立地協定というものが必要なのかなと思っておりますが、その場合についてはそれこそ慎重に、いろいろ第7次総合振興計画推進協議会等々も含めまして、またそれぞれ住民の意見等も聞いたり、議員の皆さんとそういった協議という部分ももしかすると出てくるかもしれませんが、慎重に進めるというのは当然でありますので、その時点になって改めて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

4 番（飯畑秀夫君） 認可が下りてからではなく、協定も地域貢献で住民福祉の向上に資するものということでいろいろ最初に結んでいますので、これからのことも定期的にいろいろ、何か勉強とか業者さん呼んで幅広い感じでもいいですけども、きちんとした協議会も入れながら進めてもらいたいと思います。この件に関してはこれで終わります。

続きまして、農業政策について再質問いたします。

農業施策でもほかの議員からも前からいろいろ質問がありますけれども、3反歩とか5反歩、便利のいいところは大型トラクターで今すごい進んでいますけれども、山間地とか大型トラクターの作業が難しいところと答弁されていますので、そこをどうするか考えていかなければならないし、なかなか難しいと思いますけれども、そこにはある程度の補助金等を入れて、保全管理等も県のほうもなくなりました。村独自も多分やっていないのかなと思うんですけども、村独自の今のところの保全事業ですか、何か新しいものが、イノシシとか猿も来ますけれども、山側の草を刈ったりしておかなければいけないので、保全事業に対して今どのような施策がありますか。

産業振興課長（松下貴雄君） 大型トラクター等の作業ができないところの農地の維持管理ということでございますが、今村として支援している農地の保全管理の部分でございますが、まず1つは中山間地域等直接支払交付金等ありますし、もう1つとしまして多面的機能支払交付金等があります。その中で、協定農用地ということできちんと農地として維持管理をしていかなければいけないという部分がありますので、最低限の維持管理としまして草刈りをしている状況でございます。

4 番（飯畑秀夫君） 中山間地と言いますけれども、中山間地は多分畑とか田んぼの斜面のところだけで、多分中は入らないのかなと思うんです。もし田んぼとか畑をやっていないくある程度何度か以上で大変なところが中山間地の事業で、多分中山間地の事業でのり面だけ池のところ刈ってもほかのところは多分当てはまらないのかなと思うんですけども、全部当てはまるんでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 中山間地直接支払の協定農用地という部分での該当農地に係る部分でございますが、まずは急傾斜地ということで農地と農地の間に勾配がある部分が今回の農地対象の部分となっております。なので、農地の平らな部分にもなりますし、農地と農地を結んでいるのり面、その部分も一応中山間地の分に該当はしてございます。一応、対象農用地面積というのが畑だったり田んぼであつたりの耕作面積、平地の面積

の部分が協定農用地の面積となっております。

村長（杉岡 誠君） 補足しますが、中山間地の事業要件上、確かに傾斜地という要件がありますので、今急傾斜地の話をしましたが、緩傾斜地、緩やかな傾斜地と急傾斜地、それぞれの基準がありまして、その中で1枚の田んぼや畑で測るのではなくある程度団地で測っておりますので、大体その地区全体の中で個々の団地になっているような田んぼ、畑は中山間の事業の中に入れられるとなっております。これに対して、多面的のほうは集落協定の中に農振農用地であれば、農振農用地以外も含むことができますが、交付金対象は農振農用地ということで入れることができますので、中山間と多面的を両方活用することによって、実は全ての農用地を対象にすることはできるように制度上はなっています。ただ、対象にしたところでそれを担っていただける、管理していただける人が高齢化も含めて大変厳しい状況にありますので、集落ごとにいろいろと協議をいただいたり、あるいは多面的であれば広域のほうの協議の中でその協定の面積というのがある程度昔よりは減ってきたり、あるいは新しく入るところもありますが、多少の面積の増減があるというのが現状であります。

以上であります。

4 番（飯畑秀夫君） 中山間地と多面的でいろいろ使えるということですが、前やっていた県の制度で保全事業で1反歩1万2,000円まで下がってしまうのかな。村独自でも燃料代とかぐらいになれば何か自分で手入れしてくださいよと何かどこかできればいいと思うんですが、それもいろいろ検討、皆さんといろいろなところ、もし事業等まだ要請もしなければいけないのかなとも思いますが、なかなか難しいのかなと思って、新規就農でもそういう場所をなかなか借りる人がいなくて、今本当に便利なところばかり飯館村もやっております。今回、答弁では綿花とかいろいろなオタフクナンテンですか。オタフクナンテンとは普通に赤とか白でなるものなのか。どんなものに使うのか。苗で売するのか。何か木をどうするのか。オタフクナンテンについて伺います。

産業振興課長（松下貴雄君） オタフクナンテンはどんなものかということのご質問でございます。このオタフクナンテンというものにつきましては、普通ナンテンといいますと秋頃、冬前に赤く実がなるものがナンテンという形になってございますが、今回新規実証品目としてオタフクナンテンを実証してございますが、このオタフクナンテンにつきましては枝ものとして、実ではなく枝のものを収穫しまして、お正月等の縁起物としての販売というかそういう部分に使われるものでございます。

以上です。

4 番（飯畑秀夫君） めでたいものでフクジュソウみたいな感じで、そうなるともうまいき全体的にたくさん、平らなところと別な斜面のところというか、畑でこれを栽培してもあまりどのぐらいの需要があるのか分かりませんが、もしこれうまくいけばどのぐらいの面積を栽培する予定とかで考えているんでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） まずは、今年度の新規事業というか実証品目でございまして、今後、今年の実証を実施しましてそれを検証した上で、今後どのぐらいの面積に拡大できるかという部分を検証していきたいと思っていますところでございます。

4 番（飯畑秀夫君） オタフクナンテンも聞いたので、綿花作付もありましたが、綿花に対しても何か作付して綿というか何か綿を取るとかいう形なんではないでしょうか。それもお聞きします。

産業振興課長（松下貴雄君） 綿花につきましては、まず1つとしては綿としての収穫もできるのかなと思ってございます。もう1つは、枝ものとして綿花を綿を収穫しないで綿がついたままの枝ものとしての販売も町場でよく見かけたりしておりますので、その辺もどちらのほうか今後の単価的なものがあるのかという部分も見据えた上で考えていきたいと思ってございます。

4 番（飯畑秀夫君） いろいろなものに挑戦するのはよいことだと思います。ジャガイモも前聞いたときあって、ポテトチップスになるんだと、種イモだということもお聞きして、いろいろなことに挑戦してきた経緯もありますし、何が飯舘村に合っているのか、いろいろなところを皆様の知恵を出してやっていってほしいと思います。

続きまして、最後に物価高騰対策について再質問いたします。

物価高騰対策としては、村独自でプレミアム商品券を行っているということで、プレミアム商品券ですが、これは半分ぐらいにしか今販売が満たないということでこの間の、半分ですか、忘れたんですが50%切っていたと思うんですが、現状どうなっているのかお伺いいたします。

産業振興課長（松下貴雄君） 今年の1月末に販売というか委託で商工会に委託しておりますプレミアム商品券でございますが、今現在の販売数でございますが、販売総数は3万2,600冊を予定しておりますが、6月12日現在でございますが販売数が1万5,473冊でございます。割合にしまして47.46%ということで、若干50%を切っている状況でございます。

以上です。

4 番（飯畑秀夫君） まだ9月までであるということで、利用してくださいということでありますが、これに対して私も、あまり私に言ってくる人は少ないんですけども、今回に限り商品券、米券いつ来るんだとかいろいろな問合せがあったんです。この中身でプレミアム券で飯舘村は1.5より1.6でプレミアがつくんだよと私は説明したんですけども、わざわざ来て買って3万5,000円出してとか言われて、いろいろあるんですけども、子供さんに買ってもらえるから電気代とか現金がいいという声もあったんですけども、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金、大体村独自で一応やるということで総務課長から説明受けたんですけども、国のほうからの金額を見ると結構来ているのかなと思いますけれども、国のほうからはどのぐらい補助されているのかお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） プレミアムつきの商品券です。今回、国の補助金が確定する前に交付されるであろうということで、見切りという形でありましたけれども、実際のところは8割以上が充当できそうだなということで考えてはございます。また、議員の皆様もご承知のように、国で新たにまた緊急経済対策、こちらのほうでの補助金、国会で可決されましたので、今後また増えてくるということが予想はされております。中に、使途についてまだ詳細な要綱が示されておられませんので、まだ詳細についてはこれからと

いうところではございますが、他の自治体の状況、そういったことも見ながら、今後もまた物価高騰に対する村の政策対応をしてみたいと考えております。

4 番（飯畑秀夫君） プレミアム券、あともう1つ、私のところに二、三件ですけれども来たのはピンクのもの、買取りするのに券が必要なんですけれども、紛失した場合は再発行しないと言われて、私も一応問合せしたんですけれども、なくしたら再発行しないと書いてあると言われても、一人一人の物価対策で国から増交付金もありますので、今は前と違って二重に交付されることなく商工会できちんと一人一人確認取れていますので、もし世帯主が来ればまとめてなくなった方の分も購入できればなと思うんですけれども、難しいんでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） そういう案件があれば、まずは役場にご相談していただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

4 番（飯畑秀夫君） なくしたのではなく紛失となればできるみたいなことは一応聞いたのは聞いたんですが、なかなかどちらも一緒ではないかと俺は思ったんですけれども、なかなかこの物価高騰対策、自分も議員になってから冬期間の暖房費の補助、電気代も含めて冬期間の、飯舘村の冬は寒い、その冬期間の間もいろいろな何かの形で冬期間の補助ができないかと思っていましたので、もし第1弾が9月に終わるのであれば、冬期間に向けて今国の補助もあれば村に上乘せしてこのプレミアム券、難しいんですけれども、プレミアム券だと商工業でいいんですけれども、あとで見れば結果を出せばどこでどのように効果があったか分かると思うんですが、冒頭でも申したとおり、いろいろなものが値上がりして身近だと電気代、水道代とかさっき言った安心のためにやる通信費、電話代が一番占めていますので、もし現金とかも多少できるのであれば村外にいる人が助かるのではないかなと思いますけれども、村独自、検討に対してなかなか難しいと思うんですけれども、この物価対策については村で何か協議して決めているのか。どんな形で決めていくのか伺います。

村長（杉岡 誠君） 過去においても、国の臨時交付金等々、臨時債とか活用させていただいておりますので、その中で示されているものであったり、自由に使えるということで国会でよくおっしゃられますが、実質的にはいろいろと制限がかかってきていると認識しておりますので、そういったものの中で検討をさせていただいてきております。コロナの最中には現金で各口座に振り込ませていただきましたし、その前はプレミアム付商品券をやっておりましたし、その後商品券を直接お送りするというやり方もしました。今回は商工会さんの要望も含めて、商工事業者の要望も含めてプレミアム付商品券という形を取っておりまして、過去、実は想定される電子マネー的なものを除いてほぼ全てのやり方は取ってきているかなと思いますので、様々議員の皆様からも村民の皆様からも一長一短あるという話をいただいておりますので、もしそういう商品券事業のようなものが次回も可能ということであれば、それはそれでどういうことが利便性としていいのかということを検討した上で、庁内的には検討させていただいた上で皆様に予算として計上させていただいて、ご審議を賜りたいと考えているところであります。

以上であります。

4 番（飯畑秀夫君） 前に商品券を送ったということで、そのことについても私は送られてきたほうがよかったと今回言われたので、それもいろいろ含めていろいろなものを作って、村民のためになるのであれば私たち議員も賛同、賛成いたしますのでぜひ、なかなかでも予算どうするんだと言われれば、今村長はトップになって企業誘致、これからやるトップセールスして企業が何かやれば、働く場所がなければ収入も増えないし定住人口も増えない。そしてまた、今ふるさと納税で何か大会で優勝したみたいな、賞取ったとあるので、ふるさと納税の売上げというか何か寄附してくれる方が増えて、いろいろな面でどんどん、どこかの自治体で稼ぐ課とか何かあったですけれども、村でも何か少しこうやればトップセールス、村長だけではなく村長を補佐する人もつけながら皆さんで幅広くやって、ふるさと納税と企業誘致に力を入れてもらいたい。以上で私の質問を終わりますが、杉岡村長にもう一回意気込みをお聞きして。

村長（杉岡 誠君） 意気込みということですが、ふるさと納税の件についてはよくよく議員からも、全議員からご提案いただいて、様々しっかり力入れろというお話をいただいております。村民の皆様からも、自分たちの産品が評価をされながら、それがふるさと納税という形で金額にも見えてくるとというのは非常にすばらしいことだということは生産者の皆様からも消費者の皆様からもいただいていることですので、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

なお、ふるさと納税に関しては村内の生産されているものが、いかにせん少ないというのが非常に大きな問題でありまして、年間、村の中で生産しているものが例えば何十億円もあるのであれば、その中の一部をふるさと納税でということができると思いますが、なかなか個人の販売者、生産者が多いという部分が非常に大きなネックになっておりますので、そちらについては別の支援策で支援をしながら、商品となるもの、あるいは手に取っていただけるもの、場合によっては村に来て楽しんでいただけるようなアクティビティという言い方を私よくしますけれども、体験型のふるさと納税というものも含めて広範に物事を考えながら、しっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上であります。

4 番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。以上、5 項目について質問しました。ぜひともよろしくお願いいたします。以上で終わります。

議長（佐藤眞弘君） これで飯畑秀夫君の一般質問を終わります。

続いて、2 番 横山秀人君の発言を許します。

2 番（横山秀人君） 議席番号 2 番 横山秀人です。

通告に従いまして、6 項目について質問いたします。お手元の通告書をご覧くださいながらお聞きいただければ幸いです。

まず第 1 に、高齢者世帯が安心して暮らせるための支援についてです。

村内外にお住まいの高齢者世帯に村社会福祉協議会、地域包括支援センター、健康福祉課、そして訪問介護、訪問看護の皆さんが日頃から見守りを続けてくださっていることを本当に心から感謝申し上げます。今後、さらに増えていく高齢者世帯を村としてどう

支えていくのか。通告書の3点に沿って確認いたします。

まず1点目、高齢者夫婦世帯、独り暮らし世帯への支援について、現状と今後の高齢化を見据えた取組を伺います。

2点目、認知症の予防や進行を遅らせる取組について、現状と今後の高齢化を見据えた対応を伺います。

3点目、現在も村外で避難生活を続ける高齢者世帯への支援について、現状と今後の必要となる取組を伺います。

高齢者世帯を支えるには行政などと、そして家族や親族との情報共有が重要と実感しています。行政等の支援に家族がどうつながっていけるのか。私自身も高齢者世帯の一員として考えてまいります。

第2項目に進みます。第2に、誰もが使いやすい公共施設づくりについてです。

公共施設は使う人の声を聞きながら少しずつよくしていくものだと思っております。今日は村民の皆さんから寄せられた声を基に、施設の使いやすさと安全性について確認いたします。

1点目、確定申告会場となっているビレッジハウスについて。玄関までの通路が石畳で歩きにくく、雨の日は滑りやすいという声があります。高齢者や体の不自由な方のために玄関近くに駐車場を設け、歩きやすい通路を整備できないか伺います。

2点目、交流センターふれ愛館について。ホールからトイレまでが遠く、高齢者にとって負担だという声があります。トイレの新設や講師等控室トイレの常時使用によりホール近くで使えるトイレを確保できないか伺います。

3点目、村の公共施設全体について。使いやすさや安全性の再点検と利用者の声を聞く仕組みづくり、例えばアンケート用紙の配付などを進められないか伺います。

歩きにくい通路や遠いトイレ、小さな不便に見えても高齢者や体の不自由な方にとっては施設を使いにくくする大きな理由になります。まずは実際に利用する方の目線で現地を見ていただき、できるところから改善につなげていただきたいと思います。

次に、第3項目です。第3に、農地としての利用再開が困難な田畑の取扱いと農地パトロールについて伺います。

この件は、今年4月の産業厚生常任委員会の所管事務調査で、村と農業委員会が利用できる農地を担い手につなぐためにしっかり取り組んでいることを確認いたしました。一方で、原発事故による避難で長期間管理できず、農地として使うことが難しくなった田畑をこれからどう整理していくのか。その点について、確認いたします。

1点目、農業委員会による農地パトロール、利用状況調査について、現在の実施状況と今後の進め方を伺います。

2点目、利用再開が困難な田畑について、農地台帳との整合性の確保にどう取り組むか伺います。

3点目、利用再開が困難な田畑について、所有者への丁寧な説明を行いながら農地台帳や固定資産税の取扱いが実態に合ったものとなるよう、関係課と情報共有して取り組む必要があると考えるが、今後どう対応するか伺います。これは現場の実態と農地台帳や

税の取扱いをきちんと実態と合わせて確認するということへの問いであります。長い避難の間に田畑の姿が大きく変わってしまいました。これは所有者の問題でもなく、行政の問題でもありません。だからこそ、所有者に丁寧に説明しながら農地台帳や固定資産税の取扱いを実態に合ったものにしていく必要があります。守るべき農地を守るためにも、避けて通れない台帳の整理だと受け止めています。

続いて、第4項目に移ります。第4に、牧野利用農業協同組合の今後の運営と土地の活用についてです。

この件は、今年2月の所管事務調査で、牧野組合連絡協議会及び担当課から牧野の現状や課題についてご報告をいただきました。村内各地にある牧野は、飯館の畜産と暮らしを支えてきた大切な財産であります。しかし、震災から15年がたち、活動を休止している組合もございます。組合員の皆さんがこれからの方向を決められるうちに村としてどのように支援できるかを確認いたします。

1点目、村内各地にある牧野利用農業協同組合について、村は実態をどのように把握しているか伺います。

2点目、広大な農地や山林を保有する牧野組合の今後について、村としてどのように支援していくか伺います。

3点目、牧野組合の意向を尊重しながら今後の運営や土地の活用、必要に応じた組織の在り方について、農業委員会などの関係機関も交えて検討する場をつくれないか伺います。

牧野は飯館の歴史と暮らしを支えてきた財産であります。組合の皆さんが話し合い、方向を決められるうちに必要な情報と話し合う場を整える。それは牧野組合協議会の事務局を担う村だからこそできる支援だと思っております。組合の皆さんと一緒に次の一歩を踏み出せることを願っております。

第5項目に進みます。続いて、第5に、野球場の防球ネットとスコアボード新設の費用対効果の検証と公表について伺います。

私はスポーツ施設の整備そのものに反対してはおりません。ただ、2億円以上の費用が見込まれる整備であります。今日確認したいのは、村民に分かる説明がされているかどうかであります。この整備が村づくりにどう生かされていくのか。また、費用に見合う効果があるのか。その見通しを村民に先に示していただきたいという趣旨で確認いたします。

1つ目、飯館村の公共施設等総合管理計画では、新しい施設は費用対効果を検証して行うとされています。野球場の防球ネットとスコアボードを計画するに当たり、この費用対効果をどのような方法で、またいつ検証するのか伺います。

2点目、建設費だけではなく設置した後の維持管理費や修繕費用など、将来にわたって必要な費用の総額、ライフサイクルコストをどのように見込んでいるのか伺います。

3点目、検証の結果と費用の見込みを議会や村民にいつどのような形で知らせるのか伺います。

野球場の防球ネットとスコアボードは村民に歓迎されて完成してほしい、その思いは私

も同じであります。そのためには整備の目的、費用、効果を村民に先に示すことが大切であります。丁寧な説明があってこそ、村民の理解と信頼につながると思います。

最後に第6項目に入ります。第6として、自治体や企業と協定を結ぶ際の方針、手順、そして村民への情報公開について伺います。

協定は村の将来に関わる大切な約束事であります。だからこそ、結ぶまでの手順や結んだ後の事業の進め方が村民にも議会にも見えることが大切だと思います。なお、この質問は協定を結ぶかどうかを決めるのは行政であるということを前提にしております。その上で、3点確認いたします。

1点目、村が自治体や企業と協定を結ぶ際、現在どのような方針や手順で進めていくのか伺います。

2点目、協定の締結は制度上議会の議決案件ではないが、協定前に議会と協議する手順を加えることで協定先の自治体や企業に対しこの協定は議会との協議を経た協定ですと伝えることができます。それにより、協定に基づく事業を円滑に進められると考えますが、村の見解を伺います。

3点目、協定を結ぶ際の方針や手順、また協定締結までの経過や今後の事業計画等を村のホームページで村民に公開できないか伺います。

協定は村と外部の自治体や企業と交わす大切な約束事であります。結ぶまでの手順が見えること、結んだ後の内容や事業の進み方が見えること、その積み重ねが協定先からの信用にもつながり、また、村政への信頼にもつながっていくと思います。村民に見える協定の在り方をぜひ前向きに整えていただきたいと思います。

以上、6項目について質問いたします。いずれも村民の皆さんが安心して暮らせる村であってほしい、その思いから取り上げたものであります。執行部の皆様のご答弁をよろしく願いいたします。

◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 暫時休憩します。再開は15時10分とします。

（午後2時53分）

◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後3時10分）

村長（杉岡 誠君） 2番 横山秀人議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問1-1、高齢者の夫婦世帯、独り暮らし世帯への支援について、現状と今後の高齢化を見据えた取組についてお答えいたします。

独り暮らしや高齢者等世帯の見守り支援については、村内外の居住地にかかわらず緊急通報装置を貸与する事業や、村社会福祉協議会の生活支援相談員による定期的な訪問、村内で食料品等の移動販売を行う事業者や郵便局による村との協定に基づく地域見守り活動などを実施しております。また、各地区でのサロン開催、若手高齢者中心の地域お助け合い事業等により地域で支え合う仕組みづくりとその支援を進めております。さらに、困り事を抱える世帯については福祉係及び包括支援センターでの相談業務での情報

を内部で共有するとともに、村社会福祉協議会の訪問時の情報共有を受けるなど、関係機関と連携し個々の状況に応じた対応を行っております。

次に、ご質問１－２、認知症の予防や進行を遅らせる取組について、現状と今後の高齢化を見据えた対応についてお答えいたします。

まず、認知症の予防や進行を遅らせる取組につきましては、サポートセンターつながっぺや各地域サロンからの要望に応じ、認知症予防の講座を開催しております。また、村健康福祉課でもいちばん館を会場に２か月に１度、ゆずカフェという認知症カフェを開き、高齢者やそのご家族等も含め交流いただいているところです。さらに、認知症を知っていただき地域ぐるみの支援をいただけるよう、認知症の進行の度合いや支援の方法等をまとめた飯館村認知症ケアパスの作成、配付、いいたて希望の里学園の前期高学年児童を対象とした認知症サポーター養成講座を毎年実施するなど、認知症に対する理解を深めていただいております。さらに、認知症の方が万が一徘徊等により自宅以外の場所で発見された際に、早期に支援者につながるよう希望者に対してＱＲコードのついたシールの配付も行っております。今後の高齢化を見据え、このような取組を継続していきたいと考えております。

次に、ご質問１－３、現在も村外で避難生活が続ける高齢者世帯への支援について、現状と今後必要となる取組についてお答えいたします。

村外で避難生活が続ける高齢者等世帯に対する支援については、各地域サロンへの参加支援や村社会福祉協議会の生活支援相談員による復興公営住宅への訪問と併せ、村社会福祉協議会が他自治体社会福祉協議会と連携協力体制を取り、必要に応じて一緒に訪問する取組を行っているところです。また、公的サービスである介護保険事業や障害サービス事業については、居住地にかかわらず同様のサービスを受けることができます。今後も村健康福祉課で個々の相談を受けながら、必要なサービス調整を図ってまいります。

次にご質問の２、誰もが使いやすい公共施設づくりについての２－１、確定申告会場となるビレッジハウスについてお答えいたします。

確定申告会場として利用しておりますビレッジハウスにつきましては、東日本大震災の発生以前から確定申告会場として利用しており、村民の皆様には申告会場として広く認知、浸透しているところです。なお、ご指摘のとおり、ビレッジハウスの玄関までの通路が石畳で歩きにくい方がいること、雨の日には滑る場合があるという課題があることは認識しております。こうした状況を踏まえ、確定申告会場についてはこれまで同様に利用者の皆様の利便性のほか、円滑な納税相談体制などを確保する上で最良の選定となるよう、多角的に検討を進めてまいります。

次に、ご質問２－２については、後ほど教育長よりご答弁申し上げます。

次に、ご質問の２－３、村の公共施設全体について使いやすさや安全性の再点検と利用者の声を聞く仕組みづくり、アンケート用紙の配付などを進められないかについてお答えいたします。

村の公共施設につきましては、各施設の管理者において利用者の皆様のお声をいただきながら、利便性や安全性の確認と必要な改善対策を随時行ってきております。今後につ

きましても、これまで同様に広く利用者の皆様のご意見をいただきながら、公共施設の適正な維持管理、改善に努めてまいります。

次に、ご質問３－１、農業委員会による農地パトロール、利用状況調査について、現在の実施状況と今後の進め方についてお答えいたします。

農業委員及び推進委員による農地パトロールについては、定期的に実施していただいております。今後も農地パトロールについて着実に継続してまいります。

次に、ご質問３－２及びご質問３－３については、関連がありますので一括してお答えいたします。

初めに、農地台帳の内容については年１回、主に固定資産台帳の一部の情報との照合作業により最新化を図っており、さきのご答弁で申し上げましたとおり、農地パトロールを行う委員からの報告内容等による実態を把握しながら現況地目の変更を行うなど、台帳の更新作業も並行して実施しているところです。一方で、農地台帳については農地法をはじめとする各種法令や事業要件を遵守することはもとより、農業委員会、村などが様々な情報を収集した上で、地権者や地域の実情も踏まえた取扱いをしてきております。なお、各地区で策定された地域計画において活用意向等が示されていることも踏まえ、引き続き地権者等へ必要な手続をご案内してまいります。

次に、ご質問４－１から４－３については、関連がありますので一括してお答えいたします。

初めに、ご質問４－１、村内各地にある牧野利用農業協同組合について、村は実態をどのように把握しているのかについてであります。農業協同組合法に基づき設立、運営されてきた牧野利用農業協同組合の監督機関は福島県であり、村は直接指導する権限を有していませんが、一方で、村は17の牧野利用農業協同組合から構成される飯舘村牧野組合協議会の事務局を担っており、情報共有を図っているところです。

次に、ご質問４－２、広大な農地や山林を保有する牧野組合の今後について、村としてどのように支援していくのかについてであります。まずは飯舘村牧野組合協議会において各牧野利用農業協同組合が所有する農用地等の状況を確認しながら、ヒアリングを実施する予定であります。また、おのおの状況に応じて必要な対策を飯舘村牧野組合協議会において検討して進めてまいります。

次に、ご質問４－３、牧野組合の意向を尊重しながら今後の運営や土地の活用、必要に応じた組織の在り方について、農業委員会などの関係機関も交えて検討する場をつくれないかについてであります。村としてはこれまでと同様に飯舘村牧野組合協議会において課題についての共有や協議を図るとともに、監督機関である福島県とも必要な協議を進めてまいります。

次に、ご質問の５については、後ほど教育長よりご答弁申し上げます。

次に、ご質問６、自治体や企業と協定を結ぶ際の方針及び手順と、村民への情報公開について、６－１から６－３までについては、関連がありますので一括してお答えいたします。

１点目の協定を結ぶ際の方針や手順についてですが、協定に至るまでの経過等について

は相手方との協議内容によりますので、特に定まったものではありません。

次に、2点目の協定締結前の議会との協議についてですが、個別自治体や企業との協定につきましても、細部にわたる事業計画や公開対象ではない情報を含むことがあること、また、協定締結行為については行政執行権及びその責任において行うものでありますので、協定締結前の議会との協議の必要はないものと考えております。

次に、3点目の協定を結ぶ際の方針や手順、協定締結までの経過や今後の事業計画等の公開についてですが、さきにご答弁申し上げましたように、協定はあくまでも相手方があってのことです。あらかじめ公表できるものではございません。

以上となります。

教育長（高橋澄子君） それでは、私からは2番 横山秀人議員のご質問2、誰もが使いやすい公共施設づくりについての2-2、交流センターふれ愛館のトイレについてお答えいたします。

交流センターふれ愛館は平成28年8月の開館以降、今年で10年目を迎え、村民が集い学び交流するための社会教育施設として広くご利用いただいております。ご質問のホール付近へのトイレの新設であります。建設には配管工事やバリアフリー対応など多額の費用が見込まれ、また、現在の敷地及び建物構造の中で新たに確保することは難しいと考えております。なお、ホールのステージ脇にあります控室内のトイレにつきましては、利用団体等が控室を必要としない場合において、使用可能としております。

次に、ご質問5、野球場の防球ネットとスコアボード新設の費用対効果の検証と公表について、ご質問5-1から5-3につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。なお、現在村が野球場への設置を検討している防球ネットについてのみ、お答えいたします。

まず、1点目ですが、野球場における防球ネットの主な目的はボールが場外へ飛び出すのを防ぎ、球場周辺の通行人等への人身事故や車両などへの物的損害のトラブルを未然に防ぐこととあります。そのため、野球場の施設管理者である村が、安全なスポーツ環境を守るための不可欠な設備として防球ネットの設置を計画しているところです。なお、防球ネットの設置場所や大きさなどは、今後設計業者と協議を進めてまいります。

次に、2点目の設置した後の維持管理や修繕費用など将来にわたって必要なライフサイクルコストの見込みですが、今後防球ネット工事の実施設計を進めていく中で具体化していくべきものと考えております。

次に、3点目の検証結果の周知ですが、防球ネットの設置費用やライフサイクルコストの見込み等について、今後の社会教育委員会や教育委員会等での協議を踏まえ、必要な予算を次年度の議会へ上程することを想定しております。

以上であります。

2番（横山秀人君） 詳しい答弁、ありがとうございます。

1つつ、再質問を行ってまいります。

まず1点目、高齢者世帯が安心して暮らせるための支援について並びに認知症の予防や進行を遅らせる取組について、今村の詳しい取組をご紹介いただきましたし、また、村

内を歩いていますと、そのような職員の方々が家を訪問しているとかというところも見受けられます。今村の中で順調にこの対策が取られているのかなと思います。その上で、今後人口のこの推移や高齢化率等を踏まえて、どのような課題等が考えられるのか伺います。

健康福祉課長（今野智和君） 横山議員の再質問にお答えしたいと思います。

今後の大きな課題として想定されるものということでした。まず考えられますのが、村に戻られている方についてですけれども、帰村後、当初については例えば当時は65歳の高齢者夫婦だった、まだ若いですが。そういった中で、例えば訪問等元気だから大丈夫ですよという世帯もございました。ただ、そこから震災後15年たっています。帰村後からは2年、11年等がたっているわけですが、そうするとその世帯ももう76歳の夫婦となってくるわけです。そういった中で、以前訪問を大丈夫ですよと言った世帯もまた掘り起こさなければいけないのではないかと、こういったところでその1つの課題として社会福祉協議会と協働しながらそういった世帯の掘り起こし、以前はこう話していたいていましたが改めてどうでしょうか、そういったところを春先から進めていただいております、その中で訪問をお願いしますという世帯も増えております。課題と現在の取組、1つはその点。

もう1点についてですが、避難生活長期化して核家族化が進んでいるのは、これは承知しているところです。その中で、支援していただく家族、当時の同居していた親子、若い世代、また兄弟等もいらっしゃったかもしれません。そういった関係性が少しずつ希薄になってきているのではないかとという状況が見てとれています。そういった中で、その課題を基に同様に社会福祉協議会と協力いただきまして、訪問する際にその世帯の協力世帯、協力してくれる方は誰なのかということ、これは社会福祉協議会の台帳の中で整理をいただいております。それを逐次更新していただいて、何か困り事で具体的な相談をいただいた場合に、誰が相談窓口になっていただけるのか、こういったところを迅速につかむことができております。こういった情報の更新を社会福祉協議会に担っていただいているところですし、その取組に感謝しているところであります。引き続き、協力しながら支援に当たっていきたいと考えております。

以上です。

2番（横山秀人君） まず1つ目の回答というか、だんだん年齢が重ねてきて訪問のところが増えてきているというか、まさに我が家という形で感じております。先日家族が入院して実家にいたんですけれども、そうすると社会福祉協議会の方がいらっしゃったり、そして包括支援センターの方もまたいらっしゃったりという形で、残された高齢家族の様子を見に来ていただきました。本当にありがたいことだなと思ったのと同時に、私たち家族がきちんと例えば入院したとかという情報を伝えておかなければいけないんだろなというのを感じました。そしてまた、退院したときもきちんと我が家は退院して2世帯になりましたとか、2人世帯になりましたとかという形の報告をしなければいけないんだろなというのを家族の責任として感じたところであります。今これからの課題ということでこの2つにちょうど合致するわけですが、今後、村として遠く離れて

いるというか別に住んでいる家族、そしてまた兄弟と今後どのような情報の連絡なり連携を取っていく予定なのか伺います。

健康福祉課長（今野智和君） お答えいたします。

先ほど議員からお話いただいたように、家族で何か入院等で動きがあった等あった場合は共有をしたいという話をいただきました。本当にありがたいことだと思います。状況がその1つの出来事で大きく変わる世帯というのがあるわけです。その中で、そういった部分をぜひ情報として寄せていただいて、それに沿った支援をどういった見守りの対策が世帯の状況が変わったことによってできるのかというのを、対応策を考えていけるということがございます。また、遠方の部分というのがございました。その相談の状況によっては遠方だとなかなか手続等がある部分については難しい部分がありますので、時間等調整いただきながら、病院もしくは施設等に足を運んでいただくというのが必要になってくることはあると思います。ただ、そこに至らない部分については支援する方が分かっているれば、そこにダイレクトに電話させていただいて、現状こうなっていますと、緊急で入院しましたというのが、場合によっては家族と同じぐらいのタイミングで知ることあるかと思います。そういった状況も含めて、情報をこちらでも取りだめしながら、また情報を住民の方からいただきながら対応していきたいと考えています。

以上です。

2番（横山秀人君） ありがとうございます。いつもは村民の方からご意見や提案等を聞いて、そうだなと思いながら質問するわけではありますが、今回は本当に当事者になってより本当にこの問題というのは大事なんだなと思ったところでありますし、また、すぐ地域の方がどうなんだとか大丈夫かという形で寄ってきてくださったということは、本当に飯館村らしさなのかなと感じております。今後はきちんと家族としてもどのように対応していけるか検討しながら、村全体の高齢者夫婦世帯、そして認知症予防等を考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

健康福祉課長（今野智和君） 先ほどの入院の部分も触れられておりましたので、1点だけ補足で情報として共有したいと思います。在宅に戻るめどが立って、退院の調整が入った場合には、例えば相馬であれば退院調整ルールというのが各医療機関と、あと介護事業所等で組まれています。なので、退院して在宅で過ごす場合に何が支障になるかというのを入院時に介護の申請をするべきだ、ケアマネジャーさんの調整をする、そういったところを退院調整ルールの中で入院中に整えて在宅に復帰していただくという、こういったルールも含めて今相馬地方それぞれ各支部でも、そういった同様のルールの中でケアに当たっているところは共有したいと思います。

以上です。

2番（横山秀人君） そのような情報を先に知っているか、家族が知っているかどうかでまた家族、また当事者の安心度が変わってくるのかなと思いました。教えていただきましてありがとうございます。

続きまして、2項目目について再質問いたします。

2項目目は申告会場のあるビレッジハウスの周辺の道路状況、通路状況についてであり

ます。つえをついた方から横山君、ここ歩いてみろ、一緒にということで、駐車場まで歩いたときにこれは大変だなと。ちょうど雨が降った後で滑りやすいなということで感じました。今回、きちんと検討いただけるということではありますが、申告会場の変更も含め検討をしているという認識でよろしいでしょうか。

総務課長（村山宏行君） ご質問の部分でございますけれども、ビレッジハウスの今まで申告会場として定着しているということにはあるんですが、確かにあそこは歩くと高齢者にとっては危ない、あるいは駐車場もなかなかスペースが前に取れないのではないかなということもありますので、総合的に判断をしながら考えたいと思います。例えば、いちばん館に会場を変更するであるとか、あるいは交流センターを計画してみるとか、多角的に改めて見直したいと考えてございます。

2 番（横山秀人君） そうであれば、経費もあまりかからずとかほとんどかからず、ただ目的は達成できる。その上、安心して行けるということで、前向きに検討されていること、本当にありがとうございます。今年度から変わっていくのかなと思っております。

続きまして、交流センターふれ愛館についてであります。トイレが遠いという問題は随分前からございました。昨年、特に多くありました。今回、控室のトイレは利用可能だよという回答がございましたが、これは例えば使用者が使っていいですかとあったらいいですよということなのか。それとも、初めからトイレの案内を設置しておいて、トイレ2つあるんだなということで皆さんに案内するのか。どちらの対応で行うのか伺います。

生涯学習課長（荒 真一郎君） 控室のトイレを常時案内をしてしまいますと、それを見て控室のトイレに行く人がいた場合、そのトイレ、実際出演者が控室を利用されていますと来館者は使えないという状況になります。結果的に一般用トイレへ向かうことになりましますし、また、控室内のトイレ1つしかないものですから、そのトイレを使用したい人が同時に何人もいますと、長い時間待つということもあります。そのため、控室を必要としない場合においてはその中のトイレは常時使用可能としておりますので、控室のトイレを使用される場合は利用団体の方が来館者へトイレの案内、こちらにもありますという案内をしていただければと思いますし、また、一時的に立て看板とかでこちらにもトイレがありますという表示をすることは可能だと思っております。

以上です。

2 番（横山秀人君） トイレの利用について、本当に困っているんだという切実な声がございます。今のお話ですと、ホールを使われる団体さんとか視聴覚室とかこちら側使う団体さんで事前に参加者の方にこちら也使えますよという案内をしていただければ、案内もなくスムーズに行けるかなと思います。ぜひ生涯学習課からも積極的にあちら使えますよという形のご案内をいただければと思います。

続きまして3点目、これは先ほどはビレッジハウスとそして交流センターでありましたが、多分ほかにもまだまだ使いづらい、こうなったらいいのかなというところがあるのかなと思っております。村全体の公共施設の再点検が必要なのかなと思います。それはなぜかということ、声が継続的に届くけれども実際は変わっていない。もしかしたら声

が届いていないのかもしれないけれども改めて村が今回きちんと再点検しますよ、皆さんぜひ声を上げてくださいという形の方針の下、動けば多くの声が上がってくる。そして、順を追って順番を決めて改善点を公開していくという形の流れになれば、施設利用者が安心して利用できるのかなと思いますが、この一斉再点検についての実施を検討するか確認いたします。

総務課長（村山宏行君） 公共施設の点検をしてはということでのご提案ということでございますが、1回目の答弁でもお答えしておりますとおり、常時利用者の皆様から声をいただき、そういったことの部分でこれまでずっとカバーをしてきているということがございますので、一斉点検、そういったこととかアンケートなどそういったことは現在のところ考えておりません。

2番（横山秀人君） 声の見える化は結構大事だと思うんです。よくスーパーで意見とかいろいろ貼ってあるのを見るときがあるんですけれども、ああいう形で見える化するからこそどのように対応していくかが次の検討に入るのかなと思っております。一斉でなくても、例えば各団体さんの代表さんに会議等があったときに何か皆さんに聞いてくれ、そしてその声が聞かれたら届けるとか、そういう改めて確認はしているんだよという意味を村から表すと、より村民の方もよりよい施設にしたいんだなという気持ちが分かるのかなと思うんですけれども、どうでしょうか。再度確認いたします。

村長（杉岡 誠君） 今議員おただしのとおり、職員もそういう形でいつでも言ってもらえるようにというつもりで仕事はしていると思いますし、あるいは施設の管理台帳には実はその他書ける部分があったりする様式もありますので、そういうところにお書きいただけるかなとは思いますが、アンケートというふうに私たちが受け取った場合、記名式・無記名式とありますけれども、その人のご本人の意思によって書いた人のお名前とか連絡先がないアンケートも当然アンケートという中に含まれます。公共施設の使い方については、先ほどのご質問にもあったとおり、実はこういう不便があるよねといったときにその施設の管理者がこういう使い方ありますよ、ここも使えますよというレクチャーをさせていただくことが非常に大事だと思っておりますので、そういったことを踏まえてお聞きになりながら、でも使い勝手が悪いとかこういうところの改善が必要だよねという対話によって改善の意思を示していただくことのほうが非常に大事だなと。私たちが全ての公共施設を全部村民の方に説明し切れているわけではないという部分がありますので、その辺は対話を大事にしながらご意向はしっかり確認していきますし、村としてそういう姿勢を常に持ちながら公共施設の利便性改善には努めていくということは、今後も示していきたいと思っております。

以上であります。

2番（横山秀人君） 村の取組体制、十分に分かりました。今後、村民からあった場合には、ぜひその施設の代表の方に直接現場見ながら説明してほしい、もちろん私も受けますよという形の二段体制でいきたいと思っております。ありがとうございます。

続きまして3項目め、農地としての利用再開が困難な田畑の取扱いということであります。現在、農業委員会で農地パトロールを行っているという答弁がございました。私の

質問の趣旨が足りなかったのかなと思うんですけども、ここでの趣旨は農地法に基づいた利用状況調査、この田畑の状況が今どのようになっているのかというパトロールであります。利用状況調査の視点で農地パトロールが行われているのか確認いたします。

産業振興課長（松下貴雄君） 今の農地パトロールの件でございますが、福島県が作成しております遊休農地に関する措置という業務マニュアルがあるんですが、その中で農業委員会では利用状況調査ということは年1回実施しろというマニュアルとなっております。村の農業委員会につきましては、毎月の定例総会がございまして、その時期に合わせまして農地パトロールを実施していただいている状況でございます。

以上です。

2番（横山秀人君） 県が関係している団体の資料を見ているんですけども、県にも事前に電話で確認した内容でございます。利用状況調査の目的の一つは農地の現状を見るわけですが、農地に該当しないと判断したところは農地台帳から外すということが大事な目的の一つでもある。その理由としては、農地としての利用見込みがない、再生利用が困難な農地をそのままにしまうと、農地台帳の正確性の確保や農業委員会の適正な業務執行の妨げになってしまうということで、適切な非農地判断が必要だとの記載があります。そのためには農地パトロールをして、利用状況を調査して、非農地判断を農業委員会がすべきだということがございます。実際、その流れにおいての非農地判断というのは村農業委員会で実施されているのか確認いたします。

産業振興課長（松下貴雄君） 今ご質問ありましたとおり、農業委員会の職権で農地パトロール、農地利用状況調査によって非農地という地目の変更ということもできるわけですが、村の農業委員会としましては、毎月の定例のパトロールを実施しておりまして、なおかつ、土地の所有者の方から申請、非農地化証明ということでの申請を受けた上で農業委員会としてその中で諮った上で非農地化という部分を認めているという状況でございます。

以上です。

2番（横山秀人君） 実は今回の質問はもう1点の視点がございまして、もう農地として利用していないのにいつまで農地としての固定資産税を取るんだというご指摘がございました。その都度、農業委員会に非農地証明とかそういうものをしないと変わっていきませんよという話をしました。ただ、これが何度も続くと、本当に課税上は現況課税が原則なわけなので、本当に荒れ地に農地の税金を払っている人がずっと続いていくということになります。

そこで、他自治体とか県のホームページ等を確認すると、先ほど説明したとおり、農業委員会の職権で、つまり農業委員会が農地でないと認めれば農地を外すことができるという制度を知りました。では、どこでやっているのかなといったときに、県中の自治体で行っている状況を確認したところ、この5年間で400筆の農地を農地台帳から除いたという報告がございました。ただ、1点は避難12市町村は今その利用状況調査、年1回行わなければならないものが免除されているということも県から聞きました。

提案としまして、今農地の利用を担い手がどこの農地を作付するかとか今後利用しない

農地というのはある程度村で把握していると思うんです。計画を立てる中であるならば、もう農地として利用しない、担い手もない、所有者もやらないということであれば、そこから利用状況調査を農業委員会が行って、そして適正に台帳から農地を外していくことが必要なのではないかと思っております。利用状況調査による農地の非農地判断、今後村でも必要かなと思うんですが、再度見解を伺います。

村長（杉岡 誠君） 非農地化判断は農業委員会の職権、権限事項ですので、私からご答弁申し上げることではないんですけども、今お話の中で、一定の調査の中で地権者の意向としてもないし担い手もないしというところは外すべきではないかというお話がありました。一方で、村は復興の事業の中で、あるいは7次総の中でも担い手をしっかり見つけていくんだという強い方針を出しながら、それだけの事業費も獲得しながらやってきておりますので、現状いないからといって完全に将来もないんだと諦めているわけではありませんで、この7年間ぐらいの、令和7年までの間に860ヘクタールほどの農地集積を水田を中心にしながらやってきたという部分はあったにしても、それ以外の農地も含めて大事な貴重な財産でありますし、生産性を高めていくような、これから国際情勢を見ても食料が足りなくなってくるのは明らかでありますから、そういったものを踏まえるといかなる農地についても活用していくというのが、農業委員会もそうでしょうけれども、村としても大きな方針を持っているところであります。ですので、現状調査というのは、現況調査というのは非常に大事な部分で、むしろ指導のほうに使うべきものかなと思いますが、担い手が十分いる地域においては非農地化ということが、ここは何年も使っていないよね、何十年も使う意向がないよねということがぱっと判断できるのかもしれませんが、村はまだ再生の途上にある。あるいは発展のための道筋をこれからつくっていかなければいけない、そのときに1筆1筆の農地だけではなく集落全体という、農業の集落性というものを見ながらやっていかなければならないという途上にありますので、むしろ村として汗をかきながら、担い手がないということではなく担い手をつけるためには、先ほど言った品目、どういう品目があれば担い手がつくのか、どういう採算性があればどういう担い手がついていただけるのかということと同時に並行に行政としてもさせていただきながら、その中で権限として農業委員会としてはやるべきことをしっかり農業委員会が農地法等に基づいて執行いただけるものと認識しているところであります。

以上であります。

2番（横山秀人君） 私も村長と同じ思いであります。農政経験、畜産経験者としては、担当としては農地は農地として利用いただきたいということでもあります。先ほど第7次総合振興計画でございましたが、第7次においてもこの耕作放棄地は耕作再開を基本とするが、農地としての利用が難しい場合は生物多様性の保存や景観形成とか、あとは水田だとか環境保全的な観点からの活用を図るということも記載がございます。ということは、農地の次の段階、ただ荒らすのではなく次の利活用を検討する時期に入っているのかなと思っております。これについては村長と同じ意見ということは分かりましたので、質問についてはこれで終わりますが、税で困っている人がいる。農地をやっていないんだ

けれども農地を払っている。何万円もお金を払っている人がいるという現実には深刻に考えていかなければいけないのかな。

1つ住民課長に確認なんですけれども、例えば農地台帳から農地が外れれば、それは固定資産税の課税も農地から外れるという認識でよろしいでしょうか。

住民課長兼会計管理者（山田敬行君） 農地に係る固定資産税のご質問であります。基本的に固定資産税、地方税法に基づきまして固定資産評価基準に基づいて課税評価を行っております。一方、農地につきましては農地法に基づいての判断ということになります。ただ、今ご質問にありましており、農業委員会の正式な手続において非農地化という判断を行えば、一律ではないにしても基本的には税もそれに沿った評価課税をしていくものと基本的には考えております。

2番（横山秀人君） ありがとうございます。そのような形で税の軽減も考えられる方策の一つかなということが分かりましたので、これについては今後も検討していきたいなと思っております。

続きまして、次は4項目めであります。牧野利用農業協同組合の今後の運営であります。今回質問したのは、牧野組合の休業を考えている牧野があるということを知ったからであります。震災前から休業しているところもあるというのは分かっております。ここに来て、牧野の運営ができないから休業するということは、本当にこれからの牧野利用について本気で考えなければいけない時期に来ているのかなと思います。1つずつ確認していきます。

まず、牧野の土地の面積であります。以前ご説明で聞いたのは村の約半分が牧野の農地であるということと聞いたことがあるんですけども、先ほど2,500ヘクタールの農地があるということとありますが、これはそのような認識で、休業している牧野も含めての所有している牧野も含めて約半分の農用地が牧野所有ということとよろしいでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 村の農用地の面積の部分の約半分、約1,200ヘクタールぐらいが牧野組合の土地になってございます。

以上です。

2番（横山秀人君） 本当に牧野というのが村の農業にとって重要な位置を占めているということが分かります。これからについてなんです、休業を考えている牧野様にお聞きしたときにあったのが、組合自体が高齢化になって新しい事業もできないんだ、実際原発の事故で畜産農家の離農があって、止める方があって放牧地や採草地としても使っていない、収入もないということで休業を決めたということでございます。現在、先ほどの答弁を読みますと、村が主導というよりも、牧野の組織の任意の集まりの団体、牧野組合連絡協議会がいろいろな調査をしてとかいろいろなことを検討してということでありますが、その組合が抜けているような状況の中でこれからのこの1,200ヘクタールの農地をどうしようかというところが議論できるのかというのが不安であります。ここは村も主導的に牧野との情報共有をしながらこの村、1,200ヘクタールの農地をどうしようかという検討が必要なのではないかと思っておりますが、村の見解を伺います。

産業振興課長（松下貴雄君） 先ほど牧野の面積でございまして、1,200ヘクタールとございましたが、一部に山林も含まれていることをご承知おきいただきたいところでございます。

今後の牧野利用の組合の在り方でございますが、今後、先ほどの答弁でもお答えしましたとおり、今後協議会で開きまして、各牧野組合のほうへヒアリングをした上で各牧野への今の現状だったり今後の状況を把握した上で、また、各牧野の今後の意向もあるかと思いますが、それを村としてヒアリングをした上である程度整理をした上で、今後村としての在り方を検討していきたいと思っているところでございます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 暫時休憩します。再開は16時15分とします。

（午後3時57分）

◎再開の宣告

議長（佐藤眞弘君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後4時15分）

2番（横山秀人君） 牧野利用農業組合の課題等については、村も共通認識をお持ちだと思いますので、今後は休業してしまうと、何町歩もの土地を持ったまま意思決定機関が閉じてしまうことになります。そうってからだとまた再開とか、また時間と労力が必要になってくるのかなと思います。牧野に関する一般質問もここ数年で2回目であります。私以外の方もしております。ということは、牧野課題がだんだん見えてきたのかなと思いますので、ぜひ村の中でもご検討のほうをお願いいたします。

村長（杉岡 誠君） 問題提起について、ありがとうございます。私も担当時代、牧野組合の一部担当させていただいたり、その後、担当課からいろいろとご報告いただいておりますので、課題は非常に大きくあると思っております。ただ、休業に関しては県の指導もあって休業届を出されていると認識しておりますが、休業というのは法人の全ての庶務を休止するという意味ではなく、農業経営の事業について休止をするということなので、意思確認ができないとかあるいは代表者がいなくなるという意味ではありませんので、その部分をしっかり協議会の中で共有しながら意思確認等々をさせていただきたいですし、情報共有もしていきたいと思っております。村でも様々な制度は調べさせていただいておりまして、課題の部分についてはいろいろな税法上の課題等も、財産処分含めていろいろな課題がありますので、一概に意思さえあれば何かできるというものではなく、お金が絡むものにかなりなると思っておりますので、その点も含めて協議会を通してしっかりと共有を図りながら、理解をいただく中での活用方法について、あるいはいろいろな処分方法について村としても関わっていきたくと考えております。

以上であります。

2番（横山秀人君） 村長から、ありがとうございます。牧野について検討の場が一步、今日進んだのかなと思っております。

続きまして5項目め、野球場の防球ネットについての再質問をいたします。

先月、11区のパークゴルフ大会があったんですけれども、そこで村民の方からこの2

億円の防球ネットとスコアボード、どうなっているんだというお話がございました。議会だよりにきちんと記載されているので議会だよりを見てくださったのかなと認識しております。そのときに私が回答したのは、実は新しく施設を建てるときにはきちんと費用対効果を検証するというのが公共施設等の整備管理計画の中で決まっている。ゆえに、間もなく村からその公開があるだろうという形で回答をいたしました。ただ、答弁を見てみますと、どのように費用対効果を検証していつ公開するのかというところの記載が明確に聞くことができませんでした。今後、どのような形で費用対効果を村民に伝えていくのか、再度質問いたします。

生涯学習課長（荒 真一郎君） 現在、防球ネットを緊急性の高いほうということで現在その設計業務を委託しているところであります。費用対効果ということでありますけれども、先ほど答弁したとおり、まず防球ネットはボールが場外へ飛び出すのを防いで人に当たる、あるいは車両に当たって物損事故を起こすというのを未然に防ぐという安全対策のために必要な附帯設備であると認識をしております。費用対効果の検証ということでありますが、安全対策のために必要な附帯設備ということで、現在設計業者にどの場所にどのぐらいの高さで長さはどのぐらいで幾らかかる、そしてまたその後の修繕とか更新費用はどのぐらいになるかというのを委託しているところであります。今年度事業で委託しておりますので、今年度である程度は数字が見えてくるものと思います。

以上です。

2 番（横山秀人君） もともと野球場については軟式野球をやる球場を造るということで設計されて、スタートしたわけでありまして。ここに来て防球ネットということなんでありますが、村民としてみれば、どうしてそこに概算 1 億 3,000 万円の予算をかけることになるのかという認識が持っていない方がほとんどであります。この件について再度質問いたします。

生涯学習課長（荒 真一郎君） 防球ネットとスコアボードにつきましては、第 7 次総合振興計画の実施計画の中に、体育施設の利活用の促進としてスポーツ施設整備事業、防球ネットやスコアボードの設置というのを掲げております。近年、野球場の利用につきましては高校生の硬式野球部によります対外試合というのがここ 2 年間で増えております。硬式野球ですとボールが固い、重いということで、それが人に当たる、物に当たるときの危険性というのは軟式野球よりもはるかに危険度が高いということで、そういう使用状況も含め防球ネットということで、まず安全性の関係から今回緊急性で設計業務を進めているというところであります。

以上です。

2 番（横山秀人君） 昔の話なのであれなんですけれども、もともと硬式野球の計画がなくて軟式野球場ということで計画されたものかなと認識しております。そのような利用状況の中で、どうして硬式というところが入ってくるのか。使いたいという気持ちがあるから使わせているという形なのではしょうけれども、そのときに再度村でこの整備するというのであればどれぐらいの硬式の使用状況があって、どれぐらいの利用料金が入る。また、間接的に村に人が来ればどれぐらいの、例えば道の駅の利用者が増えるとかで年

間1,000万円ぐらいの効果があるから今回1億円以上かけてやればいいという形の説明がないと、安全は分かるけれども、もともとその造りではなかったのではないのという形での指摘もあるのかなと思います。その上で、きちんと費用対効果は見せられる形で整理しておくのが村の必要な情報公開ではないかなと思っているのですが、再度質問します。

副村長（中川喜昭君） 野球場の使い方の部分であります、この内容、今年の3月にスポーツ振興基金の5億円の積立ての際にもいろいろ議論させていただきましたが、今村でいろいろな活性化とか、交流人口入れるとか、関係人口増やすという部分を考えているところではありますが、ここ2年ぐらい、村の陸上競技場、あとは野球場、この場所を使って練習をしたいという団体が増えてきているという状況になってきているということです。ただ、村内の状況を見ますと野球場を使っている方々が年に何人、村民の方がいらっしゃるかという村の役場の野球チームが月3回程度使っているという状況の話も聞いております。横山議員も知っているとおり、昔は軟式野球で24チームもあった時代を多分一緒に野球やった仲ですから知っているところではありますが、ただ、今はそういう状況になっていないのが現実であります。ではその野球場をただほっておくのかということではありますが、今の現状そういうふうに使いたいという方々がいるということで、今チャンスかなと思っています。これからの村づくりに対してそういう方々が村の陸上競技場、野球場を使うことで大変広々して使いやすい。確かに軟式野球で使っていましたが、両翼100メートル、センターが120というのは公式戦と同じ大きさになっています。ただ、残念ながら軟式であったために硬式のように遠くに飛ぶ、ライナーが鋭く飛ぶというのはなかったものですから使っていたところではありますが、今現在高校生の市内で野球をやろうとして力を入れているところが遠くは岩手とか仙台のほうから招待をしながら野球練習をしている状況があります。今安全対策として、まずは防球ネットをつけながら、今後どんなふうに村としてここに投資をしていって、その活性化事業ができるんだろうかという部分も内々では相談しているところでもあります。ですので、先ほどのスコアボードも練習試合しているときに何対何だか分からないという状況もあったものですから、3月の段階ではそのような話をしましたが、かなりの多額のお金がかかるという部分もあったものですから、取りあえず後年度、1年後2年後に検討するというので、今年については防球ネットをするということでもあります。

まずは防球ネットを造って、どれだけの人たちに使ってもらえるのかという部分も担当課で検証しながら、あとは今後どういう整備が必要なのかも考えていくという部分がありますので、何しろご理解をいただくしかないのかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

2番（横山秀人君） もちろん村内で有効活用されるものであればぜひ賛成であります。私が今回申したいのは、今の詳しい説明とどのぐらいの費用と効果を先に整備が始まる前に村として広報いいたとかで出すことによって、村はこれから始まるんだなというところの認識になるのかなと思っております。基金に積み立てたということであれば一般財源であります。一般財源を、皆さん自由に使うお金を今回は防球ネットとそこに充てる

わけですから、それなりの説明は必要なのかなということが村民もそれについてはご理解いただけるのかなと思っております。ですので、これにつきましては先ほど副村長からあったような形の説明を今後村民の方にしていただきたいという要望で閉じたいと思います。

教育長（高橋澄子君） 副村長の答弁にプラスさせていただくんですが、今年度4月から6月10日までの利用状況なんですけれども、野球場の利用状況なんです、今年度30件もう既にあります。延べ2,068名がああ野球場を利用しているということで、そして放送室を含めて使用料がこの2か月間で26万6,280円になっているということです。そして、これを昨年度と比較しますと、昨年度の4月から6月10日までの状況では36件、数は多いんですが延べ人数は965人ということで、今年度が2,068人に対して昨年度は965人、使用料が13万6,290円、ぐっと低いんです。なぜかという、村の野球部が使っているために減免措置を取ってもらっているんで、収入としては入っていない。今年度この2か月間でその倍ぐらいの金額が収入として上がっているということで、非常に利用価値が上がっている。そして、この間もトヨタ東日本のセミプロも利用してくださって、私、それをちょっと見に行ったんですけれども、とてもいい球場ですね、広々としてとてもいいですということ、それから雨が降っても非常に水はけがいいので、前日雨降っていたけれども心配だったんだけど、きれいに整備できて使って使い勝手がいいですよとっていただいたんです。すごく誇らしい思いがいたしました。そのように、すごくいい球場がこの飯館村にあるということ、先ほど副村長もおっしゃっていましたが、交流人口の増加だったりとかいろいろなことがこれから望めていくのかなと思います。また、そういうふうに使っていかなければならないなと思って、生涯学習課と力を合わせて頑張っていきたいと思っています。

以上です。

2番（横山秀人君） その情報があるのであれば、先ほど村民から質問あったということはありませんけれども、村民に早くお伝えすべきではないかなと思いました。ますます楽しいな球場になると思います。

続きまして最後、6項目めについて再質問いたします。

協定について、先ほどの質問と答弁から分かると思いますが、実は協定内容については現在議会では全く分かりません。事前に実際協定を結んだ後に報告という形で議会議員が初めて見るという形の状況になっているという前提で質問をいたします。協定自体は協定を結ぶことがゴールではなく、協定を結んだ後、企業とか自治体とそして村が、村民と一緒にその目的の下、連携していくことが大事なのかなと思います。協定の結んだ後です。

であるならば、疑問に思ったのが、先に議会もその協定内容を見せていただいて、それでいいねという形であればより事業等は進むのかなと。またもう1点の視点として、企業さんもきちんと議会もこの協定を確認されているんだねということで、より安心して村との関係性が強くなるのかなというのを感じました。

これは私だけの意見ではなく、村民の方にも確認しました。実は新聞にも出ましたので

これはちょっと分からないんだよね、後から聞いたんだけどもといったときに、それは事前に村の中で調整した上のほうがいいだろうというのが村民の意見でございました。もちろん慣例的にやっているのでも今村長からはそういう回答があったと思うんですけども、ちょっと視点を変えて、村民からの意見も踏まえて、この協定の手順について、立地協定のように非公開でやるべきところはあると思います。ただ、地域連携協定とかあとは風力、村民全体が関係するところとかの協定に関しては事前に議会と協議した上で、ある程度同じ方向性を持っていくというこの手順の検討はいかがでしょうか。再度質問します。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 自治体、それから企業さんとの村との協定についての再度の質問でございます。事前に議会とのそういった協議のような場があったほうがいいのではないかとという再質問でございますが、基本的に協定まで、先ほども村長から答弁しましたように、細部にわたる事業計画、それから企業さんの情報で公開すべきではないという情報があったり、技術的専門的な部分も入っていたりということもありますし、また、迅速な判断、内容でお互いに協定は今すべきだというそういった一元的な部分もあって、そういった部分については基本的には行政の執行権ということで、その中でお任せをさせていただいているという部分であります。相手方、最初の答弁でも申しましたが、相手方がある中での協定ということでもありますので、これまでのそういった各大学とか自治体、企業さんとの協定についてはこれまでも行政執行の中で進めさせていただいてきた部分でありますし、ただ、昨今7次総合振興計画策定して、その推進委員会を立ち上げる中で、これからの大きな部分の協定等については、村のこれからの大きな計画の中で必要というものであればそういった相談をしながらやっていくという協議会も立ち上げましたので、その中では村民の意見として意見を聞きながら進めるという部分も出てくるのかなと考えているところであります。

以上です。

2番（横山秀人君） もちろん村の今のお話、分かります。立地協定とかとても非公開の中で進めなければいけないもの、村と企業さんもそうだと思います。それについてではなく、例えば今回の地域連携協定は村とあと村民の代表の団体が連携に入っています。例えば風力発電、八木沢の境にあるところに関してはその企業と村とそして行政区の区長さんが入っているというところで、村民が入っている協定もあるわけです。先にその村民が入る協定については事前に議会も先にこういう案で村民も入れて3者協定でやるんですよというところは相談してもこれは情報の漏れないとか、先に漏れているわけですから内容はそこについてはぜひ議会と協議してほしいなという思いがあるんですけども、いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 協定という言葉の中に広範なものを含みますので、議員も区分しながらお話をなさっているのかなと思いますが、地域連携と呼ばれるいわゆる連携の協定、大学さんとかと主に連携をしておりますが、そういう協定のものといわゆる立地協定というものは、かなり趣旨が違うものであります。立地という言葉になったときには、その事業体が村に事業として入ってくるに当たって、例えば法令上、村と何かの協定を結ば

なければならないとかそういうことを抜きにしても、紳士協定といいますかいろいろなことが今後も起こり得るでしょうということの中で、そういうことが協議できるような約束として立地協定というものを今までも締結してきた経過があるかなと。その中で、立ち会い、確認として行政区の皆様に入っていて、各区長さんに代理で入っていてということが過去のここ数年の経過かなと思っております。地域連携協定については、ここ数年ではなく震災以後特にたくさん協定をしておりますが、村が行政としてだけやっていくのではなく、村民の皆様と一緒にやっていくけれども、さらにプラスアルファ、今ふるさと住民という言葉もあったりしますが、どこに住んでいてもどういう期間であっても村が考える、あるいは村にとって必要なものを提案いただいたり一緒にやっていくための協議をしていったり、実際に実行に移していきましようというのが連携協定になりますので、そういう趣旨のものについては相手様とのやり取りが相当ありますので、立地協定もそうですが、事前にとすることはあまりしてこなかったと思っております。

それから、議員のお話の中で、協定そのものは締結がゴールではないんだと先ほどおっしゃられました。むしろ協定締結後の連携が大事だとおっしゃっていて、まさしく私もそのように思っております。誰かが結婚するときに結婚をしていいですかというのをいろいろな人に聞いて回るということは普通の方はされないと思いますので、大事な部分についてはお互い同士で確認をしながら、その結婚後、結婚だけで全てがうまくいくわけではありませんので、その後、いろいろなそういうことを大事にしていく中において、周りの方々と一緒になって夫婦間だけではなく共々にとという部分を構築していくのではないかな。それになぞらえさせていただきながら、村と様々な主体との連携協定というのは大事なエンゲージリングのまず一番最初のイニシャルの部分でありますので、そこは責任を持つ主体として行政執行機関である飯舘村がさせていたでいるということをご理解いただきたいと思いますところであります。

以上であります。

2番（横山秀人君）　すごくいい例えがございました。私としては結婚は当事者同士ですがけれども、親族に事前にご紹介しながらよりよい関係をつながればいいのかなのというのが結納の式なのかなとも思っております。

今回こういう一般質問をしたのは、実は過去の会議録を見たときに、ほかの議員からも協定を先に見せてほしい、協議させてほしいというご意見がございました。今回、地域連携協定、5月に結んだものが全員協議会でご報告されたんですけれども、そのときも1時間弱のそこでの質疑応答がありました。もしかしたらこのやり方がどこかでずれがあるのかなという不安があったものですから、今回質問させていただきました。これについては今後また協定がある、先ほど課長からある程度重要な協定については相談もあり得るかもしれないという回答もありましたので、それを期待しながら、今回の再質問は終わりたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君）　協定について、今後どのような協定が出てくるかということではありますが、今議員からあったように、重要な協定等について、例えば多額の財政

負担を伴うものとか住民生活に大きな影響を与えるもの、そういった部分については事前に議会の十分な説明と理解を得ることは必要だと思っております。ただ、その際の説明等においては、あくまでも協議ではなく事前にご意見を伺ってご理解を得ながら実施に向けて進めていくということであって、あくまでも協議というのは違うのではないかと考えております。事前に十分な説明・理解、そういったものは今後重要な案件については求めていきたいと、説明していきたいと思っているところであります。

以上です。

2 番（横山秀人君） その一步でも一番前進したと思っております。そういう場が今後できるということですので、すごくうれしく思います。

以上、今回は6項目でございました。全てにおいて村民の皆様が安心して暮らせるようにとの思いで行った質問であります。行政から十分な回答を得られましたので、ぜひ今後もまたよろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長（佐藤眞弘君） これで横山秀人君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

◎日程第3、令和8年請願第1号 村内放射線環境の情報公開を求める請願

議長（佐藤眞弘君） 日程第3、令和8年請願第1号 村内放射線環境の情報公開を求める請願についての件を議題とします。

審査の結果については、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長（花井 茂君） ただいま議題となりました令和8年請願第1号 村内放射線環境の情報公開を求める請願について、令和8年6月12日、総務文教常任委員会を開催し慎重に審議をいたしました。

その審査の結果について報告いたします。

本請願の趣旨は、避難指示解除後の本村の放射線環境は不透明な状態であり、若者たちが立ち入る可能性の高いと思われる自然体験の森、展望四阿、キャンプ場、オートキャンプ場について、周辺の放射線環境、空間線量を定期的に計測して、結果を公示し、来訪者が自らの責任において判断できる環境を確立することを求めるとの願意であります。

村民の森あいの沢では、毎日複数箇所の放射線計測を実施、計測結果について利用者が確認できるよう村民の森あいの沢管理棟内に掲示し、周知しております。また、希望者には村民の森あいの沢管理棟にて放射線計測器の貸出しも行っており、本請願の願意である来訪者が自らの責任において判断できる環境については、相当程度実現できている状況であります。

これらのことから、審査の結果、本請願の趣旨にある放射線量についての情報公開は行われており、願意は相当程度実現していると判断し、趣旨採択とすることに決した次第であります。

なお、村民の森あいの沢は村民の憩いの場所でもあり、多くの方々がキャンプ等に訪れる場所でもありますので、今後とも継続して放射線量を測定し、利用者への情報提供を図り、引き続き利用者の安全安心の確保に取り組むよう要請をいたします。

以上です。

議長（佐藤眞弘君）　これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君）　質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君）　討論なしと認めます。

これから本件を採決します。

本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。本請願は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君）　異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

◎日程第4、令和8年度陳情第4号　「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める
陳情

議長（佐藤眞弘君）　日程第4、令和8年陳情第4号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情についての件を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長（花井　茂君）　ただいま議題となりました陳情第4号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情について、6月12日に総務文教常任委員会を開催し、審議をいたしました。

その審査の結果について報告をいたします。

本陳情の趣旨は、東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子供を対象に被災児童生徒就学支援等事業が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われており、令和8年度は3億円が予算化されています。この事業を通して、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援、高校生に対する奨学金支援、特別学校等に在籍する児童生徒の就学奨励、私立学校及び専修学校、各種学校の授業料減免などが実施されています。本村においても、義務教育学校に就学する子供たちの学校給食、学用品等の支援が実施されており、村内外にかかわらず被災した子供たちが学校で学ぶため、極めて有効な支援事業として機能しています。

令和7年6月20日に閣議決定された第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更の中では、令和8年度から5年間を新たな復興期間として第3期復興・創生期間と位置づけ、支援の必要な子供の状況等復興の進捗に応じた支援を継続するとしており、今日においても本村を含めた福島県では子供たちが県内外で避

難生活を送っており、経済的な支援を必要とする子供たちは多く、就学のためには長期的な支援がなくてはなりません。

つきましては、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学を保障するため、令和9年度も全額国費で支援をする被災児童生徒就学支援等事業の継続と十分な就学支援に必要な予算確保を国に要望する意見書を政府関係機関に提出してほしいとの願意であります。

審査の結果、陳情の趣旨には賛成であり、採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

議長（佐藤眞弘君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本件を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

議長（佐藤眞弘君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後4時51分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年6月16日

飯 舘 村 議 会 議 長 佐藤 眞弘

同 会議録署名議員 菅野 新一

同 会議録署名議員 佐藤 八郎

令和 8 年 6 月 1 9 日

令和 8 年第 5 回飯舘村議会定例会会議録（第 3 号）

令和8年第5回飯舘村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	令和8年6月19日（金曜日）					
招 集 場 所	飯舘村役場 議会議場					
開閉会の日	開議	令和8年6月19日 午前10時00分				
時及び宣告	閉会	令和8年6月19日 午前11時00分				
心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	佐 藤 勝 見	○	2	横 山 秀 人	○
	3	花 井 茂	○	4	飯 畑 秀 夫	○
	5	高 橋 孝 雄	○	6	渡 邊 計	○
	7	菅 野 新 一	○	8	佐 藤 八 郎	○
	9	佐 藤 健 太	○	10	佐 藤 眞 弘	○
署名議員	9番 佐 藤 健 太		1番 佐 藤 勝 見			
職務出席者	事務局長 志賀春美		書 記 糯田文也		書 記 豊永拓也	
地方自治法の 第121条のた めの出席した 者の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	杉 岡 誠	○	副 村 長	中 川 喜 昭	○
	総 務 課 長	村 山 宏 行	○	村 推 進 課 長	佐 藤 正 幸	○
	住 民 課 長 兼 会 計 管 理 者	山 田 敬 行	○	健 康 福 祉 課 長	今 野 智 和	○
	産 業 振 興 課 長	松 下 貴 雄	○	建 設 課 長	高 橋 栄 二	○
	教 育 長	高 橋 澄 子	○	教 育 課 長	三 瓶 真	○
	生涯学習課長	荒 真 一 郎	○	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	松 下 貴 雄	○
	選挙管理委員会 書 記 長	村 山 宏 行	○	農 業 委 員 会 長 農 会	原 田 直 志	△
	代表監査委員	松 田 敏 行	○	選 挙 管 理 委 員 会 長 選 委 員	伊 東 利	○
議 事 日 程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和8年6月19日（金）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 発委第 1 号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）
- 日程第 4 議案第39号 令和8年度飯舘村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第40号 令和8年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第41号 令和8年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第42号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第43号 飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第44号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第45号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第46号 第1号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第12 議案第47号 第2号 村道舗装機能回復工事請負契約について
- 日程第13 閉会中の継続調査の件
- 日程第14 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第15 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（佐藤眞弘君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（佐藤眞弘君） 本日の議事日程及び村長提出の追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（志賀春美君） 報告いたします。

本日村長から、その他案件2件の追加議案が送付されております。

次に、発委第1号国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）が総務文教常任委員長から提出されております。

次に、議会運営委員会が6月16日に本日の議事日程等、議会運営協議のため開催されております。

次に、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から、所管事務調査についてお手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（佐藤眞弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、9番 佐藤健太君、1番 佐藤勝見君を指名します。

◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（佐藤眞弘君） 日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日追加いたしました議案につきましてご説明いたします。

議案第46号は、第1号 村道舗装機能回復工事請負契約についてです。

去る6月8日に7者による指名競争入札を行った結果、庄司建設工業株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。

なお、契約金額は1億9,800万円です。

議案第47号は、第2号 村道舗装機能回復工事請負契約についてです。

去る6月8日に7者による指名競争入札を行った結果、庄司建設工業株式会社が落札しましたので、その請負契約について議決を求めるものです。

なお、契約金額は8,855万円です。

以上が提出しました追加議案の概要です。

よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（佐藤眞弘君） 議案調査のため休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案についての説明を求めます。

(休憩中、総務課長の議案説明)

(午前10時03分)

議長(佐藤眞弘君) 議案調査のため引き続き休憩します。再開は10時15分とします。

(午前10時07分)

◎再開の宣告

議長(佐藤眞弘君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前10時15分)

◎日程第3、発委第1号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書(案)

議長(佐藤眞弘君) 日程第3、発委第1号国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書(案)を議題とします。

委員長の説明を求めます。

総務文教常任委員長(花井 茂君) ただいま議題となりました発委第1号国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書(案)について趣旨説明いたします。

東日本大震災から15年が経過しましたが、被災児童生徒就学支援等事業を通して、本村においても、義務教育学校に就学する子供たちの学校給食、学用品等の支援が実施されています。村内外にかかわらず、被災した子供たちが学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

今日においても、本村を含めた福島県では子供たちが県内外に避難生活を送っており、経済的な支援を必要とする子供たちは多く、就学のためには長期的な支援がなくてはなりません。

このことから、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学を保障するため、令和9年度においても、全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援等事業の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うことを要請するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

令和8年6月19日付、提出者は飯舘村議会議長名で、宛先は復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣であります。

以上です。

議長(佐藤眞弘君) これから提出者に対する質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 質疑なしと認めます。

委員長は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(佐藤眞弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第39号 令和8年度飯舘村一般会計補正予算(第2号)

議長(佐藤眞弘君) 日程第4、議案第39号令和8年度飯舘村一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

2番(横山秀人君) では、補正予算について1点だけ質問いたします。

15ページにございます、役場倉庫の設計業務が、約400万円ほど今回補正で組まれております。当初から規模が拡大する計画であるというご説明がございました。どれぐらいの規模が増える予定なのか、また、その機能がどれだけ、より目的が増えていくのかについて質問いたします。

総務課長(村山宏行君) ご質問でありますけれども、15ページ、役場倉庫の設計業務についてでございます。

面積が若干増えるということでご説明をしておりますが、まず設計単価の上昇というのが大きいと思っております。

それと、当初書庫が足りないということで役場の書庫を中心に建設を計画したわけですが、その後検討している中で、資材の倉庫ですね。本庁舎にあります書庫に資材が大分蓄積されているということがあって、そういった緊急時に必要な資材、工事等の資材、そういったものを備蓄する部分が必要ということがありまして、改めて規模を拡大したいということでございます。

ちょっと今現在、面積的にどのぐらい増えるのかというのは、これからということでありまして、100平米程度は増えるという、そのような計画ではおります。

以上です。

2番(横山秀人君) 分かりました。

4番(飯畑秀夫君) 資料ナンバー11ページの18款の一番下のところで、飯舘村企業立地支援基金のほうから1億280万円ですか。説明を受けたんですが、菊池製作所さんの機械等という話だったんですか。ちょっと内容をもう一度詳しくお願いします。

産業振興課長(松下貴雄君) 企業立地等支援基金の部分でございます。

今回、補正で1億280万円を計上させていただいております。

こちらの事業内容につきましては、まず、菊池製作所のほうで第1工場と言われる工場部分の屋根ですね。屋根のトタンがかなり腐食しているということで、その修繕という部分が1点でございます。

もう1点につきましては、第7工場におきまして機械の導入をしたいということで、今ほど菊池製作所で、今後3年間安定した受注が見込まれるということで、それに対応するために機械を導入したいということで、11台の機械の導入を今計画をしているという部分でございます。

以上です。

4 番（飯畑秀夫君） この基金ですけれども、以前地元ではハヤシ製作所さんが利用したのかなと思うんですが、この基金、1 億円、5 億円、多分積立てしたのかなと思いますけれども、ほかの村内の企業がもし機械とか、ほかの機械でなくてもいろんな物を、必要な物があれば可能なのか。

内容的に 2 人から 3 人、雇用されていればいいのか。仮に今の例で言えば、1 億円補助した場合、何人雇用されなければならないのか、お伺いいたします。

◎休憩の宣告

議長（佐藤真弘君） 休議します。

（午前 10 時 23 分）

◎再開の宣告

議長（佐藤真弘君） 再開します。

（午前 10 時 27 分）

産業振興課長（松下貴雄君） この補助金の申請の部分でございますが、まずは認定経営革新等支援機関というところで、まずは書類の審査を受けてからの申請という形になってございます。

あと、雇用の部分の条件でございますが、新規企業であれば常時 5 名以上の雇用があることと、既存の企業であれば常時 2 名以上の雇用があるということでの条件となっております。

以上です。

4 番（飯畑秀夫君） 新たに雇用をすることは地域の場合は 5 名と書いてあったんですけれども、既存の場合は、もし金額によって将来的に雇用してもらえるということはないのでしょうか。取りあえず今 2 名、3 名ある企業であれば、どの企業でも使えるということでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 既存であれば常時 2 名以上のということがありまして、その後いろいろ導入したことによって雇用が生まれれば、村としてはいいのかなと思っていますところでございます。

以上です。

4 番（飯畑秀夫君） そうなればもう合計ですぐ行っちゃうのかなと思うので、これを有効的に活用してもらって、村内で働く人の企業を助けながら、もちろん雇用を募集してもらって、働く場のために人が来ればと思います。

あと、次に行きます。

すみません、17 ページの 3 款民生費の 12 節、敬老会の運営業務ですけれども、500 万円減額されて、それを 70 周年記念に活用というか、利用するということですが、以前説明を受けていますけれども、この 500 万円で、いつ頃やる予定に決まって、どのようなことをするか、前より進んだのか、お聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村の 70 周年、立村 70 周年記念のイベントということですが、今議員からあったように敬老会の日、その日の午後に合わせてイベントを実施したいということで、10 月 4 日に実施するところです。

以上です。

4 番（飯畑秀夫君） 敬老会が終わってからやるということで、前の話だと、今進んでいるのは芸能人を呼んで公演をやるということをお聞きしましたけれども、芸能人とかが決まって今問合せしているところと伺ったんですけれども、そのほかにも変わったのか。今その確約というか、そこにオーケーをもらっているのかお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今後補正予算で承認をいただきましたら細部については詰めてまいります。基本的にはこの70周年記念というのは大きなイベントでありますので、子供からお年寄りまで皆さんに楽しんでいただけるような著名人を今選定したいということで、動いているところであります。

以上です。

4 番（飯畑秀夫君） できるだけ決まれば、決まる前でもいいですけれども、日程が決まっていれば早めに村民に周知して、たくさんの方がこの70周年に来てもらえるようお願いいたします。

あと、もう1点だけお聞きします。

21ページの6款農林水産業費、7款商工費16節の土地購入費で、小宮産業団地の土地を国から買い取る経費であります。これはもし買い取った場合、そこにごみ処理場ができるわけですが、ここは村で買い取ってその土地を業者に貸すのか、この業者に売ることか、どのようになるのかお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 小宮団地の小宮地区の取得であります。基本的には土地購入をしまして、これは村が活用するという事で取得するものであります。

村が必要だという一般ごみ廃棄処理施設、そういった部分に活用していかなければならないということで、基本的には売ることとはできないものと考えておりますが、細部はこの後詰めていきたいと思っております。

以上です。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第40号 令和8年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤眞弘君） 日程第5、議案第40号令和8年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

2 番（横山秀人君） では、この補正予算書の38ページになります。

今年度から国民健康保険税が2分の1課税されるということの補正予算であります、現在までの滞納額が幾らあり、そして今後新たに課税されるに際して、この滞納対策をどのように検討されているのか伺います。

住民課長兼会計管理者（山田敬行君） 国保税の課税のご質問であります。

まず、国保税の滞納額につきましては、現年度、過年度分を合わせまして357万9,000円ほどであります。

今後の未納が増えないような対策につきましては、一義的には過去に口座振替等を推奨して、納付忘れがないような、漏れがないようなことをしておりますが、それを引き続きしていない方には推奨していきたいということもあります。

それから、どうしても滞納がある程度行ったときには税法に基づく滞納処分、口座情報を調べながら、そういったことも考えて、今後未納が増えないような対策を行っていきたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

5 番（高橋孝雄君） 今の横山議員の質問の中で、357万円。今までこの滞納、これはもう貸倒引当金でなくしたほうがいいんじゃないですか。今までもらえないんで、これ以上もらえない。多分税務署でも大変ですよ。どうですか。

住民課長兼会計管理者（山田敬行君） あくまで国民健康保険税ということで、地方税に基づいた形の扱いになっておりますので、それが時効が過ぎたとか、その後徴収停止という、いろいろ手続を踏まえた上でないと、これを放棄という形はできないものと認識しておりますので、かなり震災前から残っているものもありますが、一時期は、震災前は国保税は約9,000万円ほどの滞納額がありましたが、今このような形になっておりますが、今後課税が始まるに当たっては増えないような対策をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第41号 令和8年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）

議長（佐藤眞弘君） 日程第6、議案第41号令和8年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

2 番（横山秀人君） 予算書54ページ、先ほどの国保と同じ質問になります。

介護保険料に関しても今年度から2分の1課税ということで、今年度は7,300万円ほどの徴収ということになります。

現在までの滞納額と、今後の滞納対策について伺います。

住民課長兼会計管理者（山田敬行君） お答えします。

まず、介護保険料の令和7年度末の滞納額、現年度課税、過年度分を合わせまして24万5,900円見込みとなっております。

今後の対策につきましては、国民健康保険税と同様に口座振替の推奨と、それから必要な場合、財産があるときは滞納処分等をして、未納額が増えないように十分な滞納対策を行っていきたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第42号 飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（佐藤眞弘君） 日程第7、議案第42号飯舘村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

8 番（佐藤八郎君） 今回、基礎課税額医療分で1万円アップ、さらに子ども・子育て支援納付金で新しく3万円ということで、負担が増えるわけでありますけれども、この増える対象者なり、村民にとっての負担割合というのはどういうふうになりますか。

住民課長兼会計管理者（山田敬行君） 国保税の課税限度額の見直しのご質問であります。

まず今回、課税限度額が令和7年度と比較しまして、子ども・子育て支援納付金分もありますが、4万円上がります。これにつきましては国のほうで、所得がある程度ある方から、応能割からある程度取るに当たって一定の上限額を設けるという部分で、保険税をある程度所得のある方から頂くという考え方でありますが、そこには上限を設けるということとであります。

対象世帯につきましては、今のところ9世帯と試算しております。そういった中で、この下限限度額の中で、ある程度所得のある方は負担していただくということになっております。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 国で子育て支援のために子ども・子育て支援ということで3万円という流れになっているんですけども、これは国政の問題なので、国の予算の向け方がいろいろあると思いますけれども、この対象というか、納付義務の方は、飯舘ではどのぐらいになるんでしょう。

住民課長兼会計管理者（山田敬行君） 今回令和8年度から制度が新設される子ども・子育て支援金制度であります。基本的には国民健康保険であれば被保険者、村でいきますと902世帯1,385人と。そこには18歳未満の方は除いた形になりますけれども、その方が対象ということになります。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 今の人数で3万円を徴収した場合、総額でどのぐらい上がるんですか。
住民課長兼会計管理者（山田敬行君） 国ではこの子ども・子育て支援納付金が始まるに当たって、ある程度その目安といいますか、全国ある程度統一的な形での徴収ということを考えておりまして、基本的には1世帯、今回スタートしますが、300円程度の負担と国のほうで考えていまして、村のほうもそれに準じた形の所得割、均等割等を設定しております。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 国がそういう規定に沿ってやってくると。村としてもそれに沿って徴収しなければならないというふうになっていった場合、村民の今まだ避難したりいろいろする、まして今の生活状況で、物価高で大変な中、負担だというのは、強いられるというふうになるんですけれども、1世帯300円という、この902世帯ですか。この1,385人という数値に総額が出るということですか。

住民課長兼会計管理者（山田敬行君） こちらにつきましては、議案説明資料のナンバー3の3ページですね。

こちらが子ども・子育て支援納付金制度に係る税率となっておりまして、所得割が0.3%、それから均等割額が1人当たり300円となっております。このような形で計算をして、上限は3万円でありますけれども、1世帯300円程度という形になっております。

8 番（佐藤八郎君） この表で見ても、飯舘の村民のここ。加入者にとってはほとんど軽減になるのか、高額所得者層にとってはどれだけの負担になるのか。負担を今ここで決められると、それを納めなくちゃならないということになるので、お聞きしておきます。

住民課長兼会計管理者（山田敬行君） 負担の考え方になりますが、また資料の1ページの下の方を見ていただきたいんですが、ここに保険税の軽減基準というのがあります。こちら、所得に応じて7割軽減、5割軽減、2割軽減となりまして、飯舘村の場合902世帯ある中で、この軽減を受ける世帯数は597世帯と。約3分の2が軽減を受けていますので、そういった中での軽減策の中で、国保事業が運営されるということになっております。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） このことについては被災地というのは何か特別なものはないんですか。これは全国一律同じという流れですか。

住民課長兼会計管理者（山田敬行君） 今説明しました子ども・子育て納付金制度、それから

今申しました保険税の軽減基準、それからその上の課税限度額、こちらは全国一律の制度ということになっております。

ですので、2分の1分は、その分は被災地域の部分で、後で議案が出てきますが、今申しましたことにつきましては、全国一律の制度になっております。

以上です。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第43号 飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例

議長（佐藤眞弘君） 日程第8、議案第43号飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第44号 東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤眞弘君） 日程第9、議案第44号東日本大震災に伴う国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第45号 東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

議長（佐藤眞弘君） 日程第10、議案第45号東日本大震災による被災者が属する世帯の第1号被保険者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） 確認しておきますけれども、高額所得者633万円ということで、これ震災後いつから633万円というのが適用されて、今もこの額のようにですけども。物価関係いろいろ含めて、この金額が根拠となるものは、何も変わってないんでしょうか。

健康福祉課長（今野智和君） 633万円の高額所得の方の減免・免除の関係ですけども、飯舘村だけで申し上げますと、平成29年の解除に合わせて、この高額所得者についてはこの軽減の対象にはなりませんよというのが記載されているところです。

それについては、毎年課税の年度を追加するという改正をこの議会においてお諮りし、可決、承認いただいているということになっております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 私が聞きたいのは633万円が高額所得だという位置づけが、解除後ですから9年前から同じ金額で来ているということですよ。その間、物価指数やいろんな意味では上がってきている。そういう意味では高額所得の金額もアップされて当然かと思うんですけども、自然から考えて。それがなぜそのままで。つまり所得が少なくても、減免対象には適用されないというふうになっているんですけども。

健康福祉課長（今野智和君） 633万円の根拠についてですが、これは改正後と、国からこの金額633万円以上については、介護保険料の算定上適用除外とする金額ということで定められ、通知が来ているものとなっております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 通知は来て、改正理由書にも書いてあるので分かるんですけども、実態として633万円は、ここ9年、10年の間に相当物価やいろいろ上がって。例えば750万円とか800万円とかが高額所得に変更になってもおかしくないんでないかと普通思うんですけども、なぜその金額は変わらないで来ているんでしょうか。

健康福祉課長（今野智和君） 633万円の据置きがなぜということではありますが、これはちょっと大変答えにくくて申し訳ございませんが、基本的に先ほどの重複となりますが、国から高額所得の基準としては633万円を基準とするということで、これ被災自治体同様にですね、村だけではなくて、被災自治体の改正に当たっての根拠の資料として通知がなされているということになっております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 減免適用除外になるから私聞いているんですね。アップされたら、その

分をアップしてくるのが普通じゃないかと。

市町村会あたりの中ではこういう論争にはならないんですか、村長。

村長（杉岡 誠君） 私、相馬地方市町村会、また福島県の町村会のほうに入っておりますし、田園中枢都市圏ということで9市町村の中でも参加しておりますが、この辺に関して議論になったことはないです。

以上であります。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第46号 第1号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長（佐藤眞弘君） 日程第11、議案第46号第1号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第47号 第2号 村道舗装機能回復工事請負契約について

議長（佐藤眞弘君） 日程第12、議案第47号第2号 村道舗装機能回復工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

4番（飯畑秀夫君） 長泥地区の村道の舗装工事ではありますが、これ3か所ですけれども、今傷みの激しいところからやっているのか。

あとはほかの村道ですか。今、長泥地区を見てみるとダンプとか大型車が歩いていて、曲田の公園のほうですか、そちらのほうも通行しております。いろんな環境省等でいろんなダンプ等も歩いております。ここの県道も、その方面にも、だんだん道。先ほど言った

46号もダンプ等大型車が通って小宮のほうの道がよくなるということで。

これ、そのほかの長泥地区の道路も予定されているのか。今傷んだ順に舗装されているのか、お伺いします。

建設課長（高橋栄二君） まず、村道機能回復工事でございますが、前に行った路面調査の結果によって傷んでいる箇所について工事で機能回復をしていくという流れとなっております。

長泥地区におかれましては、昨年度も数本の村道について、保守、機能回復をしてきたというところでございます。

今年度につきましては、残りの村道につきまして、その調査結果による補修の必要な箇所について、今回機能回復を図るという中身でございます。

今年度で長泥地区で予定されている路線については完了するという状況でございます。

4番（飯畑秀夫君） 津島方面、399号線ですね。399号線は今国のほうで方針が示されておりますけれども、役場のほうにもいろんな問合せがこれから来ると思うんです。来ているのかな、これ。分かりませんが。

この399号線に関しても何か情報があれば。ちょっと私が聞かれたのは、長泥から行ってこの道どうなるんだとかって、やっぱり地元の人に聞かれたときがあるんで、少し分かる範囲か何かあればこの長泥から飯樋地区に来るところ、お聞かせください。

議長（佐藤眞弘君） 飯畑議員、今のは議題外ですけれども。

4番（飯畑秀夫君） すみませんでした。なるべく長泥地区、これから解除されて、これから人口を増やしていくためなので、道の舗装だけじゃなくて、拡張のほうも検討しながらよろしく願いいたします。

以上です。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

9番（佐藤健太君） 確認させてください。

この舗装機能回復工事は、路面は全面張り替えという形の工事になるのか、一部、部分的に張り替えるのか、どちらになりますか。

建設課長（高橋栄二君） 調査の結果に基づいて行います。悪いところの部分、部分ということでございます。

議長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、閉会中の継続調査の件

議長（佐藤眞弘君） 日程第13、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条第2項の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査にすることに決定しました。

◎日程第14、閉会中の所管事務調査の件

議長（佐藤眞弘君） 日程第14、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長と産業厚生常任委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の所管事務調査をすることに決定しました。

◎日程第15、議員派遣の件

議長（佐藤眞弘君） 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長（佐藤眞弘君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和8年第5回飯舘村議会定例会を閉会します。

（午前11時00分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年6月19日

飯 舘 村 議 会 議 長 佐藤 眞弘

同 会議録署名議員 佐藤 健太

同 会議録署名議員 佐藤 勝見